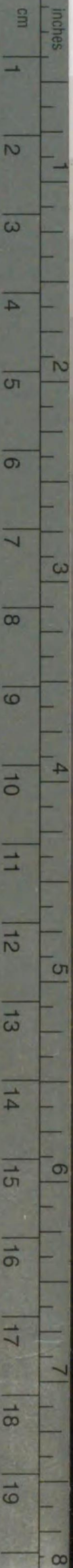


# Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

**A** 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



# Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
[Patch 1]	[Patch 2]	[Patch 3]	[Patch 4]	[Patch 5]	[Patch 6]	[Patch 7]	[Patch 8]	[Patch 9]
[Patch 10]	[Patch 11]	[Patch 12]	[Patch 13]	[Patch 14]	[Patch 15]	[Patch 16]	[Patch 17]	[Patch 18]

708

708-64  
1200501584316



653



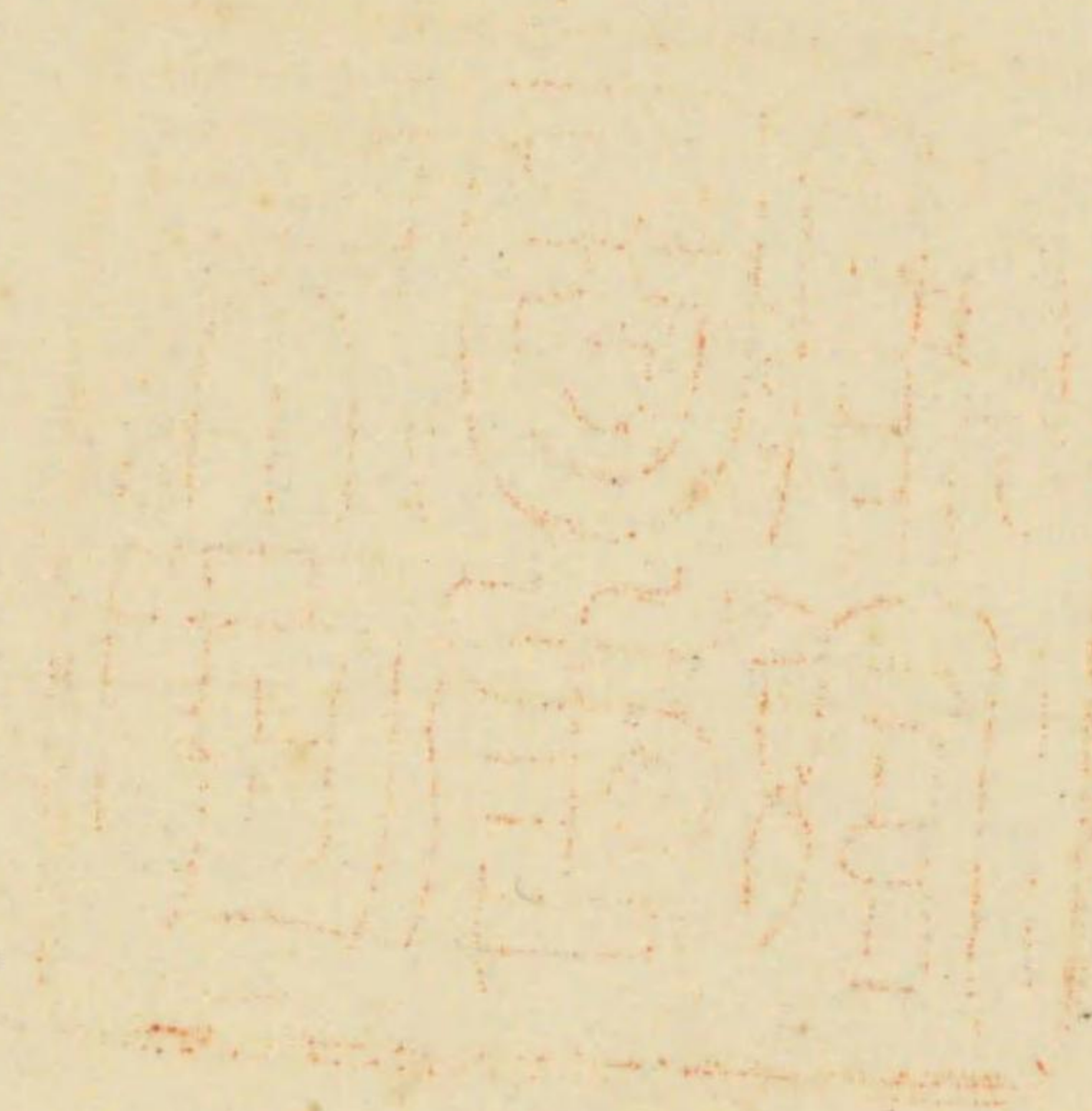


外務省通商局編纂

昭和十二年版

各國通商の動向と日本

日本國際協會發行





### 序

本書は最近世界各国の通商政策の動向と其貿易趨勢を觀察し、併せて我國の世界各國との通商關係及貿易狀況を知るの便に供せんが爲に編纂したものである。

本書の編別は第一篇に於て諸外國の通商政策の動向及び最近に於ける我國の通商交渉の主要竝に對外貿易の概觀等を記述し、第二篇に於て世界各国別に通商貿易に關する重要事項を對日本關係に重點を於て採録した。

本書の内容は既刊のものとは著しく異つてゐる。先づ全體として前年版發行以來發生した新事態に基いて各篇、各章、各項目に付て全面的な改訂を施したことは勿論であるが、更に新たに各國毎に最近の政治經濟事情及び幣制の概要竝に對外貿易の趨勢等を掲げた。又各國個々の通商政策措置等に關しては之を貿易制度の項目下に統一し、日本と世界各國との通商交渉の經過と共に出來得る限り詳細な説明を加へた。尙從來文語體であつたのを口語體に改めた。

昭和十二年十一月

外務省通商局



# 各國通商の動向と日本

## 目次

第一篇 總 說	一
第一章 最近諸外國の通商政策の動向	一
一、關 稅	二
二、輸入量制限	三
三、經濟「ブロック」の形成	七
四、通商條約の新傾向	八
第二章 最近に於ける我國の通商交渉	二二
一、我國通商政策の基調	二二
二、最近に於ける主要通商交渉の經過	二五
昭和十年	二五
昭和十一年	二七
第三章 昭和十一年度及昭和十二年上半期の本邦對外貿易概觀	三一
一、昭和十一年度	三一
二、昭和十二年上半期	三五



第二篇 諸外國の部

第一章 亞細亞

一、滿洲國……………三三  
 二、支那……………五  
 三、香港……………六〇  
 四、佛領印度支那……………六三  
 五、暹羅……………六六  
 六、英領馬來(海峽殖民地、馬來聯邦及非聯邦州)……………七一  
 七、英領印度……………七五

第二章 歐羅巴

一、英國……………一九  
 二、佛蘭西……………二六  
 三、獨逸……………四一  
 四、白耳義……………五一  
 五、和蘭……………五九  
 六、西班牙……………六九  
 七、葡萄牙……………七三  
 八、瑞西……………七六

八、錫蘭……………四三  
 九、比律賓……………四四  
 一〇、蘭領印度……………一〇〇  
 一一、英領「ボルネオ」……………一一一  
 一二、「イラン」……………一一三  
 一三、「イラク」……………一一九  
 一四、「パレスタイン」(英國委任統治地)……………一二三  
 一五、「シリア」(佛國委任統治地)……………一二五

九、諾威……………一八〇  
 一〇、瑞典……………一八四  
 一一、丁抹……………一九〇  
 一二、奧地利……………一九二  
 一三、「チエッコスロヴァキア」……………一九六  
 一四、波蘭……………二〇〇  
 一五、「ラトヴィア」……………二〇二  
 一六、「リスマニア」……………二〇八

第三章 北亞米利加

一七、「エストニア」……………二二三  
 一八、芬蘭……………二二六  
 一九、「ソヴェエト」聯邦……………二二七  
 二〇、伊太利……………二三五  
 二一、希臘……………二三三

二二、羅馬尼……………二三七  
 二三、「アルバニア」……………二四一  
 二四、土耳其……………二四二  
 二五、勃牙利……………二四七  
 二六、「ユーゴスラヴィア」……………二四八

一、北米合衆國……………二五〇

二、加奈陀……………二六三

第四章 中央亞米利加

一、墨西哥……………二六九  
 二、「グアテマラ」……………二七二  
 三、「サルヴァドル」……………二七四  
 四、「ホンデュラス」……………二七六  
 五、「ニカラグア」……………二七七  
 六、「コスタ・リカ」……………二七九

七、巴奈馬……………二八一  
 八、玖馬……………二八三  
 九、「ハイチ」……………二八八  
 一〇、「ドミニカ」……………二九〇  
 一一、其他の中米諸國……………二九二

第五章 南亞米利加

一、「コロンビア」……………二九三  
 二、「エクアドール」……………二九六  
 三、祕露……………三〇三

四、「ボリヴィア」……………三〇八  
 五、智利……………三一〇  
 六、亞爾然丁……………三一六



七、「ウルグァイ」	三三〇	一〇、「ヴェネズエラ」	三三〇
八、「パラグアイ」	三三四	一一、其他の南米諸國	三三三
九、伯刺西爾	三三五		

第六章 阿弗利加

一、埃及	三四	五、白領「コンゴ」	三六三
二、「スーダン」	三三九	七、「モロッコ」	三六五
三、英領東阿弗利加	三四	八、英領西阿弗利加	三六九
四、葡領東西阿弗利加	三五〇	九、「リベリア」	三七三
五、南阿弗利加聯邦	三五七	一〇、其他の阿弗利加諸地域	三七五

第七章 太平洋

一、濠洲	三八三	三、佛領「ニュー・カレドニア」	四〇二
二、新西蘭	三九六		

附 録

一、日本國諸外國間通商條約關係類別表	四〇三
二、通貨に關する重要日附一覽表	四一六
三、諸國通貨の金平價に對する價值比率及邦貨換算額一覽表	四一九
四、東京對外爲替相場	四二三

各國通商の動向と日本

昭和十二年版

外務省通商局編纂



第一編 總 說

第二章 最近諸外國の通商政策の動向

世界大戰後の安定期には國際協調主義が高唱され、通商政策の傾向は一般に自由通商主義の方向を持して居たが、一九二九年秋の紐育株式市場の「パニック」に端を發した世界經濟恐慌の勃發と共に此の傾向は逆轉し、最近數年間の世界經濟の動向を見ると、世界各國は通商自由主義とは正反對の方向に進んで居る。即ち最近に於ては各國何れも經濟的國家主義に立脚して、自國産業の保護に主力を傾注し、其製品の販路に付特定經濟領域を區切つて、獨占的に之を確保しやうとする所謂經濟「ブロック」の形成に努力してゐる。而して世界各國は殆ど例外なく強度の輸入阻止策を講ずる一方、自國製品の海外市場を確保する爲輸出増進策を實施したが、此の輸入阻止策と輸出増進策とは矛盾を來たし、其結果として、關稅障壁は愈々高められ、國際市場は益々狹隘となり、貿易は萎縮する反面、國內市場は輸入阻止策に依る生産費昂騰に惱み、世界經濟不況の激化に拍車をかけるに至つた。此の間各國の輸入阻止策は、高關稅及爲替管理に依る間接的手段から一步進んで、輸入禁



止、輸入割當等の直接的手段に轉じ、又一般に關稅變更其他の貿易政策措置を行政權に委ぬるの傾向が顯著となり、所謂經濟的武裝の鞏固を計らんとするの方向を辿り、世界の通商は全く梗塞されたが、其打開を目的として開催された數次の國際會議も所期の効果を擧げ得ず終り、「アウタルキー」思想は世界に瀰漫するの情勢を呈するに至つた。

## 一、關 稅

大戰後歐洲諸國の農業不況の繼續と、諸國の食料品自給政策採用との結果農業保護は一般の趨勢となり、農産品に對する關稅は漸次引上げらるる傾向を示し、又次第に濃厚となつた國家主義的經濟政策の影響に依り、保護關稅政策は漸く隆盛ならんとする形勢を示した。國際聯盟を中心として屢次に互り右傾向を阻止する爲の努力が拂はれ、一九二七年の國際經濟會議以來稍々保護政策の緩和を見んとする機運を生じ、輸出入禁止制限撤廢の爲の國際條約の調印をも見るに至つたが、幾何もなくして一九二九年秋米國に勃發し世界諸國に波及した經濟不況は再び此の機運を消失せしめ、保護政策を激成し、農産物のみならず工業品に對する關稅も相次いで引上げらるるに至つた。

(イ)關稅引上——一九三〇年米國の「スムート・ホールー」關稅法は極端なる保護關稅強化の先蹤となつたものであつて、之に對抗し關稅引上を爲す國が續出したが、次で一九三二年英國の保護關稅設定に依り保護主義は世界を風靡するに至つた。此の間、一九三〇年及一九三一年の關稅休戰會議並に一九三三年六月—七月の倫敦國際經濟會議等國際協力に依り右趨勢を緩和せんとする努力が試みられたが、何れも其の効果を擧げ得ず終り、却て世界不況の激化に基因する多數國の通貨下落は關稅引上の機運を増大すると共に、更に進んで直接に輸入量を制限する各種の措置を盛ならしむるに至つた。

(ロ)爲替補償稅——爲替下落國商品に對し關稅重課を爲すことは、嘗て大戰直後通貨膨脹時代の獨逸品に對し行はれた所であるが、今次の不況に因り多數國の通貨が金本位を離れて下落を見るや、佛國、加奈陀、比律賓、南阿聯邦、西班牙等

相次いで爲替補償稅を設定し、爲替下落國よりの商品に之を賦課するに至り、埃及も亦此の例に倣つた。而て本邦品も直ちに右課稅の目的とせられ多大の打撃を蒙つた。

(ハ)關稅獨裁權——又最近諸國の關稅政策の顯著なる一傾向は、貿易事情の變動に應じ迅速に關稅引上の目的を達する爲關稅率の變更に關する廣範なる權限が行政に賦與せらるる傾向であつて、前記爲替「ダンピング」稅の適用が、何れも行政の權限とされて居るのみならず、一般關稅率の増減に付ても、英、米、佛、獨、白、伊、印、瑞西、西班牙等何れも或は關稅法の規定に依り、或は特別の立法に依り、廣範なる權限を政府に賦與してゐる。英國の一九三二年の關稅法、米國の一九三〇年の關稅法中の伸縮條項、産業復興法、農業救濟法及互惠通商法、佛國の一九三四年三月の關稅獨裁權法、和蘭の一九三四年の非常時關稅法、獨逸の一九三四年の關稅獨裁法、印度の一九三三年の産業保護法等は其の著例であつて、右の結果關稅引上は極めて頻繁に行はるるに至つたのである。

(ニ)求償主義に基く復關稅制度——後述の通り中南米諸國は主として爲替管理に依つて輸入貿易を統制して居るが、最近に至り對手國との輸出入貿易「バランス」の如何に依り、當該國商品に對する關稅率に差等を設くるものが續出した。即ち玫馬、「ドミニカ」、「ハイチ」、「サルバドル」、「グアテマラ」、「エクアドル」等はその例であるが、此の措置は之等諸國の物産を殆んど買付くることなく盛に自國品を賣捌きつつある日本の商品を防遏せんことを主目的としてゐるものと見られ、中には特に日本品のみに對する特別附加稅を賦課し又は賦課せんとするものを生ずるに至つた。

## 二、輸入量制限

關稅上の諸措置の外、近時最も顯著な傾向としては直接に輸入量を制限せんとする各種の措置がある。英國を始め英帝國諸邦、米國、比律賓等依然關稅政策を以て國內市場保護の主たる手段と爲し居るものもあるが、多數の國は關稅政策と並行



し各種輸入制限措置を採用し、漸次右措置を重視するに至つた。右措置は、或は多數の國の通貨下落の爲保護關稅の効果が減殺されたること、或は關稅率條約上固定せられ、引上を爲す餘地に乏しかつたこと、或は通貨擁護の爲貿易「バランス」改善の急迫したる必要に基き輸入減少を計ることを餘儀なくせられたこと等幾多の事情に基いて實施せられたものであるが、何れの場合も、輸入制限に關する廣汎なる權限が政府に賦與せられ（例へば獨逸の一九三三年の獨逸輸出保護法、一九三四年の經濟對策に關する緊急法等、和蘭の一九三一年及一九三三年の非常時輸入法、蘭領印度の一九三三年の非常時輸入法、白耳義の一九三一年及一九三四年の輸出入に關する特別權限委任法、瑞西の一九三三年の對外經濟防禦手段に關する聯邦令、西班牙の一九三四年の輸入割當令、其の他諸國の爲替及貿易管理法）たのみならず、最も適確に外國品の輸入を阻止し得る譯であるから、諸外國は盛に之を行ひ、國際貿易にとり最も重大なる障礙となるに至つた。而て又特異の制度に基き外國貿易を國營とし、特殊の國家機關を通じて之を行ふ蘇聯邦、並に外國貿易を政府に於て獨占し一般貿易商への委任に依つて之を行はしむる「イラン」は之を別とし、多數諸國の採つた輸入制限の手段は、輸入許可制度、輸入割當制度及爲替管理制度等であつて、之等は國に依り其の適用振を異にし又種々組合せられて極めて複雑な態様を呈してゐる。右制度の概要を述べれば左の如くである。

(イ)輸入許可制度——許可制度は從來公安、衛生、武器取締等に關聯して一部に付行はれて居た所であつて、必ずしも新しい制度とは云ひ得ないが、輸入制限の方法として廣汎に利用される様になつたのは最近の現象である。本制度は輸入に際し豫め政府の關係機關の特別許可を取得すべきことを要求するものであつて、許可の限度は之を公表しないから、當該機關の裁量に依つて諸般の事情を考慮して許可を與ふるや否やを決定し得る譯であつて、場合に依つては事實上輸入禁止に等しい事態を生ぜしむることもある。尤も本制度を實施する多數の國に於ては、前年度又は一定年を基準にして許可を與ふる方法を採用して居る。

許可制度は之を採用せる目的の如何に依り、又當該國の經濟的事情並に他の貿易統制措置との關係に依り、夫々其の實施の態様を異にすること勿論であつて、墺、勃、丁、洪、「チエッコ」、「エストニア」等多數の中東歐諸國及南米諸國は輸入許可制度を爲替管理と併行して採用し、又「ロシアニア」、波蘭等の如きは極めて多數の商品に許可制度を實施し、他の方法に依る管理は採用することなく専ら本制度のみに依つて輸入制限を行つてゐる實情である。他方、墺地利の如く爲替管理を徐々に緩和し、許可制度を擴大して之に代へたるものもある。或國（例へば瑞西）に於ては、本制度は特定の商品の過剩輸入を阻止する目的を以て實行せられ、輸入許可量は各輸入業者の一定年度、瑞西に於ては多く一九三一年度）の輸入量に限定せられてゐる。又或國に於ては、輸入許可制度は國家管理下に在る中央機關の輸入獨占を伴ふことがある。例へば「エストニア」に於ては「獨占化商品」、即ち許可制の下に在る商品は、政府の管理下に在る「組合」に屬する商人にのみ輸入を許可せらるることとなつて居り、又近時蘭領印度に於て行つてゐる如く輸入許可に際し商人の資格限定を伴ひ營業の制限に迄及ぶものがある。

此の外少數の商品に付ては專賣、其の他國內産業の特殊事情に基き許可制度を採る國は極めて多數に上つて居り、又特定國を差別待遇する目的を以て許可制度が利用せられたことがある（蘇聯邦商品を目的として白耳義の行ひたる許可制度の如き其の著例である）。

右の如く許可制度は各種目的を以て實施せられ、其の實施の態様も國に依つて異なるが、國際貿易に對して及ぼす影響は關稅政策と異り一層直接的である。

(ロ)輸入割當制度——一九三一年佛國に依り採用せられて以來歐洲諸國の間に急速に普及を見た制度であつて、現に佛國（一九三六年十月の「フラン」切下と同時に部分的の廢止を見た）を始め、西班牙、伊太利、希臘、羅馬尼、土耳其、獨逸、白耳義、和蘭、「ラトヴィア」等が之を實施してゐる。



本制度は許可制度と同様輸入を制限する目的の下に行はれるのであるが、許可制度との差異は割當制の下にあつては一定期間の輸入量が固定せられ且公表せらるる點である。而て割當量の決定及其の他適用方法は、國に依り之を異にし頗る多様であつて、同一國に於ても商品の種類に依り、或は基礎年度の一〇〇%を採り或は其の五〇%以下なる場合等種々ある。本制度適用方法の主なるものを略記すれば左の如くである。

(甲)輸入商品の原産地に關係なく行はるる自主的且綜合的割當の場合。此方法は土耳其に於て採用せられてゐる。

(乙)前年度又は一定年度を基準とし、同年度の比率に依り供給諸國間に割當の分配せらるる場合。此の方法に於ては

(イ)個々の輸入許可を伴はざるものがある(佛國に於て一部の輸入品に適用せられた)。

(ロ)又個々の輸入許可を伴ふことがある。此方法は最も廣く採用せられ、佛國、西班牙、希臘、「ラトヴィア」、羅馬尼等に於て多數商品に付之を適用してゐる。

(丙)豫め輸入量を決定することなく、政府間の協定若は輸入業者團體間の協定を基礎とする割當。

佛、獨、白、葡等の割當の一部分に右の如き例がある。之には直接政府間の協定に依り割當を協定する場合(例へば印度に於ける日本綿布の割當)、當業者團體間の協定を政府に於て承認する場合(例へば蘭印に於ける「セメント」の割當)等幾多の態様がある。

而て茲に注目すべきは最近佛國、和蘭、西班牙等の實施した様に割當を政府間交渉の對象とし、非協定國の割當量を減じ協定國に對する割當増加の代償として自國品に對する恩恵を求め、以て自國輸出の振興手段として利用しやうとする傾向である。斯の如き傾向は割當制のみならず、許可制の場合に於ても將又爲替割當の場合に於ても看取せらるる所である。

尙割當制度と類似してゐるが、稍特異なる制度は瑞西が廣汎に採用してゐる所謂關稅割當制度と稱するものである。右制度に於ては割當制度と同様に輸入量割當を爲すのであるが、割當量は協定稅率又は普通稅率を享受し得る數量を限定する

ものであつて、割當量を超過する輸入は之を禁止することなく、單に禁止的高率關稅を定め之を賦課するものである。瑞西に於ける割當は大部分本制度に依り、獨逸に於ても最近少數の商品に對し本制度を適用するに至つてゐる。

(ハ)爲替管理に依る輸入制限——獨逸、中部及東部歐羅巴諸國、中南米諸國等は爲替管理を行つて居るが、其の目的達成の爲には輸入の統制を行ふ必要があるので輸入許可又は割當制度を並行實施して居るもののあることは前述した通りであるが、獨逸の如く更に進んで各種輸入商品の管理を行つて居るものもあり、又「イラン」の貿易獨占も主として其の通貨擁護の目的に出で、爲替管理をも綜合した制度となつて居る。

右の外爲替取組の制限又は爲替割當制度に依つて輸入の統制を行つて居るものがある。南米諸國、殊に亞爾然丁、智利、「ウルグアイ」等は外國爲替委員會に輸出入爲替取引の統制を管掌せしめ、之に依つて輸入を統制し、原料品、食料品、完成品、奢侈品等の區別に依り統制に緩嚴を附してゐる。又自國と當該國との貿易關係の有利不利を考慮して爲替許可に苦心を加へ、又は爲替相場に差等を設くる等の措置を執つてゐる。又東歐諸國殊に希臘、羅馬尼等は爲替許可を自國の當該國向輸出入額又は其の一定割合以下に限定し、國別貿易の均衡を圖つて居る。

國別輸出入額を均衡せしむべしとする思想は、近時多數の國の採る所となり、前記の如く爲替管理の目的上嚴重な輸出入均衡を企圖するもの外、多くの國の通商政策は漸次右思想に傾き、或は輸入許可、輸入割當等の適用に付貿易關係を顧慮して苦心を加へ、或は自國が輸入超過にある國に對しては自國品購入を要求し、條約廢棄、當該國品に對する輸入防遏措置の採用等の舉に出づるものが益々増加するの形勢にある。殊に我國の如く最近中南米、近東、阿弗利加等への輸出の伸張著しき國は、之等地方に於て求償主義に基く各種の要求に直面しつつある現狀である。

### 三、經濟「ブロック」の形成



國際協力に依り各種通商障礙撤廢を計らうとする努力が屢次失敗し經濟的國家主義は愈々促進され、更に進んで經濟「ブロック」形成の趨勢を生ぜしめたことは前述の通りである。先づ英國は一九三二年保護關稅設定と共に英帝國間經濟的協力の強化に向ひ、同年夏「オッタワ」英帝國經濟會議に依り英帝國諸邦の結束を固め、更に英帝國外の亞爾然丁、「スカンヂナビア」諸國等密接の關係を有する諸國を率ひて「スターリング・ブロック」を形成し、又米國は夫れ自身一大經濟單位を形成してゐるが、更に進んで中米諸國、南米諸國を包含する「アメリカ・ブロック」の形成に努力し、佛國、和蘭、葡萄牙等亦各自其の屬領、殖民地との結束を強めて之に對抗して居る。

又經濟「ブロック」形成運動と並び利害關係の緊密な隣接諸國を綜合して經濟的接近を實現せんとする地域的協定は各方面に企圖せられ、一九三四年五月羅馬に於て成立した伊澳洪三國提携を始め、小協商國經濟會議の設置、北歐諸國、バルチック諸國の提携運動等がある。又日本を主動者とする日滿支經濟「ブロック」形成の企圖も着々と進行してゐる。

#### 四、通商條約の新傾向

以上略述した通商政策の諸傾向は、諸外國の通商取極に甚大の影響を及ぼし幾多の新傾向を生ぜしめた。

(イ)協定有効期間の短縮——先づ近年從來の通商條約に代り又は之を補足する目的を以て多數の通商協定が締結されたが其の有効期間は極めて短期間とせられ、有効期間一ケ年、廢棄豫告期間三ヶ月の協定は敢て稀ならざるに至り、又短期間の暫定取極に依つて兩國間の通商關係を規律するに止むる如き場合が漸次増加した。

之は諸國に於て非常的事態を規律する取極の固定化を避け、能ふ限り不測の事態に對處するの自由を保持しやうとし、長期間に亘り條約の束縛を受くることを好まざるに因るものと考へられる。

(ロ)最惠國約款の適用制限——次に注意を要するのは最惠國約款の適用が益々制限せられ様とする傾向である。即ち近時多數國の間に成立した既存通商條約を補足する追加取極は從來の條約中の最惠國待遇の適用を制限せるものが尠くない。又近時締結せられた通商條約中には最惠國待遇を附屬表中に列記する兩國間貿易の重要品のみ限定し、或は之等商品に對する稅率の協定に止め、一般的最惠國待遇の許與は之を避けやうとするものもあるのである。而已ならず多數の國は輸入許可、輸入割當等は從來の通商條約中の最惠國約款の適用範圍の外なりとする解釋を採り、此の解釋に基いて許可又は割當に依つて最惠國待遇主義に反する様な待遇を盛に行ふに至つてゐる。

又最惠國約款適用の例外も益々擴張せられんとする状態であつて、從來一般に認められて居た關稅同盟、國境貿易等に關する最惠國約款適用の例外の外、各種の地域的協定又は特別關係ある二國間協定に對しても例外を主張するものがあるに至つた。

(ハ)互惠協定——斯の如く最惠國約款は、漸次其の適用範圍が限定せられやうとするに至つたのみならず、元來最惠國約款は差別待遇を禁止するのみであつて、關稅引上、輸出入禁止制限等を爲す可能性を排除するものではないので、現下の異常な事態の下に於ては諸國の通商にとつての充分な保障であると云ふ譯には行かぬ憾がある。之が爲近時諸國の間に互惠主義に基く協定に依り通商障礙の打開を計らうとする傾向を増した。即ち屢次の國際會議殊に倫敦國際經濟會議に於て一般國際條約に依つて通商障礙撤廢を計らうとする企圖は種々の困難に逢着し、實現を見ることなくして終つたのに鑑み諸國は二國間協定に依つて之が打開を計らうとし、互惠主義に基く多數の協定が締結せられたのである。即ち英國は一九三三年以來「スカンヂナビア」諸國、亞爾然丁、「バルチック」諸國等との間に多數の互惠通商協定を締結し、右協定に依つて英國は之等諸國よりの穀物、肉類等農産品に對し割當を與へ、其の代償として英國品に對する關稅引下、制限緩和を得て英國品の市場を確保し、「スターリング・ブロック」の結束を強固にした。佛國が一昨年來其の新割當政策の結果多數の國と締結した割當量増額に關する協定も亦顯著なるものの一であつて、之等協定に依つて佛國は割當量を増額すると共に相



手國よりも佛國品に對し關稅引下、割當量増額等の對價を得たのである。

又最近最も注意に値するのは、一九三四年六月の互惠通商法に基く米國の互惠通商政策である。米國は同法に依つて多數の中南米諸國、歐洲諸國と交渉を進め、一九三六年末迄には既に玖馬、伯刺西爾、白耳義、「ハイチ」、瑞典、「コロンビア」、加奈陀、「ホンデユラス」、和蘭、瑞西、「ニカラグア」、「グアテマラ」、佛蘭西、芬蘭、「コスタ・リカ」との間には協定が成立し、相互に重要貿易品に付關稅引下又は關稅率据置を約した。而して之等互惠協定に於ては原則として無條件最惠國待遇主義を採用して居るが、米國は爾餘の國とも同様の形式に依る協定を締結する方針であると傳へられ、又米國政府は國際貿易振興の見地から右互惠協定の利益は最惠國條款に依り第三國にも均霑を許す方針である旨言明して居るが、斯る米國の態度は條上の最惠國條款に對する傾向に鑑み注意すべき動向を示すものと云ふべきである。

(二) 求償協定——更に近時國別輸出入均衡主義を嚴重に實行して居る國との間に於ては、新たな内容及形式の協定が行はるるに至つた。即ち求償協定と稱せらるるものが之であつて、其の典型的なものは兩締約國の相互の輸出額を一對一の比率として其の最高限度を定め、右限度迄相互に相手國産品を輸入すべきことを約するものである。土耳其及希臘を中心に多數の國との間に締結された協定は其の最も顯著な實例である。求償協定は又後記の清算協定と結合した形式の協定として締結されること多く、或は場合に依り其の相互の輸出額の比率も必ずしも一對一のみならず多少異つた比率が採用される場合もあり、又求償制度が關稅、輸入許可、割當等と關聯して取扱はれ、之等通商障壁低減乃至撤廢を實現する一の手段として採用される場合がある。

(ホ) 支拂及清算協定——諸國の爲替管理は之等の國への輸出代金回收上の困難、延ては之等の國との貿易の滯滞を生ぜしめたが、此の困難を回避する手段として支拂清算制度が考案され、右制度を規定する支拂協定又は清算協定が爲替管理國相互間又は爲替管理國と非管理國との間に締結された。清算協定は多く締約國相互間の支拂を兩國中央銀行に集中し、双

方の輸入者は相互に輸入代金を自國中央銀行に設けられてゐる相手國中央銀行の特別勘定に自國貨にて拂込み、右中央銀行間の特別勘定に依つて兩國間の支拂を清算する制度を採用して居る。尤も清算制度適用の態様は場合に依り異り、貿易債務全體に之を適用するもの、或は其の一部分に之を限定するもの(例へば獨逸の舊清算協定に於ては獨逸輸入業者に對する爲替割當の盡きた後の輸入に關して清算制度を規定した)、又既往の凍結債權、財政的債權等に付ては之を除外するもの或は之等債務の漸進的拂戻を含むもの、又相互の支拂額に付ても嚴格なる支拂の平等を規定し、輸出業者に對する支拂は相手國中央銀行に於ける當該國の「クレヂット」に該當する金額の存在を條件とするもの、或は右條件を規定せず單に輸出業者の申請に基き支拂を爲すべき旨を規定するもの、又勘定残高に關しても一部分の「トランスファー」を許すもの、或は之を許容せず當該國に對する債務支拂又は産品購買の爲に使用すべき旨を規定するもの等があつて極めて複雑多岐に亘つてゐる。英國、佛國、瑞西、白耳義、伊太利等は獨逸、中東歐諸國、智利、亞爾然丁等多數の國と清算協定を締結し、出來得る限り貿易上の支障除去に努めて居る。

以上最近諸國の通商政策に現はれた顯著な傾向を略述したのであるが、要するに、現下の通商政策は未曾有の世界不況の影響を受けて自由貿易主義及無條件最惠國待遇主義に動搖を來した結果、往時右主義が世界諸國の通商政策の指導的原理として認められて居た時代と異り確固たる中心を失ひ、假令右主義を以て理論上採るべしとするものも、世界の大勢上種々に變更を加ふることを餘儀なくされるに至つた次第である。



## 第二章 最近に於ける我國の通商交渉

## 一、我國通商政策の基調

日本は從來通商政策として通商自由主義に則り無條件最惠國待遇主義を國際貿易の根本方針として堅持し、凡ゆる機會に於て此の主張を闡明して來たのであつて、今後も我國と見解を同うする諸國と協力して、各國の通商自由制度への復歸に全力を傾注せんとするものである。而して日本が世界通商上の各種の障礙除去に依る物資の自由流通の制度再建を目指して邁進しつつあるのは、之に依て良質廉價の商品が世界到る所に於て自由に購買され得ることとなり、世界の消費者に一大福音を齎らし、世界文化の向上に資する所絶大であつて、之こそ國際正義であると確信すると共に、他方通商自由に依る輸出産業の發展が我民族繁榮の必須條件たることを知るが故である。勿論世界を昔日の自由貿易主義華かなりし時代の姿其儘の自由通商制度に引戻さうとするのは、現下の世界政治經濟の情勢に照し至難の業であることは日本も承知して居るのであるが、唯尠くとも世界各國が相互に自由通商を基調とする通商政策を執り、合理的なる範圍に於て世界諸國間の貿易が障礙無く行はれ得る様な制度に復歸することが、世界經濟の恢復、延いては世界平和の確保の爲に甚だ必要であると確信して居るのである。而して其の實現の爲には、天然資源を豊富に擁する英米等の諸大國が率先して通商自由主義に則るの範を示し、之を全世界に及ぼすの氣運を醸成することが最も望ましいのである。斯る見地よりして、日本政府は曩に第七十帝國議會に於て有田外務大臣が演説した通り、「コンゴ」盆地條約の公正なる精神が、他の一般植民地市場にも適用せらるることを要望したのである。此の「コンゴ」盆地條約に於ては、阿弗利加の「コンゴ」盆地に關して、締約國に對する通商上の完全なる均等待遇、商品の輸出入の自由、船舶航行の自由、天然富源の開發に關する均等待遇等が規定せられて居る。即ち「コンゴ

」盆地に於ける各國の利害關係の摩擦を避け、且盆地内住民の福祉を圖る爲、加盟國の通商自由の原則、資源開發に關する均等待遇の原則を確保することが條約の眼目となつて居るのであるから、國際聯盟規約のA式、B式委任統治條項の規定と共に、其精神は公正なものである。此の公正な精神が世界の植民地、未開發地域にも適用される様になることは頗る望ましいことであるから、此目的實現の爲に世界各國が協力する場合には、我國は之に出來得る限りの協力を吝まないであらう。日本は上述の如き方針を堅持して、世界各國の通商自由制度への復歸を促進する爲凡ゆる努力を拂つて居るのであるが、然し世界の諸國中依然として國際經濟秩序の恢復に支障となる様な措置に出で、各種の障礙を設けて一般國際通商、殊に日本商品の輸入を不當に防遏せんとする國があるとするならば、日本としても之に對し適切なる對抗手段を採るべく餘儀なくされるのである。日本に於ては、報復關稅の手段は既に從來より關稅定率法中に規定せられて居るが、最近數年間に於ける日本商品防遏運動の愈々熾烈を加へんとする情勢に直面して、臨機の措置を講ずるの必要から、昭和九年五月以降「貿易調節及通商擁護に關する法律」が施行されて居る。此法律に依つて政府は或一國が日本商品に對し、不當に高い關稅を課し、或ひは苛酷な差別待遇を爲し又は爲さんとする場合之に對應して貿易を調節し、又は通商を擁護する爲特に必要ありと認むるときは、當該國よりの輸入品に對し、普通の輸入税以外に其物品の價格と同額以下の輸入税を課し、又は輸出入の禁止、制限等の措置にも出ることが出来るのである。斯る非常手段が我國の堅持し來つた世界通商自由の復活促進の主義に背馳するものと見る向があるならば此見方は當らない。通商擁護法は、受動的又は消極的にのみ發動し得るのである。即ち同法第一條に於ても「外國の執り又は執らんとする措置に對應して」始めて發動し得る旨が明定されて居るのであつて、我國から進んで積極的又は能動的に發動することは出來ない様になつて居る。之に見るも明かな通り、我國は寧ろ之に依て相手國の反省を促し、通商自由主義に基く國際經濟關係の明朗化を計らんことを窮極の目的として居るのである。日本の貿易の特徴は第一に輸入先と輸出先との喰違が頗る大なることである。日本は資源に乏しい爲、工業原料を海外諸



國から輸入し、之を製造品として輸出せねばならぬ立場に在るので、輸出増加は必然的に原料品の輸入増加を伴ふこととなるのであるが、従来原料品の輸入先と製品の輸出先が地域的に異なつて居た場合が多い。即ち日本の原料輸入先は、地域的には限定された比較的少數の國であるに反し、製品の輸出先は原料品の輸入先とは殆んど無關係に、廣く世界各地に及ぶ實情に在る。日本の貿易の第二の特徴と目すべきものは、輸出市場分散化の傾向である。近年日本商品の新販路開拓の努力が效を奏し、輸出市場は地域的に著しく擴大した結果、従来米國、支那、滿洲、蘭印等に偏在して居た日本の輸出市場は、廣く世界各地に分散せられ、殊に近東、阿弗利加、中南米等に對する日本商品の輸出は目覺しい躍進振りを示し、輸出市場分散化の傾向を一步前進せしめた。事情斯くの如くであるから、最近數年に於て日本の輸入先と輸出先との喰違ひは一層甚だしくなつた。其結果日本と主要國との間の貿易尻の上にも、著しい偏傾を生ぜしめた。即ち日本は、一方に原料購入に依る莫大なる輸入超過の相手國を有し乍ら、他方最近開拓された新市場に於ては輸出超過の片貿易となつて居る所が少なくないが、斯る片貿易調整の目的に基く求償買付を日本に對し求めて來た國の中には、其の要望實現の手段として日本商品輸入阻止の爲に不正且つ妥當を缺く措置を執るに至つた國が少くなかつた爲、折角發展の徴を示し始めた日本と之等新市場との貿易關係は大なる障礙に逢着し、貿易梗塞に至らんとするの寒心すべき状態を呈して居る地域もあるのは甚だ遺憾である。

日本としては斯る相手國の片貿易調整要望に對しては、相手國が日本商品に對する輸入制限措置を撤廢し公正妥當なる取扱を爲すことを條件として、出來得る限り其の國の生産品の買付に力め且つ日本製品の輸出増進を圖らんとするものである。通商自由主義に基く國際貿易は、畢竟するに當事國相互の利益を齎らすものでなくてはならぬから、日本は互惠的に相手國の正當なる要求には出來得る限り副ふに吝かではないのである。而して之に依つて、双方の貿易額が増嵩を見ることを窮極の目的とせねばならぬ。斯る次第であるから、日本に於ても原料輸入先を必要に應じて他に轉換するを要し、「ギヴ・アンド・テイク」の原則に基いて我が輸出入先の喰違を互惠的立場に立つて調整し、輸出入の増加を計るの必要を生じて來るのであ

る。而して從來求償主義に基く相手國產品の買付増加は、自發的に日本の輸出組合等の手に依つても實施されて來た。其根本趣旨は、諸外國の日本商品自由輸入の制度を確保する爲に、互惠的立場に立つて日本の輸入業者をして先方の產品の買付を實行せしめ、日本と先方相手國との貿易關係を相互的に増進せんとするに外ならない。政府も亦輸出組合の斯る行き方を事宜に適したものと認め之が指導勸奨に努めて來た。然し政府は更に一步を進め、日本と相手國との通商促進措置の實行を當業者團體の措置にのみ任せず、當事國政府間に、貨物の自由流通促進の基調に立ち、而も兩當事國の通商關係を互惠的に増進する爲の通商取極或は貿易協定を締結し、以て日本が格守する通商自由主義と通商互惠主義とを現實化せんとする意圖を有するのであつて、之に依り漸次世界各国の經濟的武裝傾向を緩和し、自由通商主義への復歸を促さんとする決意が有るのである。而して日本は同様の見解を持つる諸外國と協力して此の目的の貫徹を期せんとするものである。

尙日本政府は關係諸國との間の各種の通商問題の解決に當つては、彼我双方の立場を充分考慮し、互讓妥協の精神に則り問題の圓滿な妥結を計る方針を以て善處するに力めて來た。次に昭和十年及十一年中に於ける諸外國との通商交渉を概観しやう。

## 二、最近に於ける主要通商交渉の經過

昭和十年

昭和十年中外國側より廢棄通告を受けた本邦對外通商條約及暫定取極は左の如くである。

- (一) 日政通商暫定取極(廢棄豫告期間三ヶ月) 一月五日附廢棄通告あり四月五日より失効した(詳細は玖馬の項参照)。
- (二) 日本「エクアドル」間修好通商航海條約(廢棄豫告期間一ケ年) 五月十五日附で廢棄の通告があり、十一年五月十五日より失効した(交渉詳細は「エクアドル」の項参照)。



(三)日埃通商暫定取極(廢棄豫告期間三ヶ月) 七月十八日附で廢棄の通告があつたが、其後交渉の結果右通告を撤回し、當分無制限に效力を存續せしむることとした(詳細は埃及の項参照)。  
次に前記諸協定に關する交渉の外、昭和十年中に行はれたる諸般の通商交渉中主なるものを擧ぐれば左の如くである(各交渉の詳細は當該國別項目参照)。

(一)日濠交渉 日濠間の通商は從來無條約狀態に在つた爲、新に條約締結の目的を以て二月以來「シドニー」及「カンベラ」に於て兩國間の會商を行つた。

(二)日獨及滿獨交渉 最近日獨貿易は益々獨逸側にとつて有利となつたが、之にも不拘獨逸は自國經濟の必要上より本邦品の輸入を著しく制限して來たので、我方は屢次先方と交渉し對邦品措置を相當緩和せしめたが、昭和十年末獨逸の極東經濟使節來朝するに及び、同使節は自國側に極めて不利なる滿獨貿易を調整せんが爲、滿洲國側と折衝し且日本政府の關與斡旋を求め、日滿獨三國代表者間に滿獨貿易協定の商議を行つた。

(三)對米交渉(對比島綿布輸出問題を含む) 從來本邦の對米輸出品中特に其價格低廉なるもの、或は急激に其數量増加の傾向に在るものに付ては屢々米國側から我方に對し注意を喚起して來てゐたが、我方としては先方の申出の内首肯し得べき理由のあるものに付ては成る可く我國内當業者をして自制的措置を執らしめ、以て先方の關稅引上又は輸入制限等の手段を避くる様交渉して居る。就中昭和十年中に於ては對米輸出綿布、羊毛、手袋等に關する交渉の外、「フィリッピン」に對する綿布輸出量に付兩國間の諒解を遂げた。

(四)「シリヤ」に關する對佛交渉 帝國政府は本邦の聯盟脫退(三月二十七日)後も通商上の均等待遇を受くべきことを主張し、佛國政府と折衝を重ねたが、先方は均等待遇の代償として、我方の「シリヤ」物產買付を要望して已まなかつた。依て我方は對「シリヤ」輸出査證料を「シリヤ」物產買付損失補償金に充つる方法を執ることとし佛國側と交渉を行つた。

(五)對「イラク」交渉 昭和八年頃から「イラク」との通商條約締結方に付交渉が行はれて來たが、我國の聯盟脫退後に於ける邦品の均等待遇を確保する爲、昭和十年代表者を「バグダッド」に派し交渉の進捗に努めた。然るに先方は相當量の「イラク」品買付を我方に希望し、本邦の對「イラク」輸出額と對「イラク」輸入額との比率を規定する協定を提議して來たが、右比率に關し双方の意見に懸隔甚しく終に妥結に至らず交渉を中止した。

(六)對中南米諸國交渉 中南米諸國中には我國に對して既存通商協定の廢棄を通告して來たもの及び從來本邦と無條約關係にある國は勿論、依然本邦と條約關係を有する國迄も最近或は爲替管理制度の運用、或は求償主義に基く關稅制度の實施に依り頻りに本邦品の輸入制限に努め、本邦側に於て先方物產の買増を爲さざる限り益々斯る措置を激化せしめんとするの傾向が看取された。依て我方は既存條約廢棄後の善後措置並に現存事態改善方に關し關係諸國と交渉し、更に商業使節を同方面に派して之等諸國の物產買付方に付實地研究を爲さしめたが、充分な具體的效果を收むるに至らなかつた。

(七)對加交渉 近年加奈陀は本邦品に對し不當課税を繼續し、屢次我方から之が是正方を交渉したが應じなかつた爲、我方は終に七月通商擁護法を發動し、特定加奈陀品に從價五割の附加税を課した。依て加奈陀側も漸く反省し年末に至つて兩國間に妥協成立し、十一年一月一日から先方は從來の不當措置を是正し我方は右擁護法の適用を廢することゝなつた。

昭和十一年

昭和十一年度中本邦と諸外國間に行はれたる通商交渉の主なるものを擧ぐれば次の通りである(詳細は各國別項目参照)。

(一)日暹通商條約交渉 現行日本暹羅間通商條約は、昭和十年十二月を以て滿期となり、爾後同條約第二十條の規定に依つて其の儘效力を持續して來たのであるが、暹羅國政府は昭和十一年十一月五日附を以て現行日暹通商條約及附屬議定書を廢棄すべき旨並に同條約は右通告の日から一ヶ年の期間満了と共に失效すべき旨を我方に通告して來た。仍て帝國政府



は暹羅國政府との間に新條約締結交渉を進めてゐる。

(二)日印交渉 現行日印通商條約附屬の棉花、綿布に關する議定書の有効期間は昭和十二年三月末日迄であるから、日印兩代表者間に昭和十一年七月以來屢々會議を遂げて來たが、昭和十二年三月下旬に至つて交渉が妥結した。

(三)日緬交渉 緬甸は昭和十二年四月一日から印度と分離し日印通商條約の適用外となるので、日本、緬甸間の通商關係に付議定書締結の爲、日緬兩代表は昭和十一年十二月初旬から交渉を續行した結果双方の合意が成立した。

(四)「エチオピア」等に關する日伊通商條約交渉 日本と伊太利間の通商條約を「エチオピア」を含む伊領東アフリカの屬領域に擴張することに關し、日伊政府間に折衝中である。

(五)日土貿易協定締結交渉 日本と土耳其との間に締結されてゐる貿易協定を廢棄して、新通商協定を締結したいとの希望を土耳其政府は昭和十一年十月二十八日附で我方に通告して來た。仍て日土貿易暫定協定は昭和十二年一月二日から失効し、帝國政府は之が善後措置の爲の交渉を行つてゐる。

(六)「シリヤ」に關する日佛交渉 日本と「シリヤ」との間の片貿易を調整し、日本品の市場を維持する爲の日佛間の交渉(昭和十年の項参照)は昭和十一年七月妥結し、同年八月一日から實施されてゐる。

(七)日埃交渉 日埃通商暫定取極は一度埃及側から廢棄の通告を受けたが、交渉の結果廢棄通告は撤回され、同取極は今尙存續してゐる。然し廢棄通告後新協定締結の爲の交渉開始を控へた昭和十年九月埃及政府は突如本邦綿糸布、人絹布に從價四割の爲替補償税を賦課するの擧に出たので、此問題は日埃會商に持越されたが、同年十月から開催された兩國代表の會商は彼我の主張の大なる懸隔の爲妥結に至らぬ裡に埃及の内政問題、對英交渉等に因り會商の續行不可能となり、昭和十一年六月一日先づ我代表の引揚げとなり、目下會商は一時休止の形であるが近く再開の見込である。

(八)日蘭印交渉 日本と蘭領印度との間には、昭和十一年六月日本、蘭印双方の海運會社間の積荷比率に關する協定が成立し、引續き兩國間通商問題の商議に入り爾來種々曲折を経たが、蘭印向本邦商品の取扱、蘭印物産の對日輸出等の諸問題に付兩國政府間に妥結を目指して鋭意折衝が續けられてゐる。

(九)日濠交渉 濠洲政府は昭和十一年五月二十三日から日本製品の輸入防遏を目的とする綿布及人絹布の禁止的高率輸入税を課し日本政府の折衝に耳を傾けなかつた爲、日本政府は同年六月二十五日已むを得ず通商擁護法を發動して之に對抗するに至つたが、兩國政府間に交渉を繼續した結果、十二月下旬双方意見の一致を見妥結するに至つた。即ち日本側は通商擁護法に基く措置を撤廢し、濠洲羊毛買付量約定及濠洲向綿布、絹布の輸出制限措置を講じ、濠洲側は綿布、人絹布に關する關税を撤廢乃至緩和し又之等品目の輸入量の割當を決めた。

(一〇)對米交渉 米國が其の國內産業との競争關係に立つ本邦輸出品に對し關稅引上措置を講ぜんとするの事例が頻發したが、日本政府は其の都度兩國政府間の交渉或は民間業者間の折衝に依る障礙調整に努めた。殊に本邦製の綿製天鵞絨、綿製敷物、陶磁器、植物性油脂、「シガー・ライター」等に關して米國側と諸種の折衝が行はれた。

(一一)日玖貿易調整交渉 昭和十年三月の玖馬の關稅改正に依つて日本品は三段關稅の最高率を課せられ、其の上更に同年五月の「ダンピング」税を賦課されるに至つた。帝國政府は日本側の玖馬産品買進に依る最高稅率不適用方に力め、交渉は昭和十一年に持越されたが、先方の産品買付要望に關し彼我の間に一致を見ない爲交渉は進展しなかつた。

(一二)日祕交渉 祕露政府が昭和十年に制定した一般的綿布綿製品輸入割當は昭和十一年一月以降廢止されたが、本邦製品に對してのみ割當が續行されたので、我方は之が撤廢方交渉を續けた結果先方は妥協案として本邦製綿布綿製品の對祕露輸入自制を求めて來た。(尙在祕露邦商團は祕露政府との間に昭和十一年三月右輸入自制の取極を結び輸入統制を行つてゐる。)

(一三)對「コロムビア」交渉 日本と「コロムビア」とは「コロムビア」側からの日「コ」通商條約廢棄に依り昭和十年十月末で



無條約關係となることになつてゐたが、先方の物産買付方希望に出來得る限り應じ、且新條約締結交渉圓滑化に資する爲同年十一月初旬日本側は民間商業使節を派遣し買付の實地研究に當らしめた。尙彼我通商交渉は其後續行の結果昭和十二年初頭妥結の一步手前迄行つたが、先方の態度急變に依り交渉打切の已むなきに至つた。

(一四)日本「リベリア」間通商暫定取極成立 本邦と「リベリア」との間に通商暫定取極が昭和十一年三月九日に締結され即日實施された。

以上は最近二箇年間に於ける通商交渉の主なるものを擧げたに過ぎないが、此の外に日本と諸外國との間の條約締結に關する交渉、諸外國の邦品輸入障礙措置撤廢又は輸入割當増加に關する交渉、特定邦品の待遇惡化防止の爲の工作等最近の通商に關する對外折衝案件は實に其の數が多く、且つ今後増加の傾向に在るのである。

尙又對外交渉と關聯して諸外國との間に公私の親善使節、通商經濟使節の往復も頻繁に行はれた。例へば獨逸極東使節、白耳義商業使節(以上昭和十年)、伯刺西爾訪日經濟使節(昭和十一年)、智利商業使節、米國綿業團(以上昭和十二年)等の來朝があり、又日本側からも對濠使節、對中南米商業使節、對伯刺西爾經濟使節(以上昭和十年)、對支經濟使節、對英米經濟使節(以上昭和十二年)等の派遣を見たが、之等使節は何れも直接間接に日本の對外交渉關係増進に資する所があつたのである。

### 第三章 昭和十一年度及十二年上半期の本邦對外交貿易概觀

#### 一、昭和十一年度

最近數年來我國の對外交貿易額は逐年増加の趨勢を辿つたが、昭和十一年度に於ては、輸出二十七億九千七百八十四萬九千圓、輸入二十九億二千八百二萬五千圓で、輸出入共著しい増加を示し未曾有の巨額に達した。之を昭和七年の貿易額に比較すれば實に九割二分の増加であるから、昭和七年當時の貿易は四年間に於て略々倍額となつた譯である。

此の年度の貿易額に現はれた顯著な現象の一は、輸出の増加よりも輸入の増加率が大きかつたことである。即ち輸出は前年の二十六億三百五十五萬二千圓から一億九千四百六十九萬七千圓を増加したに反し、輸入は前年の二十六億一千七百九十九萬九千圓から三億一千一萬六千圓を増加したのであつて、輸出の増加率は七分五厘であるが、輸入の増加率は一割一分八厘を示してゐる。之は海外の邦品輸入防遏の爲輸出伸力が鈍化の傾向に轉じたこと、圓爲替安の利益が漸く消失し、世界的原料價格昂騰と相俟つて輸入額の増加が輸出額の増加の勢を遙かに追越したること、生産力擴充の爲の輸入が増加したこと等を原因とするものであると考へられる。此の結果昭和十一年度の貿易尻は一億三千七萬六千圓の入超を示し、前年度の入超額一千四百七十五萬七千圓に比し一億一千五百四十一萬九千圓の入超増加となり、昭和九年度の貿易尻と略々匹敵する額に上つた。

#### ○最近三ヶ年本邦對外交貿易總額 (單位千圓)

内 地	輸 出			輸 入		
	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
	五、三九、七〇九	五、四九、〇〇三	二、六九、九七六	一〇、八、二〇三	一〇、四、九、三三三	二、七、六、六六一



輸

出

輸

入

南 臺 朝  
洋 灣 鮮

計 輸出入合計額及差引超過額 (單位千圓)

昭和九年	昭和十年	昭和十一年	
五七、六七四	六四、九〇一	七五、五二六	
二六、五二八	三六、五四四	二九、〇五四	
一、九六三	二、六三三	三、〇四	
二、二五、〇八一	二、六〇三、一五三	二、七九七、八四九	
差引入(一)	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
	七九、五三七	100、〇九三	一二、八六一
	三八、〇三一	四四、九七九	四八、八五四
	三三	101	二、六二九
	11、四〇〇、四九四	11、六二二、九〇三	11、九二八、〇三五

南 臺 朝  
洋 灣 鮮 地

計 輸出入合計額

昭和九年	昭和十年	昭和十一年	
四、四五四、五三七	四、九七一、三〇九	五、四五六、六五五	
一三七、101	一六四、九九五	一八八、三三七	
六四、五四九	八一、五三三	七七、九〇八	
二、二九七	三、二三三	二、九三三	
四、六五八、五七五	五、三三二、〇六二	五、七五五、八七四	
差引入(一)	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
	(一)110、六七七	(一)26、八三七	(一)70、七〇五
	(一)22、八五三	(一)35、一九二	(一)37、三四五
	(一)12、五二三	(一)八、四三五	(一)19、八〇〇
	(一)1、六二九	(一)11、〇三三	(一)11、三三五
	(一)14、四二三	(一)14、七五八	(一)13、〇七六

昭和十一年度に於ける内地の對外貿易を大藏省貿易統計に基き輸出入品目類別に見れば、全製品の輸出伸縮みと原料品輸入の激増とが目立つてゐる。輸入總額に於ける原料品の比率は昭和四年には五割五分五厘であつたが、昭和九年には六割二分に増加し、昭和十年には六割一分となり、昭和十一年度に於ては六割二分九厘に達した。然るに輸出總額に於ける全製品の比率は昭和九年の六割二分を最高とし、昭和十年には五割八分一厘に下つた。昭和十一年度に於ても前年程度の比率は維持し得たが、此の成績は全製品の主要構成要素たる綿織物(一千二百五十萬圓減)が海外諸國の防遏手段の爲に進出を妨げられ輸出伸力鈍化の徴を現はしたにも拘らず、生糸(五百七十八萬圓増)、人絹糸(二千九十一萬圓増)、鐵類(一千萬圓増)等の輸出が増加した爲に辛うじて補はれたことに依り齎らされたものであると見られる。尤も全製品の中でも機械類(一千八百

二十萬圓増)、鐵製品(二百七十七萬圓増)等は進出の勢を示したが、之は我國重工業の發展を反映するものとして注目し値する。又看過すべからざるものとして擧げられるのは罐頭詰食料品の堅實な輸出増加(約一千四百萬圓増)である。輸入額増加の原因は主として纖維工業原料、軍需關係原料の輸入數量の増加と輸入品單價の一般的昂騰とである。纖維工業原料中棉花(一億三千六百十九萬圓増)、羊毛(八千九百三十一萬圓増)は數量價格共著増を示し、原油及重油(二千二百八十六萬圓増)、鑛(六百六十萬圓増)、木材(五百七十七萬圓増)、生護謨(二千三百三十二萬圓増)、製紙用「パルプ」(一千二百萬圓増)、石炭(百九十萬圓増)、揮發油(六百八十萬圓増)、自動車及其の部分品(四百四十四萬圓増)等何れも相當の増加を見た。

○ 商品類別輸出入額及比率 (内地)

△ 輸 入

品 名	價 額 (百 萬 圓)				比 率 (%)			
	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和四年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和四年
食 料 品	131.1	133.4	121.1	—	8.4	7.8	9.0	11.1
粗 生 品	167.7	147.4	225.9	—	6.1	6.0	6.6	—
製 造 品	22.3	45.1	48.5	—	2.3	2.5	1.8	—
原 料 品	1,777.7	1,507.6	1,181.1	1,133.9	23.9	21.0	21.0	55.5
原 料 用 製 品	476.5	468.6	338.7	355.3	17.1	19.0	18.1	16.0
全 製 品	2,942.2	2,662.2	2,110.3	3,455.9	10.6	11.4	11.5	15.5
雜 品	11.6	10.5	8.6	12.0	0.5	0.5	0.5	0.4
再 輸 入 品	10.3	6.5	5.0	2.8	0.4	0.1	0.1	0.1
計	11,777.6	11,211.1	11,777.7	11,116.1	100.0	100.0	100.0	100.0

△ 輸 出



價額 (百萬圓)

品名	昭和十一年				昭和十年				昭和九年				昭和四年			
	數量	價	額	比	數量	價	額	比	數量	價	額	比	數量	價	額	比
食料	1103.7	197.1	171.9	160.1	1103.7	197.1	171.9	160.1	1103.7	197.1	171.9	160.1	1103.7	197.1	171.9	160.1
粗製	50.0	51.8	48.3	—	50.0	51.8	48.3	—	50.0	51.8	48.3	—	50.0	51.8	48.3	—
製造	153.7	145.3	123.6	—	153.7	145.3	123.6	—	153.7	145.3	123.6	—	153.7	145.3	123.6	—
原料	126.5	110.4	95.7	88.7	126.5	110.4	95.7	88.7	126.5	110.4	95.7	88.7	126.5	110.4	95.7	88.7
原料用製品	71.6	67.2	49.5	88.3	71.6	67.2	49.5	88.3	71.6	67.2	49.5	88.3	71.6	67.2	49.5	88.3
全製	1563.4	1451.3	1345.5	937.3	1563.4	1451.3	1345.5	937.3	1563.4	1451.3	1345.5	937.3	1563.4	1451.3	1345.5	937.3
雜品	31.3	28.9	27.4	33.7	31.3	28.9	27.4	33.7	31.3	28.9	27.4	33.7	31.3	28.9	27.4	33.7
再輸出	51.4	38.7	32.7	44.8	51.4	38.7	32.7	44.8	51.4	38.7	32.7	44.8	51.4	38.7	32.7	44.8
計	2692.9	2499.0	2171.9	2188.6	2692.9	2499.0	2171.9	2188.6	2692.9	2499.0	2171.9	2188.6	2692.9	2499.0	2171.9	2188.6

○主要輸入品量額 (内地)

品名	昭和十一年				昭和十年				昭和九年			
	數量	價	額	比	數量	價	額	比	數量	價	額	比
棉花	15,111.1	1,211.6	1,211.6	100.0	15,111.1	1,211.6	1,211.6	100.0	15,111.1	1,211.6	1,211.6	100.0
羊毛	1,840.0	1,840.0	1,840.0	152.0	1,840.0	1,840.0	1,840.0	152.0	1,840.0	1,840.0	1,840.0	152.0
鐵類	49,529.6	53,279.5	53,279.5	438.3	49,529.6	53,279.5	53,279.5	438.3	49,529.6	53,279.5	53,279.5	438.3
原油及重油	3,912.3	3,477.8	3,477.8	29.0	3,912.3	3,477.8	3,477.8	29.0	3,912.3	3,477.8	3,477.8	29.0
機械類	12,445.1	1,455.3	1,455.3	12.1	12,445.1	1,455.3	1,455.3	12.1	12,445.1	1,455.3	1,455.3	12.1
豆類	1,064.8	994.7	994.7	8.6	1,064.8	994.7	994.7	8.6	1,064.8	994.7	994.7	8.6
生「ゴム」	5,528.5	4,569.7	4,569.7	39.6	5,528.5	4,569.7	4,569.7	39.6	5,528.5	4,569.7	4,569.7	39.6
製紙用「バルブ」	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
木材	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○主要輸出品量額 (内地)

品名	昭和十一年				昭和十年				昭和九年			
	數量	價	額	比	數量	價	額	比	數量	價	額	比
鐵類	2,701.1	2,554.5	2,554.5	100.0	2,701.1	2,554.5	2,554.5	100.0	2,701.1	2,554.5	2,554.5	100.0
石油	8,888.3	1,160.5	1,160.5	45.4	8,888.3	1,160.5	1,160.5	45.4	8,888.3	1,160.5	1,160.5	45.4
銅	8,783.3	9,603.1	9,603.1	375.0	8,783.3	9,603.1	9,603.1	375.0	8,783.3	9,603.1	9,603.1	375.0
硫安	5,235.5	3,976.6	3,976.6	153.0	5,235.5	3,976.6	3,976.6	153.0	5,235.5	3,976.6	3,976.6	153.0
小麥	5,171.0	7,477.0	7,477.0	291.1	5,171.0	7,477.0	7,477.0	291.1	5,171.0	7,477.0	7,477.0	291.1
鉛	1,330.0	1,533.4	1,533.4	59.6	1,330.0	1,533.4	1,533.4	59.6	1,330.0	1,533.4	1,533.4	59.6
皮類	5	57.0	57.0	2.2	5	57.0	57.0	2.2	5	57.0	57.0	2.2
磷石	13,830.0	12,688.0	12,688.0	495.0	13,830.0	12,688.0	12,688.0	495.0	13,830.0	12,688.0	12,688.0	495.0
砂糖	3,600.0	2,341.8	2,341.8	91.3	3,600.0	2,341.8	2,341.8	91.3	3,600.0	2,341.8	2,341.8	91.3
錫	77.0	77.0	77.0	3.0	77.0	77.0	77.0	3.0	77.0	77.0	77.0	3.0
「アルミニウム」	170.6	33.3	33.3	1.3	170.6	33.3	33.3	1.3	170.6	33.3	33.3	1.3
合成染料	34,006	20,949	20,949	814	34,006	20,949	20,949	814	34,006	20,949	20,949	814
穀類	2,701.1	2,554.5	2,554.5	100.0	2,701.1	2,554.5	2,554.5	100.0	2,701.1	2,554.5	2,554.5	100.0
牛肉	2,711.7	1,933.4	1,933.4	75.7	2,711.7	1,933.4	1,933.4	75.7	2,711.7	1,933.4	1,933.4	75.7
米	933.3	6,551.0	6,551.0	256.8	933.3	6,551.0	6,551.0	256.8	933.3	6,551.0	6,551.0	256.8
其他雜品	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第三章 昭和十一年度及十二年上半期の本邦對外貿易概観



品名	數量單位	數			價		
		昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年
生絲	百斤	五〇三、三八二	五五三、一五六	五〇五、九九九	三九二、八〇九	三八七、〇三三	二八六、七九四
人絹織物	千方碼	五二七、五七七	四二四、一九三	—	一四九、一七〇	一三八、二六〇	一三三、四八四
機械類	百斤	—	—	—	八、〇五四	六三、八五六	五七、七七七
鐵	百斤	八、三四九、四四一	七、二〇九、九八〇	五、八三八、三五六	七六、四三七	六五、八三六	五三、〇二九
罐詰食品	容器共百斤	一、九二四、六三三	一、四三六、三五二	一、一〇四、六七七	七、〇七九	五七、一三〇	五〇、三〇四
絹織物	千方碼	一〇〇、九六八	一三〇、九七七	—	六六、〇一七	七七、四四四	七七、四八八
「メリヤス」製品	千方碼	二〇、九三四	一九、七六三	—	四九、九八八	五〇、二六六	四七、六二八
毛織物	千方碼	三三、〇〇〇	二八、三七〇	—	四五、九五六	三三、四〇一	二九、八四九
陶磁器	百斤	—	—	—	四三、一九一	四二、七三五	四一、八七七
鐵製器具	百斤	—	—	—	四〇、二七五	三七、五〇四	三五、二七三
綿織品	百斤	三三一、五七三	二八九、七四九	—	三八、三四五	三五、八七五	三三、四八五
玩具	百斤	—	—	—	三六、四五九	三三、八五一	三〇、三五六
植物性脂肪油	百斤	—	—	—	一四四、五三三	—	—
人造絹絲	同	—	—	—	—	—	—
紙類	同	—	—	—	—	—	—
硝子及同製品	同	—	—	—	—	—	—
木産物	同	—	—	—	—	—	—
水産物	同	—	—	—	—	—	—
精糖	同	—	—	—	—	—	—
精製糖	同	—	—	—	—	—	—
小麥粉	同	—	—	—	—	—	—
茶	同	—	—	—	—	—	—

鈕釦	千哥	三三、六二二	三三、一〇〇九	—	一一、六三五	一〇、一四三	九、六四八
石炭	英噸	一、〇四九、五六七	一、〇〇一、七二五	一、〇三〇、〇四五	一〇、三五六	九、三一一	一〇、三七六
「ゴムタイヤ」	百斤	一一九、一三三	一三八、三六〇	一四八、四〇〇	九、九三九	九、九四六	九、九三五
銅	同	一〇七、〇八九	二九六、九八八	二一〇、三六〇	九、八六〇	一一、三五六	八、四七九
「セメント」	同	一、〇九〇、二七四	一〇、九八八、〇八一	八、九九九、四三三	八、〇〇〇	八、〇一一	八、〇三三
豆類	同	五五〇、六六〇	六七五、一四八	九六六、三〇一	七、〇六〇	六、三一一	九、四〇一
眞鍮	同	一六五、三一一	二二七、四四一	二〇六、二七四	六、六七九	八、五〇三	七、八二七
除蟲菊	同	九三、四七三	一一七、七五〇	九三、八四八	三、二〇七	六、四〇〇	七、四四七
米及穀類	同	一、九三三、一一〇	五三三、三〇九	一、一〇一、〇八五	二、三三七	五、二二六	八、四三〇
其他雜品	同	—	—	—	八、一〇、二六六	六八八、五六四	五三三、六九五

昭和十一年度の我國對外貿易を大陸別に見れば、先づ輸出に於て減少を見たものは南米(四百六十萬圓減)だけであつて、他の諸地域に於ては我輸出は何れも増加を示してゐる。即ち北米(六千五百三十萬圓増)、歐洲(四千五百萬圓増)、亞細亞(六千六百萬圓増)、中米(三千六百萬圓増)、阿弗利加(千四百二十萬圓増)、大洋洲(二百三十萬圓増)は夫々増加したが、就中北米と歐洲とに於て増加の著しいのは世界的景氣恢復が先づ歐米に於て購買力の増大を齎らしたことを物語るものと云ふことが出来る。日本内地の大陸別輸出に於て最も大きな部分を占めてゐるのは亞細亞(五割九厘)であり、北米(二割二分六厘)歐洲(一割二分四厘)が之に次でゐる。即ち亞細亞が半ば以上を占め、之と北米、歐洲を合すれば殆ど全部の八割五分を占める譯である。輸入に付て見ると歐洲(二千二百萬圓減)と大洋洲(三千八百五十萬圓減)からの輸入が減退を見た外は一般に増加してゐるが、就中、中米(千三百七十萬圓増)、南米(六百九十二萬圓増)、阿弗利加(三千九百萬圓増)からの輸入が異常な増加を示したのは注意すべき現象である。之は日本の當業者が相手國の求償主義的貿易政策に適應して我輸出の増進を圖る爲先方の物産の買付に力めたこと、或種原料の輸入先の分散化傾向が漸次顯著になつたことを物語るものである。大陸別



輸入に於て最も大きな部分を占めてゐるのは亞細亞（三割八分三厘）であり、之に次では北米（三割三分三厘）であつて此の兩者を合すれば輸入總額の殆んど七割二分に達するのであるが、昭和十一年度に於ては前述の様に中米、南米、阿弗利加からの輸入が著増したので之等の地域の輸入に於て占むる地位も高まつたのである。即ち中米にあつては前年の三厘から八厘に、南米にあつては一分七厘から四分一厘に、阿弗利加にあつては二分八厘から三分八厘に夫々比率が高まつてゐる。此の結果阿弗利加、中米への我國の出超額は減少し南米の如きは逆に入超に轉じた。之は歐洲、北米、大洋洲の從來日本の輸入に於て占めてきた比率が昭和十一年には減退してゐることと共に、日本の貿易に於ける地域的偏傾が多少なりとも均衡化の方向に動いてゐることを反映するものである。

○本邦州別貿易額及比率（内地）

輸入	額（百萬圓）				比率（%）			
	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和四年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和四年
亞細亞	1,000.1	869.8	811.0	857.9	38.3	35.2	35.5	38.7
歐羅巴	330.1	352.2	295.6	499.8	12.9	14.1	12.9	18.9
北亞米利加	910.7	861.1	833.4	724.3	33.3	34.8	36.1	33.7
中央亞米利加	21.7	2.0	0.8	1.6	0.8	0.3	0.0	0.1
南亞米利加	111.1	42.9	33.9	14.2	4.1	1.7	1.0	0.6
阿弗利加	102.1	69.1	79.5	42.5	3.8	2.8	3.5	1.9
大洋洲	220.4	248.9	244.2	136.6	7.6	10.8	9.4	6.3
計	2,633.6	2,572.2	2,282.6	2,226.2	100.0	100.0	100.0	100.0

輸出

輸出	額（百萬圓）				比率（%）			
	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和四年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和四年
亞細亞	1,130.2	1,104.5	1,169.5	915.1	50.9	53.2	53.6	42.6
歐羅巴	302.7	261.7	227.7	147.2	11.4	10.5	10.4	6.9
北亞米利加	608.8	544.5	407.6	947.7	23.6	21.7	18.7	44.1
中央亞米利加	4.2	36.0	43.2	6.5	1.5	1.4	1.9	0.3
南亞米利加	66.7	73.3	62.4	23.0	2.6	2.9	2.8	1.1
阿弗利加	197.7	183.5	182.3	60.5	7.3	7.3	8.4	2.8
大洋洲	97.7	95.4	79.8	54.8	3.6	3.9	3.6	2.5
計	2,629.9	2,499.0	2,171.9	2,148.6	100.0	100.0	100.0	100.0

昭和十一年度の我輸出は國別に見ると増加してゐる國も相當あるが、英印、蘭印、埃及、濠洲等の日本商品の重要なる市場に對する輸出が減退した爲、全體としては輸出増加の勢が鈍つた形になつてゐる。輸入は之に反して殆ど國毎に増加してゐる有様で日本の物資需要が如何に旺盛であつたかが判明するのであるが、輸出が多少増加しても到底此の輸入激増を相殺することは出来なかつたのである。

輸出額を前年度に對比して増加率の著しい相手國を拾へば、蘇聯邦（二九割一分一厘）を筆頭とし、加奈陀（八割二分四厘）、巴奈馬（五割五分二厘）、伯刺西爾（九分二厘）、新西蘭（四割八分一厘）、墨西哥（三割一分六厘）、獨逸（三割一分）、南阿聯邦（二割六分七厘）、英國（二割三分三厘）、滿洲國（一割九分七厘）の順位となる。尤も蘇聯邦、伯刺西爾、巴奈馬、加奈陀等への輸出は増加率は大きいが、増加の絶対額は左程大きくはなく、米國（一割二分一厘）等への輸出増加の絶対額には到底及ばないのである。唯絶対額は小さいが白領「コンゴ」、佛領「モロッコ」、「ナイヂェリア」、「カメルーンズ」、「ゴールド・コースト」等の阿弗利加沿岸に對する我輸出の増進は注目し値する。尙前年度に比して輸出の減退した主なる相手國を



減退率の大きなものから挙げると、伊太利(三割六分)、埃及(二割四分)、和蘭(一割五分)、蘭印(九分五厘)、濠洲(八分一厘)、英印(六分)等である。近東諸國及び中南米諸國は減退の絕對額は減退率程大きくはないが注目を要する。尙世界貿易に於て日本の對外貿易額の占むる地位に關しては國際聯盟事務局編纂「最近世界貿易概観」(外務省通商局の邦譯が日本國際協會から出版されてゐる)に就て参照せられたい。

○昭和十年及昭和十一年の本邦内地相手國別貿易額 (單位千圓) △印は本邦側の入超

亞細亞洲	本邦より輸出		本邦の輸入		「バランス」	
	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年	昭和十年
滿洲國	一、三七〇、九六九	一、三〇四、四三三	一、〇六〇、一五三	八六九、八七一	三二〇、八一七	四三四、五六二
關東州	一、五〇、八五九	一、二六、〇四五	二〇五、五六六	一九一、〇〇五	△ 五四、七〇七	△ 六四、九六〇
中華民國	三、四七、一六四	三、〇〇、二六九	三三、八四八	二五、五二七	三三、三二六	二七、四七五
蘇領亞細亞	一、五九、六九〇	一、四八、七八八	一、五四、八三七	一、三三、八一七	△ 八、八五三	一、四、九七一
香港	三三、九九三	二六、一八一	六、八、七	三、四〇一	△ 一六、八八五	二二、七八〇
佛領印度支那	五八、四四五	四九、七三一	三、二八二	二、八三五	△ 五四、一六三	四六、八九六
暹羅	四、六九七	四、〇一〇	二〇、一五一	一五、〇一〇	△ 五、一四〇	一〇、九九〇
英領「マレー」	四三、〇一八	四〇、二五六	八、七五六	五、四五七	△ 三、四五〇	三、八〇一
英領「バングラ」	二、四四一	二、四一三	三九、二二五	二八、四九四	△ 一〇、七三一	二六、〇八一
海峽殖民地	五九、七三〇	四八、五三六	四一、一七四	四〇、六四七	△ 一、五二七	七、八八九
英領印度	二、五九、一七〇	二、七五、六三七	三、七七一、〇〇九	三、〇三、六四六	△ 七、一三四	二八、〇〇九
錫蘭	一三、八四〇	一、八八六	二、六二二	一、五七九	△ 一、〇四三	九、二六一
「イラン」	四、六六四	九、五九一	一、五七九	七、七九	△ 三、〇八五	八、八六二
「イラーク」	一三、〇一八	二二、〇七三	二、八八一	一、二五七	△ 一六、三三七	二〇、八二六
「シリア」	一三、〇九九	二二、五五九	三三	三三	△ 一三、〇六六	二二、五二八

214

「パレスタイン」	五、三七六	八、三九九	一一一	三	△ 五、二五五	八、三九六
「アラビヤ」	二、七〇一	四、五七一	五八六	四三三	△ 二、一五	四、一三八
「アフガニスタン」	一三、八五一	一三、二〇二	三六二	三六四	△ 二、四八九	一三、八四四
「サイプレス」	七五六	八〇七	二〇二	一三八	△ 五五三	六六九
比律賓	五、八四〇	四八、〇五八	三六、二六六	二二、九四八	△ 一五、五七四	二四、一一〇
英領「ボルネオ」	五三六	五五五	一五、七二六	九、八三二	△ 一五、一八〇	九、二八六
英領印度	一、二九、四九五	一、四三、〇四一	一一三、五四五	七八、一八六	△ 一五、九五〇	六四、八五五
其他	八、六一三	七、二〇七	七、七三三	三三三	△ 七、四九〇	七、四七五
歐洲	三、七〇七	二、六〇七	三、〇〇一	三、五二二	△ 二二、四〇六	八、九、五七二
英吉利	一、四七、三〇九	二、一九、四五八	七、七、四九一	八二、一六〇	△ 七、四三六	三、七、二九八
愛爾蘭	二、一、五七七	一、九、一〇	九	九	△ 二、四八六	一、八〇三
佛蘭西	四三、四七五	四二、四六七	一九、八九七	一九、七九七	△ 二、五七六	二、三、六七〇
獨逸	三、五〇、五五四	二、六、七六六	一一五、四九九	一一〇、八二八	△ 八〇、四四三	九四、〇六二
伊太利	四、四六八	六、九八八	三、七六六	五、八三二	△ 七〇二	一、一、五七
瑞西	八三八	〇七〇	三、七六六	一三、四五五	△ 一三、一六二	二、一九八五
瑞地	二六四	三〇二	四、二六二	四、〇〇九	△ 三、九九六	四、一〇一
「チエッコスロヴァキア」	二二五	七八	二、九二六	五、三三二	△ 二、六九三	二、二、五三三
波蘭及「ダンチヒ」	七二五	九五五	三、八三三	一、二八六	△ 三、一〇六	三、三、三三一
白耳義及「ルクセンブルグ」	一、六、三三〇	一、五、三九三	一、六、〇一八	二、四、五六二	△ 一〇、八二九	九、一、六九
和蘭	一、五、三八五	一、八、三二六	四、五五六	五、八七三	△ 一〇、八二九	二、一、五四三
丁抹蘭	一、四、〇一一	一、三、五八	七、七	一一五	△ 六四三	八、三、七
蘇聯	八、三、五七七	二、一、三三七	一、四、五三三	一、四、五〇三	△ 五、七六六	一、二、三、六六
芬蘭	三、三、三三三	一、一、七九八	六、五七五	一、五、五〇三	△ 三、三、三三八	三、二、五五
瑞典	〇、二、八二四	六、七、七六四	三、三、一〇二	四、七、七〇	△ 一六、二八八	一、六、二、九〇



輸出	本邦より輸出		本邦の輸入		「バランス」	
	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年	昭和十年
諸威	六、一七一	四、四八二	一七、八五三	一九、九四〇	△	一、一六二
葡萄牙	一、四一一	一、〇六一	一、六八〇	一、四七三	△	二六九
西班牙	一、三七〇	三、五四六	二、一四七	四、五四八	△	七七七
「ジブラルタル」	二、二二三	一、九三三	一	四	△	二、二三三
希臘	一、三五二	一、二二七	八六三	六六九	△	二、二三三
土耳其	四、三九三	三、二四一	四、四七四	一、〇三五	△	四八九
「マルタ」	一、五二六	一、五七五	四	六六九	△	一八一
其他	九七七	五六〇	三三四	二〇二	△	一、五三四
北亞米利加洲	六〇八、八五七	五四三、五二六	九二〇、七八三	八六二、一八三	△	三二、九二六
米國	五九四、二五二	五三三、五四〇	八四七、四九〇	八〇九、六四四	△	二五、三三六
加奈陀	一四、五五三	七、九七八	七三、一七九	五三、五三二	△	五八、六二八
其他	五一	三二	一四	七	△	六三
中央亞米利加洲	四一、二四〇	三六、〇二六	二一、七〇〇	八、〇三三	△	一九、四五〇
墨西哥	七、一八九	五、四六四	一八、六八〇	六、四四三	△	一一、四九一
「グアテマラ」	三四九	九九四	一九四	一一七	△	一五五
「ホンデュラス」	三、七八一	二、二六九	二二	〇	△	三、七七九
「サルヴァドル」	三三	七〇	一一	二六	△	二二
「ニカラガア」	五五九	八六七	五六八	一九	△	九
「コスタ・リカ」	一、九三四	一、三〇九	六	七	△	一、九二八
「パナマ」	九、五四五	六、一四九	一六	八九	△	九、五二九
「バナマ」運河地帯	六九七	八二二	四	四	△	六五五
馬	一、四九三	五、〇四七	四〇〇	四四	△	一、〇九〇

26

3 23②

輸出	本邦より輸出		本邦の輸入		「バランス」	
	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年	昭和十年	昭和十一年	昭和十年
「ジャマイカ」	一、二六六	一、〇五六	三	二六	△	一、二六三
「ハイチ」	一、三五五	三、〇五三	五二六	七〇六	△	八四九
「ドミニカ」共和國	三、〇四三	三、七四九	九七〇	二	△	二、九七三
「バハマス」	九三	九三	五四	五六	△	三九
「ホルト・リコ」	二、二六〇	一、二四八	一一一	九	△	二、一三九
「セント、ヴィンセント」	三三	四八	—	—	△	三三
「トリニダド」及「トバゴ」	一、三二八	八八三	七三	六五	△	一、二五六
「キュラソー」	五、〇八五	二、一七一	〇	〇	△	五、〇八五
其他	一、一八八	七三三	一一四	八	△	一、〇六四
南亞米利加洲	六八、七六〇	七三、三六一	一一一、一九〇	四三、九〇八	△	四三、四五〇
秘露	六、一五六	六、九六一	一一、〇〇〇	一一、四一四	△	六、八四四
智利	七、四二五	六、六四七	九、九五三	四、四七二	△	二、五三八
亞爾然丁	二二、七一一	二八、六〇一	二九、九九九	一六、三七〇	△	七、二七八
「ウルグアイ」	七、八九一	五、六七七	九、五二八	四、四九四	△	一、六三七
伯刺西爾	八、八四〇	五、九二五	四七、三五三	四、〇〇〇	△	三八、五二二
佛領「ギアナ」	九	四	—	—	△	九
蘭領「ギアナ」	一、二六四	七四五	—	—	△	一、二六四
英領「ギアナ」	六六六	四九八	〇	—	△	六六六
「ヴェネズエラ」	七、八一四	三、五六四	二五六	三五	△	七、五五八
「コロンビア」	一四五	七、八三三	四八七	六三	△	三三四
「エクアドル」	二、五三三	四、五九〇	一、五九〇	一、八〇八	△	九九二
其他	三、三二二	二、一一一	九	二六	△	三、三二二
阿弗利加洲	一九七、七〇〇	一八三、五二九	一〇八、一四三	六九、一八五	△	八四、五六〇

54

43

17



夢

夢

	昭和十一年	同 十年	昭和十一年	同 十年	昭和十一年	同 十年
埃 及	四〇、九〇六	五三、八〇〇	四五、七三六	五二、三〇四	△ 四、八三〇	二、四九六
「スーダン」	一一、九二四	一三、〇三四	一、四三三	一、七二八	△ 一〇、四九七	一一、三二六
「エリトリア」	一八	六五	一、〇五六	一、六八七	△ 一、〇三八	一、六三三
佛領「ソマリランド」	二、六二八	二、九七一	三〇四	八二二	△ 二、三三四	二、一五六
伊領「ソマリランド」	三	一七八	二、八七八	二、三五六	△ 二、八四七	二、一七八
「ケニヤ、ウガンダ」	三〇、六〇一	二五、〇八三	二九、八六四	二、五五四	△ 七、七	二、五三九
及「タンガニーカ」	一〇、八六〇	一〇、七五一	五五一	一、一七	△ 一〇、三〇九	一〇、六三八
「モザンビーク」	四、五三三	三三、七六九	二二、五六一	四、七六一	△ 一八、九七二	二八、〇〇八
南 阿 聯 邦	七、六四八	一、七二〇	五五六	八九三	△ 七、〇九二	八、二七
白領「コンゴ」	三、〇九四	一、九一四	—	—	△ 三、〇九四	一、九〇三
「カメルーン」	七、〇一〇	四、七三六	一四三	〇	△ 六、八六八	一、四二
「ナイゼリア」	三、五六五	二、六七四	四三六	二二八	△ 三、一七九	二、四五六
「ゴールド・コースト」	二、五八	二、八七	—	—	△ 五、四八	二、七
「リベリア」	二、五三	九七	—	—	△ 二、五三	九七
「シエラ・レオネ」	二、一三六	一、四八六	三	—	△ 二、一三六	一、四八六
佛領「モロッコ」	一、五五七	一、八八三	八八九	六四〇	△ 一、九六三	一、八、一七三
西領「モロッコ」	一、四七〇	一、四三七	五九七	—	△ 一、五五五	二、二三四
「アルジェリア」	四三六	四八一	〇	〇	△ 四七六	四〇六
「チュニス」	一、〇三六	一、〇三六	〇	〇	△ 四三六	四八一
「リビア」	一、三五四	二、一〇三	—	—	△ 一、三五四	二、一〇三
「カナリー」諸島	—	—	—	—	△ 一、三五四	二、一〇三

	昭和十一年	同 十年	昭和十一年	同 十年	昭和十一年	同 十年
「マダガスカル」	二六五	二二〇	二四七	五五	△ 一八	一六五
及「レユニオン」	一、〇三六	八八九	一九二	五五	△ 八四六	八三四
「モーリシウス」	七、七四四	四、九二五	六九七	一、〇七一	△ 七、〇四七	三、八五四
其 の 他	九七、七二六	九五、四七一	二二、〇四七	二、四八、九一六	△ 一、二二、七七一	△ 一、五三、四三三
大 洋 洲	六八、七六三	七四、七九二	一八、一九四	二、三五、一三六	△ 二、三、一五一	△ 一、六〇、三三六
濠 洲 聯 邦	九三七	七三二	二〇六	三	△ 七三	六九四
「ニューギニア」	五〇四	二九六	三四〇	一一一	△ 一六四	一八五
「ニューカレドニア」	一六、七四〇	一、一〇三	二、九七二	六、三六三	△ 五、二二二	四、九四一
新 西 蘭	三五六	三三四	二、二六八	三、六九四	△ 一、九一〇	二、三六〇
「ギルバート」及	七九〇	四九四	六九	五	△ 七二	四八九
「エリス」諸島	六一	二六	三、四四三	三、二七八	△ 三、三六二	三、二五三
「フィジー」	九、二九九	七、二四三	二六九	二六七	△ 九、〇三〇	六、九五五
「ツサイエテイ」諸島	二七二	二六	一一	七	△ 二六	二六一
布 哇	—	—	—	—	△ 一八、八六一	一八、八六一
其 の 他	—	—	—	—	△ 七〇、七〇六	二六、八三七
△ 保 税 工 場	—	—	—	—	△ 一八、八六一	一八、八六一
全 計	二、六九二、九七五	三、四九九、〇一〇	二、七七三、六八一	二、四七二、二三六	△ 七〇、七〇六	二六、八三七

本表中

一、一印は本邦との貿易額がない。

一、〇は本邦との貿易額千圓以下のものである。

### 二、昭和十二年上半期

昭和十二年上半期に於ける本邦輸輸出額は十五億二千七百六十二萬六千圓であつて、前年同期の十二億千八百萬八千圓に比





すれば實に三億九百六十一萬八千圓、即ち過去五ヶ年間上半期輸出額の平均たる九億五千四百九十四萬八千圓に對して五割九分九厘の増加を遂げた譯であるが、一方輸入額も亦顯著な増加振を示したのである。即ち昭和十二年上半期の輸入額は二十一億四千五百九十二萬七千圓であつて、前年同期の十四億八千九百八十二萬二千圓を超過すること實に六億五千六百十萬五千圓であり、過去五ヶ年上半期輸入額の平均たる十一億六千五百十萬九千圓に比し八割四分一厘の増加を示した。又入超額は最近にない巨額を示し六億千八百三十萬一千圓に達したのである。之は前年同期の二億七千八百八十一萬四千圓に比すれば實に三億四千六百四十八萬七千圓の増加であるが、之を過去五ヶ年間の平均入超額たる二億一千十六萬一千圓に比すれば約三倍の激増である。

昭和十二年上半期に於て輸出の膨脹を遂げた主なる要因は世界貿易情勢の好轉に在ること言を俟たないが、他方輸出品價格の高騰も之に敷へなければならぬ。即ち輸出増加は主として原料用製品にあつては生糸及鐵であり、又全製品にあつては綿織物、機械類、鐵製品等の増加に依る所が大である。然し全般的に輸出金額の増加割合に比して數量の増大割合の小さいのは、或商品の如きは數量が減少したのに反し金額は増加したものがあつて、輸出單價の上昇したことを立證するものである。

○類 別 輸 出 額 (單位千圓)

類 別	昭和十二年 (一―六月)		同 十一年 (一―六月)		本 期 增 加 額
	數量(百斤)	金額(千圓)	數量(百斤)	金額(千圓)	
食 料 品	一〇二、六八八	八、七三二	一三、八八七	一三、八八七	〇
原 料 品	六、八三六	五、〇九七	一三、二六四	一三、二六四	〇
原料用製品	三九六、二七九	三八、〇八四	七、八九五	七、八九五	〇
全 製 品	九一、一四三	七、七三三	一九三、八二九	一九三、八二九	〇
類 別	昭和十二年 (一―六月)		同 十一年 (一―六月)		本 期 增 加 額
	數量(百斤)	金額(千圓)	數量(百斤)	金額(千圓)	
雜 品	二、三三六	二、三三六	一、五七、七七六	一、五七、七七六	〇
再 輸 出	六、一三六	六、一三六	一、二二、七九六	一、二二、七九六	〇
合 計	一、五七、七七六	一、五七、七七六	一、二二、七九六	一、二二、七九六	〇

○輸出の増加した主要原料用製品

品 名	昭和十二年 (一―六月)		昭和十一年 (一―六月)		増 加 (一) 減 少
	數量(百斤)	金額(千圓)	數量(百斤)	金額(千圓)	
生 糸	二〇九、二四一	八、三九六	一八七、五九六	一四九、四三六	二一、六四〇
鐵 糸	三、八二〇、〇〇〇	五、五〇九	四、一〇四、〇三九	三、八、七〇〇	(一) 二二、三〇〇
綿 織 糸	一六五、六三三	三、八三三	一七九、二二七	二、〇〇、〇〇〇	(一) 一三、六六五
總 漁 油 及 鯨 油	五、四、九九	八、七三七	三、四、六三一	五、三七一	一、六七、五六七
銅	一〇一、五〇〇	六、七九一	一、五〇、〇三三	四、九四九	(一) 四九二

○輸出の増加した主要全製品

品 名	昭和十二年 (一―六月)		同 十一年 (一―六月)		増 加 (一) 減 少
	數量(單位)	金額(千圓)	數量(單位)	金額(千圓)	
綿 織 物	一、二五九、九七七	二六、四五四	一、三三三、〇三三	三三、四二七	(一) 七三、〇九四
機械及同部分品	—	五七、一一八	—	三三、三二四	—
鐵 製 品	—	二六、九三三	—	一八、八五九	—
紙 類	一、〇五六、九一九	一九、五四四	七三三、二八三	一一、〇二八	三三三、五三六
硝子及同製品	—	一六、九二二	—	一一、二九三	—
帽 子 打	二、六三六、八四六	一三、一六五	二、二〇一、二六九	八、六二九	四三七、五五七
陶 磁 器	—	二四、三九六	—	一九、八〇一	—
玩 具	—	一八、八三五	—	一五、四一八	—
「メリヤス」製品	一〇、七四、〇〇一	二六、七五九	一〇、〇五九、六三六	三三、三七七	一一、四、三六四
「ランプ」及同部分品	—	一〇、八二二	—	八、一〇六	—
鈕 釦	二〇、三九七、〇五〇	六、六三九	一六、三六五、四〇八	五、二八六	四、〇三三

本邦の輸入貿易の特性は、上半期に於て原料品及原料用製品等の輸入が増大し、下半期に於ては之等商品の輸入は縮少するのを常としてゐることである。即ち過去五ヶ年間の半期別輸入割合の平均を取つて見ても、上半期に於ては全輸入の五四



%を、又下半年期に於ては全輸入の四六%を輸入してゐるのである。然も輸出は下半年期に於て旺盛となるのを常とするから、上半期に於ては輸入割合大と輸出割合小との關係で貿易尻は入超となり、又下半年期に於ては此の反對に出超となるのを大體常例としてゐるのである。

昭和十二年上半期の如き未曾有の輸入膨脹の原因は、主として原料品の輸入數量の増大と、輸入單價の上昇とに之を求むべきであるが、尙又中南米並に近東方面、即ち從來主として本邦側より見て出超關係にあつた諸國から貿易調整を加味して行はれた輸入が増加したことも因由する所が少なくないと思はれる。

○類 別 輸 入 額 (單位千圓)

類 別	昭和十二年 (一—六月)		同 十一年 (一—六月)		昭和十二年 (一—六月)		同 十一年 (一—六月)	
	數量	金額(千圓)	數量	金額(千圓)	數量	金額(千圓)	數量	金額(千圓)
類 別								
食 料 品	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六
原 料 品	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六	一、三三、七〇六
原 料 用 製 品	四、五九、二六四	四、五九、二六四	四、五九、二六四	四、五九、二六四	四、五九、二六四	四、五九、二六四	四、五九、二六四	四、五九、二六四
全 製 品	二、二五、五五五	二、二五、五五五	二、二五、五五五	二、二五、五五五	二、二五、五五五	二、二五、五五五	二、二五、五五五	二、二五、五五五
合 計	一、五五、一四一	一、五五、一四一	一、五五、一四一	一、五五、一四一	一、五五、一四一	一、五五、一四一	一、五五、一四一	一、五五、一四一
類 別								
其 他 の 雜 品	八、二二七	八、二二七	八、二二七	八、二二七	八、二二七	八、二二七	八、二二七	八、二二七
再 輸 入 品	三、五七五	三、五七五	三、五七五	三、五七五	三、五七五	三、五七五	三、五七五	三、五七五
合 計	二、一四五、九二〇	二、一四五、九二〇	二、一四五、九二〇	二、一四五、九二〇	二、一四五、九二〇	二、一四五、九二〇	二、一四五、九二〇	二、一四五、九二〇

此の表の示す如くに、昭和十二年上半期に於て輸入増加の著しかつたのは原料品及原料用製品であるが、原料品中原棉輸入の増加は甚だ大きく、羊毛、生「ゴム」、原油等が之に次いで著増を見た。原料用製品中、金屬類の輸入は何れも増加を示したが之等は國內生産資材としての需要を充たす目的で輸入されたものであつて、何れも數量、單價共に上昇を示してゐる。輸入の増加した全製品の中で特に重要なものは機械類であつて、其の數量の増加に比して金額の増加した事、又は輸入單價の上昇したことを裏書するものと見られる。

○輸入の増加した主要原料品

品 名	數量 單位	昭和十二年 (一—六月)		同 十一年 (一—六月)		増 加 (一) 減 少
		數量	金額(千圓)	數量	金額(千圓)	
棉 花	百斤	一〇、〇六六、六六〇	六三、〇七五	八、四二一、四四六	四、五二、四九一	一、六四五、二二四
羊 毛	同	一、六六五、三三三	二九、〇〇三	一、三三三、三三三	一、六七、四七一	三〇、六三三
生「ゴム」	同	七四九、六五三	七、七〇〇	四八三、〇三二	三〇、六五四	二六、六三三
原 油 及 重 油	千立	二、二九〇、五二六	八、六七一	二、〇七六、六二五	六六、二二九	一、九、九三三
鐵 精	百斤	二、六、九二〇、九三三	二七、八二六	二、五、五五五、〇五九	二、〇、二九四	七、五八四
油 糟	同	六、四三〇、二六八	三三、〇〇〇	六、四一九、九九六	二五、七一九	六、三三二
棉 花 以 外 の 植 物 織 維	同	一、〇六六、九九七	三、八四六	一、〇三九、八二〇	一、七、〇〇九	五、八三九
石 炭	英噸	二、三〇一、八〇一	二九、四五一	二、一〇五、五二五	二四、八二三	四、六三九
數 採 油 用 原 料	百斤	一、六六四、三三四	六、五〇〇	一、〇六六、〇七二	三、三三六	三、一七二
探 油 用 原 料	同	三、四三〇、〇四一	二六、〇二二	三、〇九九、五二五	二六、二四八	一、七七七
増 加 額 計		三五九、四〇二千圓				

○輸入の増加した主要原料用製品

品 名	數量 單位	昭和十二年 (一—六月)		同 十一年 (一—六月)		増 加
		數量	金額(千圓)	數量	金額(千圓)	
其 他 の 鐵	百斤	三三、〇三三、四六八	一、五四、一〇七	一一、四四九、三三三	五、五、三三三	一〇、九三三、三三三
銅 (塊 及 錠)	同	八、八七、七三六	四、五、三四四	三、六、七、五〇〇	一、四、七、一七	四、五、二二六
製 紙 用「パルプ」	同	三、四七九、九六一	四、八、〇七六	二、五九七、五二〇	三、〇、四〇八	八、八七、四四五
鉛 (塊 及 錠)	同	八、八六、二六三	二、四、五二二	七、五三、七六八	一、二、四六六	一、七、〇七五
錫 (同)	同	二、九、七〇七	一、五、四七六	二、七、〇二二	一、五、四六〇	一、〇、〇一六
皮 類	同	三、三、七、〇八八	二、〇、〇二二	二、六、四、一九四	二、二、二六七	八、三三、五



品名	昭和十二年(一—六月)		同十一年(一—六月)		增加
	數量	金額(千円)	數量	金額(千円)	
「レール」及「ファイッシュプレート」	一、〇四九、六六七	六、四〇七	三七一、九七二	一、二五九	六七、六九五
合成染料	二、〇三〇、六三五	九、三三八	一、〇七三、七七一	四、八〇〇	九五、八六四
亞鉛塊錠及粒	三五六、二三四	七、九二二	二七三、三三三	四、五六六	八二、八九一
革類	七九一、四一一	四、一〇〇	六二四、六二七	二、三八七	一六六、五三三

○輸入の増加した主要全製品

(註)「其の他の鐵」とは銹鐵、「レール」及「ファイッシュプレート」を除いたものである。

品名	昭和十二年(一—六月)		同十一年(一—六月)		増加
	數量	金額(千円)	數量	金額(千円)	
機械及同部分品	九、五五〇、七三三	二〇、三三七	四、四九九、五六一	八、五九五	五、〇七二、二二二
自動車及同部分品	—	—	—	—	—
内燃機	八六、九〇五	一〇、五三七	七九、九九六	八、四三六	六、九〇七
織物	—	—	—	—	—
礦油	三五七、〇〇三	二四、九九九	三七三、九〇三	三、〇〇七	—

○原料品の前年同期比較上半期輸入増加率(%)

品名	數量	金額	數量	金額
棉花	一九・五	三九・三	一三・六	一八・七
羊毛	三三・一	五四・〇	五五・〇	九五・〇
鑛油	一〇・三	三〇・一	—	—
植物性纖維	三・一	三三・三	—	—

○半期別對外貿易額(單位千円)

年次	上半期		下半期		全年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
昭和六年	五七七、四〇八	六九〇、七七二	二二、三六三	五九九、五七三	二四、六六九	一、一四六、九八一
同七年	五四九、七四六	八二六、五八八	二六六、七七三	八六〇、二四五	二四五、三〇一	一、四〇九、九九一
同八年	八二九、八七三	一、〇一六、三三〇	一八六、四六七	一、〇三二、一七六	一三〇、二九七	一、八六一、〇四九
同九年	一、〇〇三、六八八	一、一五六、六二二	一五四、九三三	一、一六八、二三六	四四、三三七	二、一七一、九三四
同十年	一、一七三、四八八	一、三四四、二九九	一七〇、八二二	一、一三五、六四五	一九七、六四八	二、四九九、〇七三
同十一年	一、二二八、〇〇八	一、四八九、八三三	二七二、八二四	一、二一七、九一七	二〇一、二〇八	二、四九二、九七五
同十二年	一、五三七、六三六	二、一四五、九二七	六八八、三〇一	—	—	二、七六三、六八一



## 第二編 諸外國の部

(各國の對外貿易額は當該國の統計に、又各國の對本邦貿易額は我大藏省發行の貿易年表及貿易月表に據つたが、之に依つて知り難い場合は當該國の貿易統計の數字を掲げた。)

### 第一章 亞細亞

#### 一、滿洲國

##### 一、政治經濟事情

滿洲國は昭和七年三月一日の建國宣言に依つて生れたが、越えて同九年三月執政帝位に即くに及んで王道思想の原理に即した帝國として其の成立を見るに至つた。爾來新國家は日本の援助を得て先づ治安肅正の實を擧げ、又經濟建設に邁進した結果國內の諸事情は全く一新せられ、國民の福祉は着々増進せられつゝある。

事變後の經濟界は治安の恢復と金融機構の整備に次で新に經濟建設の工作に入り、國內に於ける近代的産業の基礎的企業は着々創設せられたが、昭和十年に至つては土建工事費も前年に比し減退する等經濟の基礎工作は一段落の觀を呈し、翌十一年は愈々事業活動を開始して新段階に轉換した。

滿洲國政府は、財政に關しては當初國民負擔を軽減して國民經濟の安定を圖り、且國民負擔の公正を期しつゝ財政基礎の確立を企圖したのであるが、之等は經濟界の好轉と相俟て財政の均衡保持を示してゐる。



## 二、幣 制

(イ) 舊紙幣の回収 從來滿洲の舊通貨は其の種類極めて多く、各地の事情に依り相場を異にし、其の騰落も亦日々に激しく、庶民は常に之等不信用且不安定な紙幣に依て惱まされ收拾すべからざる状態にあつた。滿洲國の建國後は大同元年七月中央銀行が設立され國幣を發行し、舊紙幣の整理、幣制の統一を企圖したが、之と相俟て各省銀行の併合を行ひ、各地方の公私銀行を整理統一し茲に滿洲國金融統制の實を擧げた。

(ロ) 新貨幣制度 滿洲の國幣は大同元年(一九三二年)六月執政令に依て制定實施せられたもので、貨幣の鑄造竝に發行權は政府に屬し、滿洲中央銀行の所管となつてゐるが、純銀の量目二三・九一瓦を以て價格の單位とし之を「圓」と言ふ。貨幣の計算は十進法に依り、一圓の十分の一を「角」(「チャオ」)、百分の一を「分」(「フン」)、千分の一を「厘」(「リ」)と言ふ。貨幣の種類は紙幣百圓、十圓、五圓、一圓の五種、一角、五分の白銅貨及一分、五厘の青銅貨がある。

(ハ) 外國通貨 外國通貨中最も廣く用ひられて居るのは日本の通貨であり、其他北滿露人間には蘇聯邦の「チルヴァネツ」貨が流通してゐる。之等外國通貨は法制上國內の流通を禁ぜられるべきであるに拘らず、經濟上の事實として依然通貨の性質を有してゐる。

## 三、貿易制度

(イ) 關稅改正 滿洲國は昭和七年九月、日滿兩國間に調印せられた日滿議定書に依つて、從來支那が我國との間に有して居た條約上の義務を其の儘繼承することとなつた結果、日滿間の通商關係も亦日支通商條約其他日支間に締結せられた諸條約に依つて律せられることとなつた。然し日滿兩國の關係は滿洲國建國の精神竝に其の經緯等に鑑みるも甚だ密接なものがあり、自然兩國の經濟通商關係も共存共榮の原則に従て相互に相手國の利益の増進に努むべき間柄にあることは周知の通りであるから、兩國間の通商關係の緊密化を妨げる様な制度を出來得る限り是正して行くことが考慮された。之を

具體的問題に付て云へば、滿洲國は昭和七年六月同國內に於ける支那稅關を接收した際、當時の支那の關稅率を其の儘踏襲した爲(此の稅率は元來支那が關稅自主權回復直後主として日本品壓迫を目標として制定したものである)、其の稅率中には日滿兩國通商の障礙と認められるものが多數存在してゐたと云ふ様な事情で、其の改正の必要が痛感せられたのであるが、滿洲國財政部は其の關稅率の根本的改正を行はんが爲目下調査研究を進めて居る。然し乍ら其の實現には今後尙相當の日時を要する次第で、差し當り暫行的措置として兩三度に亘つて部分的關稅改正を實施した。

(ロ) 第一次關稅改正 昭和八年七月實施せられた第一次關稅改正では、著しく排日的色彩ありと認められるもの、特に高率な爲輸入阻止の状態にありと認められるもの、分類が著しく不合理なもの等三十五品目に亘り改正を實施した。即ち輸入稅に於ては屑棉、屑糸、棉胎等に對し、日滿經濟統制の見地から若干引上をなした外は、毛織物、釘、農業用機械及同部分品、採鑛用選鑛用精鍊用機械器具、電氣材料、棉實、硫黃、「ペイント」、「セメント」、瓦、建築材料等に對し稅率を引下げ又は之を免除した。更に輸出稅に於ては棉實槽、棉實、飼料(生乾草)に對し若干稅率の引上をなすと共に、棉花、棉胎、「ウッド・パルプ」、「ペラフィンワックス」等に付ては滿洲國產獎勵の見地から無稅に改めた。

(ハ) 第二次關稅改正 昭和九年十一月の第二次關稅改正は主として從量、從價兩稅の負擔の均衡、稅率高きに過ぎ輸入阻礙の惧ありと認められるもの、是正、滿洲國內の或種の産業保護の爲稅率の引上等を目的として實施せられた。即ち輸入稅では綿糸布類の殆ど全般に亘ての稅率の調整を行つた外、清酒、扇、傘、「ゴム」靴、綿製「ゴム」底靴、新聞用紙、「メリヤス」製衣類(起毛せるもの)、浴布、綿毛布地、食卓用罐詰、果實、屑黃麻、屑織等に對して稅率の引下又は免除を行ふと共に從來輸入後に內國消費稅を課せられて居た「セメント」、卷煙草、綿絲、小麥粉、酒類、苦汁及芒硝等に付ては其の輸入後に於ける內國稅を廢止すると共に、其の內國稅の八掛を關稅中に織込んだ。又輸出稅に於ては木材、石炭、牛肉、毛製品、其他畜產品竝に農產品等二十三品目に亘て稅率の引下又は免除を實施した。



尙輸出入税の改正と同時に滿洲國は松花江に於ける轉口税並に同江航運輸入貨物に對し輸入税納付済證を必要とする制度の廢止及賑災附加税法の改正を実施する等、凡そ通商の障碍となる惧あるものに付ては改廢に努めた。

(二)第三次關稅改正 其の後、昭和十年末第三次關稅改正を行ひ、鐵及鋼製品並に「コールドール」分館物の輸出税の減免を爲したが、之は滿洲に於て將來増産を見越される之等商品の輸出を促進せんとする意圖に出でたものである。

#### 四、通商政策

(イ)通商政策の基調 滿洲國の通商政策は日滿「ブロック」經濟の成就を其の基調としてゐる。之が具體的現はれは、(一)日滿經濟共同委員會の設置(昭和十年五月十七日新京に於て締結)、(二)事項漸進主義に基く滿洲國に於ける治外法權の一部撤廢及滿鐵附屬地行政權の調整(昭和十一年六月十日條約調印)、(三)國幣と圓との「リンク」等である。

滿洲國は諸外國に對して門戸開放、機會均等の原則並に外國の既得權尊重の方針を持し、國策國防上許された範圍内で諸外國の商品を濫りに排斥しない方針を執つてゐるから、日本以外の諸國中にも、政治關係とは別個に滿洲國との間に通商貿易促進に關する取極を爲し、又は其他の方法で滿洲國との通商經濟關係の緊密化を希望する向が少なくない。

(ロ)關稅改正 大同元年三月一日の建國宣言、同日附獨立對外通告等に鑑み、滿洲國の關稅政策は外に對しては、關稅擔保外債支拂額分擔承認、昭和五年締結の日支互惠條約の尊重、各國資本の流入歡迎等となつて現はれ、内に對しては國內産業の保護助長並に一般民衆の利益尊重となつて現はれ、主要産業たる農、鑛、林業並に鹽業を保護する方針を執つて今日に及んでゐる。又滿洲國の財源は鹽稅、官業收入(阿片、石油專賣益金を主とす)以外は關稅收入を大宗とする實情であるから、關稅收入の急激な減收は財政上悪影響を及ぼすことになるので、關稅改正に當つても此點が特に考慮されてゐる。

(ハ)滿獨貿易協定 昭和十年末、獨逸より「キープ」公使を首班とする東亞經濟使節が來朝したのを機として、滿獨兩國間に貿易協定締結交渉が開始され、昭和十一年四月三十日協定妥結を見たが其の要點は左の通りである。

(一)獨逸爲替管理局は昭和十一年六月より向ふ一ケ年の期間内に、一億圓の額に相當する滿洲國生産品の獨逸輸入を承認すること

(二)滿洲國主務官廳は同一期間内に、二千五百萬圓の額に相當する獨逸國生産品の滿洲國輸入を爲し得る様必要な措置を執ること

(三)豫見し難い事由の爲、獨逸國が前記一億圓の額迄滿洲國生産品を輸入することが不可能となつたときは、其の額は六千五百萬圓迄低下することが出来る、但し其の際に於ても、日獨貿易額差額より一千五百萬圓を控除した額を考慮して、右最低額を増加せしめ得ること

(四)豫見し得ない事由に依つて、滿洲國側が前記二千五百萬圓の額迄獨逸國生産品を輸入することが不可能となつたときは、滿洲國側は獨逸爲替管理局と協議の上滿洲國以外の國への獨逸品輸入を以て代へ得ること

(五)協定は昭和十一年六月一日以降一ケ年有效、且更新し得ること

(ニ)貿易緊急統制法 昭和十一年日本の通商擁護法が濠洲に對し發動せられたのに關聯し、滿洲國は日滿經濟「ブロック」の立場から日本側の本措置に協力する爲、康徳三年八月十五日貿易緊急統制法を公布した。其の要點は特に相手國を指定せず小麥、小麥粉、羊毛及米に對し、輸入許可制度を施行することに在つた。

#### 五、貿易概況

(イ)日滿間の貿易概況は左記數字の示す通りである。

#### ○日本滿洲國間貿易額(單位千圓)



品目	對滿貿易		對關東州貿易		對滿貿易		對關東州貿易		
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
昭和七年	二五、九四七	五、五六九	一一〇、五六三	七六、七〇〇	同十年	一六、〇四五	一九一、〇〇五	三〇〇、二六九	二五、五一七
同八年	八二、〇七一	一四七、八九七	三二一、〇六六	三〇一、六六一	同十一年	一五〇、八五九	二〇五、五六六	三四七、一六四	三三、八四八
同九年	一〇七、一五一	一六四、二〇九	二九五、八六八	二七、三三三					

(註) 關東州に於ける我輸出の大部分は滿洲及北支方面へ再輸出せられるものである。

○日本から滿洲國への重要輸出品 (金額單位千圓)

品目	數量單位	昭和十一年		昭和十年		昭和九年		昭和八年	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
小麥粉	百斤	七三六、四八六	六、〇三三	二、〇三五、〇四八	一、四、四四九	一、四〇一、〇三三	九、〇八三	一、四二七、〇三六	九、三〇五
水産物	同	二七、八六九	三三四	二二、七九九	二二二	五三、二九〇	三〇七	六三、七六一	三三七
罐頭詰食料品	同	三三、九七〇	六六九	一九、七八三	四一三	一七、三六四	三三五	一、二五〇、九三八	二六三
麥酒	石	二八、四九七	一、一五七	二九、一六〇	一、一九六	二二、九七七	九九二	一五、九八八	九六六
綿織物	百斤	七四、八六三	六、三九一	五〇、八二六	四、六二七	三六、一八九	三、六三一	三三、六三八	三、〇九九
未晒綿布	千方碼	一一、七七六	二〇、七六〇	六五、八一〇	二、六三九	四九、四七三	一〇、二五四	二八、八九六	五、三九二
晒綿布	同	一一、〇二二	三、四三五	一六、九三八	三、〇〇〇	一一、五二九	一、九八八	六、〇八六	一、〇七〇
其他綿布	同	八九、九五五	二三、〇三三	七六、五三四	二〇、一〇三	一〇九、四三九	二七、九九五	五五、九三一	一五、一三三
毛織物	同	九一	一、〇五一	一、二八一	一、三九六	—	一、五三九	—	一、三六〇
絹織物	同	五五四	六八一	六六三	八二二	—	四〇三	—	一〇七
人絹布	同	二、八八九	八四三	一、八二二	八二五	—	七三六	—	一〇七
「メリヤス」製品	打	四四九、一九八	一、八二三	三三八、八二三	一、〇三三	二九九、三七六	八九九	三三〇、三五六	一、〇三三
「セメント」	百斤	六六、八八五	五九	六六、一四九	六五	一五〇、二八三	一六八	一七五、三五八	一〇五
陶磁器	—	—	一、三六三	—	一、一七九	—	一、二三八	—	五五

品目	數量單位	昭和十一年		昭和十年		昭和九年		昭和八年	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
鐵製	百斤	三三三、九六一	三、三三九	三二〇、三五七	二、五六二	三三三、六七五	一、八四一	七五、四一六	六五一
鐵製	—	—	二、六九九	—	二、五六二	—	一、八八二	—	一、四五六
「ゴムタイヤ」	百斤	五、六五三	四七六	六、二〇三	三九九	四、六〇五	二〇七	三、一〇〇	一八三
木製	—	—	一、三二三	—	一、〇九五	—	二、三五五	—	七三九
製帽用真田	千束	二、二九三	六二四	三、一四五	九七五	二、八五四	一、〇六三	二、一六一	七四四
「ランプ」及部分品	百斤	—	三六八	—	三六八	—	三三六	—	三五三

○日本から關東州への重要輸出品 (金額單位千圓)

品目	數量單位	昭和十一年		昭和十年		昭和九年		昭和八年	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
小麥粉	百斤	一、〇六五、八五八	八、八三三	二、三六六、三三八	一六、三三三	二、八九九、八九	一八、五五七	三、三三八、六九一	三二、八八
水産物	同	二二、一五三	四、四〇一	一六四、〇五九	三、一〇四	一一九、四三六	二、二六三	二五、八九五	二、二六
罐頭詰食料品	同	七六、六六三	一、九一六	六〇、四三七	一、五三八	四五、〇三三	一、一九七	五、二九二、九〇四	一、四四七
麥酒	石	四、四六六	一、七四九	五〇、七六〇	二、〇一一	四八、八七四	二、一八九	三七、九四四	二、二四〇
綿織物	百斤	五、二五九	四四九	一六、一一九	五三九	五、三二二	五三	六、四五九	六一四
未晒綿布	千方碼	二八、九九二	五、七二五	三四、〇九〇	六、九七五	三一、四七八	六、〇六七	三四、八一九	六、二九五
晒綿布	同	三三、五五七	五、九六六	八、五〇九	一、四八五	九、八〇四	一、七〇〇	九、七五三	一、六七二
其他綿布	同	六四、五四六	九六、六四〇	二五、四八七	六、七五〇	四二、三五四	一一、四六四	四一、四七五	一〇、八五一
毛織物	同	九、九九九	一三、一八六	七、三二九	八、七二九	—	—	—	—
絹織物	同	三、一〇六	三、四七四	三、七二九	三、三二六	—	—	—	—
人絹布	同	五六六、六三九	二二、四九三	二六、五四〇	一一、一五七	—	—	—	—
「メリヤス」製品	打	四四五、二〇一	一、六〇〇	三七八、二六四	一、三〇〇	三〇〇、六七四	一、〇一四	二五八、四七九	八四二
「セメント」	百斤	一、七六六、六四六	一、八七四	一、八二一、三七三	二、一〇〇	三、六四四、八〇七	四、一一九	六四三、七八五	一、八三四
陶磁器	—	—	一、四四一	—	一、七九七	—	一、七六八	—	一、一九五



品名	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額
鐵	百斤	三、〇〇〇、二一〇	四、二八二、四七二	三六、七四六	四、二八八、六〇〇	三六、八五三	二、九四一、六二七	二七、五五五
鐵製	品	—	—	八、三九四	—	—	—	六、〇五九
「ゴムタイヤ」	百斤	一、八、一六七	一、一、四八八	一、〇五九	一、三、一八二	一、〇〇三	一、四、九六六	一、〇六五
木	材	—	—	四、七四五	—	—	—	二、八五四
製帽用真田	千束	一、七三三	一、一、四〇五	三、三三五	一、五〇七	四、五三	三、六七七	一、一七九
「ランプ」及部分品	—	—	—	一、二六三	—	—	—	一、〇三三

○滿洲國から日本への重要輸入品 (單位金額千圓)

品名	數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
豆	百斤	一〇、九四八、九七九	一〇、三三〇、八七四	六、六一二	一〇、四六六、七七一	四七、〇六九	八、四九〇、九九六	四、五、三三二
石	噸	二、三三六、六八二	二、六四八、八三四	三〇、九〇六	二、七〇〇、七七五	三〇、五五四	二、四〇三、七二八	二、四、一五〇
鐵	同	四、五三〇、四〇九	一、四、六五八	一、八、八一三	六、八二六、二二九	一、八、九六〇	七、五六六、六五五	一、八、一〇一

(口 滿洲國の對外貿易額は左の通りである。)

○滿洲國對外貿易額 (單位千圓幣圓)

年 度	輸 出	輸 入	合 計	年 度	輸 出	輸 入	合 計
昭和七年	六八、二五八	三三、七六二	一〇、五、八二九	昭和十年	四二、〇七九	六〇、四、四九一	一、〇、五、三二七
昭和八年	四八、四七七	五五、八三三	九六、四、三一〇	昭和十一年	六〇、七五八	六九、八八九	一、二、九、六四七
昭和九年	四四、四三六	五九、五六三	一、〇、四、九八八				

右表に依れば、昭和六年には輸出額七億三千萬圓幣圓に達したが滿洲事變の影響、奥地の荒廢等の爲其後次第に減少し、昭和七年には六億一千萬圓幣圓、翌八年には更に四億四千萬圓幣圓にと凋落を續けたが、輸入は軍需關係及所謂建設景氣等のため次第に増大の傾向を辿り、昭和七年には三億圓幣圓臺であつたものが、翌八年には一躍五億圓幣圓を超え、爲めに従

來引續き出超を特徴として來た滿洲國の貿易は、同年を轉機として入超に轉ずるに至り昭和十年度に於ては其の入超額は遂に九千萬圓幣圓に達するに至つた。

尙昭和十一年度に於ける滿洲國の相手國別貿易を見ると、輸出は日本(二億八千五百萬圓幣圓、滿洲國全輸出額の約四割七分五厘)、中華民國(一億二千八百萬圓幣圓、同二割一分三厘)、獨逸(五千萬圓幣圓、同八分三厘)、英國(二千七百萬圓幣圓、同四分六厘)、米國(一千六百萬圓幣圓、同二分七厘)の順序であつて、又輸入に於ては、日本(五億三千四百萬圓幣圓、滿洲國全輸入額の七割七分三厘)、中華民國(四千七百萬圓幣圓、同六分九厘)、英領印度(二千八百萬圓幣圓、同四分一厘)、米國(二千三百萬圓幣圓、同三分四厘)、獨逸(一千三百萬圓幣圓、同二分九厘)の順序を示してゐる。換言すれば、輸出入共本邦の躍進著しく、殊に輸入に於ては殆ど本邦製品の獨り無臺と云ふも過言ではない。

二、支 那

一、政治經濟事情

現在支那を支配するものは表面的には國民政府であるが、其の政治動向を實質的に決定するものは「以黨治國」を標榜する國民黨であつて、一九二九年の三全大會後國民黨は軍事、財政、教育、政治、其他有ゆる部門に亘て統一を目標として邁進したが、封建的諸軍閥の攻伐は延て共產勢力の増大を招來した爲、統一運動は一轉して共產勢力の驅逐に形を變へて行はれ而も其の間巧に地方軍閥を大體中央の傘下に置くことに成功し、他方滿洲上海兩事變及北支問題を巡ての抗日、侮日感情の煽揚と民族意識の鼓吹とに依て更に一層之を強化するに至つた。一九三六年に於ては西南政府を解消し、山西との聯繫を緊密化し、四川、雲南、貴州、甘肅に對する支配權を擴大し、北支政權に對する壓力を加重し、又經濟的には前年に於ける通貨管理の強化及び之に伴ふ獨占事業の發展等に依て國民政府の手に依る統一は茲に略々完成し、年末の西安事件の如きは結



果的に之を證示したものと稱せられた。

右の如く軍事、行政的統一を略々進行した國民政府が經濟上自主的に採るべき方策は當然統制經濟主義であつて、經濟建設の強行に依て國家統一を完成せんとするのであるが、斯る統制的傾向は極く最近のことに屬し、經濟政策的活動は國民政府の成立以後のことである。即ち支那は地大物博と稱され乍らも、經濟的發達は頗る緩慢で國民政府の基礎鞏固となるに隨て漸く經濟政策的活動は積極性を帯びて來、又其の成果も次第に具現されて來たのである。

國民政府の經濟諸政策の樹立乃至其の遂行に際して、最も重要な根幹を爲すものは、一九三一年國民政府が國家再建の目的の下に組織した全國經濟委員會で、當時殆ど破滅に瀕した支那農村又は一般經濟界の建設に對して尠なからず貢獻したのであつたが、之に就ては經濟委員會が成立當初其の活動を有能ならしめる爲、國際聯盟に技術的援助を依頼し、聯盟を通じて又は直接に多數の外人顧問を招聘して各種の經濟計畫の遂行に關與せしめたのに據る所大なりと云はれてゐる。

政府の財政は國民政府の成立後の財政改革に依り一時危機を切抜けたが、多年に亘る動亂に依て軍事費、債務費等に莫大の支出を要するのに對し其の收入は僅に關稅、鹽稅、地稅等で、其他の重要稅收入は何等統一されず、而も近年の銀の低落、長江の水災、日支事件、滿洲國の獨立等の爲に歳入は激減し豫算の如きは全く實行された事は無く財政狀態は益々困難に陥てゐる。而も政府總歲入の約六割を占めてゐる關稅及鹽稅は歷代政府が競て之を外債流入の擔保とした爲、政府の重要財源は多かれ少なかれ外國の支配を受けてゐる狀態である。

## 二、幣 制

一九三一年の滿洲事件及英國の金本位離脱を契機として、支那の財界は銀安景氣から急轉し不況に向つたが、一九三四年米國の銀政策採用の結果巨額の支那在銀の流出を招き不況を更に激化した爲め、其の對策として銀の流出防止策、財界救濟策等が講ぜられたが、何れも其の匡救に貢獻する處なく財界は愈々惡化して正に破綻の危機に瀕するに至つた。茲に於て支那政府は一九三五年十一月四日所謂新幣制を實施し、多年支那經濟の根柢を爲して居た銀本位を放棄し管理通貨制を採用することとなつた。新幣制の要點は中央、中國、交通の三銀行券を法貨とし、銀の私有を禁じ、且つ法定紙幣の對外價值を所定の價格（對英一志二片二分の一）に安定せしめる爲め政府銀行をして爲替の無制限賣買を行はしめることである。而して新幣制實施の當初は其の前途に付危懼を抱くものも少くなかつたが、其後運用宜しきを得た爲と列國からの援助を得た爲等の理由に依つて次第に其の基礎鞏固を加へ、其の上貨幣價値の低下と安定は支那經濟界特に其の對外貿易に著しい好影響を與へる等今日では幣制改革は一般に成功と認められて居る。

## 三、貿易制度

(イ)關稅引上 國民政府は昭和八年五月十五日、日支關稅協定の滿期失効を契機として同月二十二日突如改訂輸入稅率表を發表し即日之を實施したが、此の改訂は稅率表の殆ど全般に亘つて行はれ、殊に本邦對支重要貿易品の大部分に付き極端な稅率の引上を見た（即ち綿布、海產物等が舊稅率に比し十割乃至六十割の引上を見た外、從來無稅の小麥粉に對し新に擔當〇・二五金單位の課稅をなし、其の外石炭、「セメント」、人絹織物、雜貨類に對し三割乃至十割の引上を見たのに對し工業原料品機械類等主として外國からの輸入品に對する稅率が大體に於て引下又は據置となつた）。其の後昭和九年七月支那政府は更に改訂輸入稅率を公布し、機械、金屬類、食料品に對して稅率を引上げたが綿布、海產物、紙類等に對しては多少稅率を引下げ本邦主要輸出品に關する限り幾分の緩和を見た次第であるが、一面我國の特殊輸出品である縫針、建築用陶磁器材料等の如きは從來の稅率に比し六割五分乃至七割五分に達する高率の引上をなし自國産業を保護する政策を取つて居る。

(ロ)輸出入禁止及び制限 日支通商航海條約並に各國と支那との諸條約に依り支那は武器彈藥、阿片類其他條約に規定ある品目を除き輸出入の禁止、制限を爲し得ないこととなつて居るが、最近支那側は之等條約に規定してゐるもの以外のも



の迄も輸出入の禁止又は制限を爲して居るが主なるもの左の通りである。

(一)大麻の苗、古器物(骨董類)、古綿、古鐵類及金、銀、銅、貨幣等に對しては輸出禁止してゐる。

(二)一九三五年六月以降銀行紙幣の不法製造防止の爲め紙幣印刷用紙は中央銀行信託局のみに限り其輸入を許可することとした。同年七月鹽素の輸入は其用途の如何を問はず他の軍用品と同様に國民政府の護照を要することとなつた。

一九三六年八月一日以降各地の病害虫検査機關完成迄一時棉種の輸入港を上海のみに制限したが、同年十一月一日以降廣東、天津及青島の各港でも検査の上其の輸入を許可することとなつた。

一九三六年十二月「デニトロ」、「モノニトロ」化合物は爆發物の原料として輸入禁止及び制限表中に追加する旨告示せられた。

尙一九三二年九月以降瓦斯、拳銃の輸入を禁止し、又一九三四年四月以降滿洲國關係の印刷物及滿洲國名入の地圖等をも輸入禁止品目に追加した。

(ハ)商品検査 國民政府は一九二九年對外貿易の振興を目的とし其の主要輸出品に對し検査を施すこととなり、商品出口検査條例竝に商品出口検査局暫行章程を公布したが、其の後此の検査は輸出品のみに止らず、輸入品に對しても施行するに至つた。續て一九三二年十月には「實業部商品検査局組織條例」を公布し、検査を施行する商品の種類は實業部に於て定めることとしたが、現在検査施行中のものは次の通りである。

- (一)輸入品 糖品、人造肥料、家畜類、火酒類、蜜蜂、麥粉、植物(未實施)。
- (二)輸出品 棉花、茶葉、豆類、油類、蛋品類、皮毛類、肉脂類、果物其他農産品、蠶種及生絲、骨粉。

#### 四、産業統制

國民政府は最近其の國內産業の保護乃至外國からの輸入防遏等の目的で砂糖、燐寸、石炭、桐油、「ウオルフラム」、「マンガン」、「アンチモニー」、其他諸産業の專賣乃至統制を計畫又は實施して居るが、之は支那と諸外國との諸條約に違反するのみならず、外人の永年に亘る既得權益を阻碍することが少くないので、列國は極力之を阻止すべく努力中である。

#### 五、貿易概況

昭和十一年度の支那對外貿易は農産物の豊作、貨幣價值の安定等のため數年來の活況を呈した。即ち同年度に於ける輸出は七億五百七十萬元で之を前年度に比すれば二割二分の増加、又輸入は九億四千五百五十萬元で前年に比し二分四厘の増加となり、結局入超二億三千五百八十萬元で、入超額も前年に比し三割一分三厘方の減少を示して居る。此の入超額の減少は主として穀類及粉の輸入が激減したこと、桐油、動物及其製品、皮革、紡織品及纖維等の輸出が全面的に増加したのに因るものである。

尙支那の對外輸入貿易に於ける我國の地位は、大正元年以降昭和五年迄は常に首位を占めて來たが、昭和六年は滿洲事變に關聯して擡頭した排日貨風潮の爲に米國に首位を奪はれ第二位に顛落し、同八年には更に米國、英國に次ぎ第三位に下つた。其後昭和九年度には僅に英國を凌駕して第二位を復し、同十年度には依然米國、日本、英國、獨逸の順位であつたが、昭和十一年には獨逸の進出が著しく米國、日本、獨逸、英國の順位となつた。

(イ)日支間の貿易狀況は次の通りである。

#### ○日本支那間の貿易額(單位千圓)

(大藏省統計に於ては昭和六年迄は滿洲國を含み、且關東州に對する輸出は大部分北支及滿洲國に再輸出されるから参考の爲め之等のものを併せ掲げた。)



年	對支那貿易		對滿洲貿易		對關東州貿易		合計
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	
昭和四年	三四六、六五三	二〇九、九七五	—	—	一二四、四七六	一六六、三三三	四七二、一〇八
昭和五年	二六〇、八二五	一六、七〇〇	—	—	八六、八一四	一一、四〇五	三四七、六三九
昭和六年	一五五、七五〇	一四五、六九七	—	—	六五、五四一	九〇、一六五	二二二、二九一
昭和七年	一二九、四七八	七七、一七五	二五、九四七	五、五六九	一一〇、五八三	七六、七二〇	二七六、〇〇八
昭和八年	一〇八、二五三	一一三、三五七	八、〇一一	一四七、八九七	二二、六〇八	一〇、一六一	四一一、三九一
昭和九年	一一七、〇六三	一一九、五六三	一〇七、一五一	一四四、二〇九	二九五、八六八	二七、二三三	五三〇、〇八一
昭和十年	一四八、七八八	一三三、八一七	一二六、〇四五	一九、〇〇五	三〇〇、三六九	二五、五一七	五七五、〇二二
昭和十一年	一五九、六九〇	一五四、八三七	一五〇、八五九	二〇五、五六六	三四七、一六四	三三、八四八	六五七、七二三
							三九四、二五一

○日本から支那への主要輸出品 (金額單位千圓)

品目	數量單位	昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
小麥	百斤	四八二、七〇〇	三、三四〇	一七一、三三三	一〇九	二九、一三三	二二二	八九、九六五	六九
精製糖	同	九〇、一五五	六、一五六	一、〇四一、三三七	六、九九九	一、四八一、八九八	九、七六二	九〇五、一七一	五、八二六
水産物	同	二五〇、九八二	二、二七八	六二二、五五五	四、四三三	六二六、六九〇	五、九九五	六九二、四八九	七、二一九
罐詰食品	同	七、四六七	二〇五	九、五七〇	四、六三	一八、七三六	六三九	八、八四四	三三八
麥酒	石	一一、六四七	七五七	一一、六四〇	五八七	一一、七九二	五四四	一一、六七九	五五四
石炭	千英噸	—	—	—	—	—	—	—	—
陶磁器	—	—	—	—	—	—	—	—	—
硝子及同製品	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵製物品	—	—	—	—	—	—	—	—	—
人造絹絲	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—
綿織物(生地)	同	—	—	—	—	—	—	—	—
綿織物(晒)	同	—	—	—	—	—	—	—	—
綿織物(其他)	同	—	—	—	—	—	—	—	—
毛織物	同	—	—	—	—	—	—	—	—
帽子	同	—	—	—	—	—	—	—	—
鈕釦	同	—	—	—	—	—	—	—	—
紙類	同	—	—	—	—	—	—	—	—
機械及同部分品	同	—	—	—	—	—	—	—	—
木材	同	—	—	—	—	—	—	—	—
「ランプ」及同部分品	同	—	—	—	—	—	—	—	—
玩具	同	—	—	—	—	—	—	—	—
魚油及鯨油	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—
綿織絲	同	—	—	—	—	—	—	—	—
人造絹織物	同	—	—	—	—	—	—	—	—
「セメント」	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—
身邊裝飾用品	同	—	—	—	—	—	—	—	—

○支那から日本への主要輸入品 (金額單位千圓)

(註) 以上は大藏省月表に據る大體金額二十萬圓以上のもの、尙絶縁電線、銅、晒粉、椎茸及賣藥等は昭和十年に於て何れも金額二十萬圓以上となつて居る。

品目	數量單位	昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
鐵製物品	同	—	—	—	—	—	—	—	—
「ゴムタイヤ」	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—
人造絹絲	同	—	—	—	—	—	—	—	—
綿織物(生地)	同	—	—	—	—	—	—	—	—
綿織物(晒)	同	—	—	—	—	—	—	—	—
綿織物(其他)	同	—	—	—	—	—	—	—	—
毛織物	同	—	—	—	—	—	—	—	—
帽子	同	—	—	—	—	—	—	—	—
鈕釦	同	—	—	—	—	—	—	—	—
紙類	同	—	—	—	—	—	—	—	—
機械及同部分品	同	—	—	—	—	—	—	—	—
木材	同	—	—	—	—	—	—	—	—
「ランプ」及同部分品	同	—	—	—	—	—	—	—	—
玩具	同	—	—	—	—	—	—	—	—
魚油及鯨油	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—
綿織絲	同	—	—	—	—	—	—	—	—
人造絹織物	同	—	—	—	—	—	—	—	—
「セメント」	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—
身邊裝飾用品	同	—	—	—	—	—	—	—	—



品目	數量單位	昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
豆類	百斤	四九,九一九	二,九九二	四〇八,二五	二,六四三	五九六,四〇四	四,四三九	六五三,〇四九	四,五九三
採油用原料	同	一,六七,五五三	九,四七七	一,八八九,五三三	二,二二五	二,五三四,六七一	一七,六三三	一,九五,六三七	一四,三三三
生牛	同	一三〇,三五七	三,九九四	一五〇,八三〇	五,〇〇九	一〇六,三三四	四,〇三六	一八六,一一七	六,二〇三
皮類	同	一三六,三三二	四,九〇〇	一四四,五四七	五,四七二	一四〇,九七一	五,一三六	一〇一,一〇五	九,一七六
實棉及綵棉	同	五六九,〇七〇	二四,三四七	三三〇,六四四	一五,六九三	四二七,四二〇	二〇,七〇五	四六三,九四四	三三,七七八
麻類及其他	同	二六〇,四二七	六,九三三	三二七,六二二	一〇,一六九	四二七,八〇五	七,三三五	三八七,八七六	七,五五六
の植物纖維	同	一,三六五	二二八	四,九二九	三四一	一,七二九	九四	五,〇九五	六一
羊毛	同	三〇	四,一〇四	五五二	六,八二七	五五〇	七,六一〇	一,〇〇五	一三,四二六
石炭	千英噸	九,六四一,七〇	四,〇〇〇	一三,七七四,九一七	六,八〇四	二二,五二四,七二五	一一,八三九	二二,〇五五,九〇五	一三,〇一四
鐵	百斤	九,九六二	一,七七六	一一,八七九	二,七三一	一五,四一四	三,一九四	一九,九四	三,三六二
錫(塊及錠)	同	二,三四六,二九〇	六,〇六六	二,九六一,一三三	八,七二二	二,三二八,六四	七,〇八七	一,九六六,〇二八	六,三七五
穀類	同	一,六二,三三三	五,九六	一,九一五,〇一四	六,二二六	一,六七五,〇三八	六,〇九七	二,〇〇四,八二二	七,六五〇
油類	同	—	—	—	—	—	—	—	—
木材	同	—	—	—	—	—	—	—	—

(口)支那の對外貿易狀況は左の通りである。

○支那の對外貿易額(再輸出入を含む、單位千元)

年度	輸出	輸入	合計	「バランス」
一九三三年	七六,〇七七	一,六五五,五六	二,四二三,六三三	(一)八八七,四八一
一九三四年	六二,二九三	一,三五六,九八	一,九七九,二七二	(一)七四六,六八五
一九三五年	五五,七三三	一,〇三八,九七九	一,五七四,七二二	(一)五〇三,二四六

○支那の主要國別輸出入額(單位千元)

國別	一九三二年		一九三三年		一九三四年		一九三五年		一九三六年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
歐洲	六三,三五四	三・八一	八五,七三一	六・三三	一〇,九六〇	一・〇六	三七,〇九	四・一一	一五,九九〇	一・六九
英領印度	一,七五一	〇・三三	一,四九五	〇・二四	一,六一四	〇・三〇	二,四六七	〇・四三	六,〇八一	〇・八六
佛國	六五,一〇五	—	八七,二二六	—	一一,五七四	—	三九,五二六	—	三三,〇三一	—
佛領印度	一〇一,五三三	六・一九	七三,二三九	五・三三	四三,二七六	四・一四	三五,四八〇	四・〇三	二四,七一九	二・六二
獨逸	三三,六八一	四・二六	二八,八三三	四・七一	三二,一六一	四・一四	二〇,三四五	三・五三	一八,六九五	二・六四
英國	三三,四二七	—	一〇一,〇六一	—	六五,四三三	—	五五,八二五	—	四三,四〇四	—
佛領印度	二四,二二二	一・四六	三三,八二二	一・七五	二二,四三〇	二・一六	一三,三六二	一・四五	一八,三八一	一・九五
佛國	三五,五五〇	四・六三	三三,二二七	五・二六	二二,一四二	三・九五	二九,二四五	五・〇七	三〇,三六九	四・三〇
獨逸	五九,七七七	—	五六,〇三六	—	四三,五六二	—	四二,六〇七	—	四八,七七〇	—
佛領印度	八一,六〇九	四・九一	七五,五二六	五・五六	四一,六〇六	三・九七	五九,九七三	六・七四	一八,〇四八	一・九一
佛國	三,九二四	〇・五一	三,九九三	〇・六五	四,七六〇	〇・八九	五,六四四	〇・九六	九,八九四	一・四〇
佛領印度	八五,五三三	—	七九,五一九	—	四六,三六六	—	六五,六七	—	二七,九四二	—
獨逸	一一,〇四一	六・七五	一〇,八〇一	七・九五	九三,三八九	八・九九	一〇三,三八五	一一・〇九	一五〇,二三八	一五・九一
英國	四六,四七〇	六・〇五	二〇,七九五	三・四〇	一九,一五九	三・五六	二八,九二六	五・〇二	三九,一七四	五・五四
英國	一八五,七〇二	一一・二〇	一五四,〇四一	一一・三三	一二四,六四七	一二・〇〇	九六,三三三	一〇・四八	一一〇,四九七	一一・七〇
英國	五八,五五六	七・六二	四八,七六五	七・九六	四九,八〇六	九・三〇	四九,四六三	八・五六	六四,八八四	九・一八
香港	二四,二五八	—	二〇,八〇六	—	一七,四四三	—	一四,七六五	—	一七,五三一	—
香港	九四,二一九	五・七一	四八,二八七	三・五五	二九,六三九	二・八六	二〇,三五九	二・一七	一七,九九五	一・八八
香港	一一七,八八七	一五・三五	一三〇,九五五	一九・七五	一〇一,〇〇一	一八・八五	九四,八九三	一六・四七	一〇六,五四七	一五・〇七
合計	二二,一〇六	—	一六九,二四二	—	一三〇,六四〇	—	一一五,二五三	—	一二四,三四二	—



國別	一九三二年		一九三三年		一九三四年		一九三五年		一九三六年	
	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入	輸	入
日本	一六七、四六三	二一〇、八〇	九五、八〇七	一五、六五	八一、三三三	一五、一六	八二、〇九	一四、二四	一〇二、三六	一四、〇八
蘭	九、七二七	五、五五	七九、四七七	五、八四	六三、四七	六、五	五八、三五六	六、一八	七四、三九七	七、八八
米	一〇〇、二七一	一、二	八六、八六	一、二二	七〇、四七	一、三三	四、九一	〇、八七	四、七四	〇、六七
合計	二七六、八五三	二七六、八五三	二七六、八五三	二七六、八五三	二七六、八五三	二七六、八五三	二七六、八五三	二七六、八五三	二七六、八五三	二七六、八五三

### 三、香港

#### 一、經濟事情

香港の經濟界は一九三五年に於ては世界的不景氣と支那内地土民の購買力減退との爲不況を續け、加ふるに前年來の米國の銀政策は銀價の昂騰を來たし、香港の騰貴の結果、(一)外國品の輸入を促進し、就中本邦品は排日の緩和と共に躍進し(二)反面に香港の製造工業は輸入品の壓迫と輸出不振に禍され、(三)對外相場の變動の爲商取引不安定且著しく投機的となり、(四)銀の香港よりの流出は一億五千萬弗に達した。

#### 二、幣制

此の地方の通貨の單位は香港弗(英國)であつて一銀弗は純分九百の銀二六瓦九五六三と定められてゐる。香港弗の外「メ

キシコ」弗及補助貨幣が流通してゐる。即ち五〇「セント」、二〇「セント」、一〇「セント」、五「セント」の銀貨及び一「セント」の銅貨がある。尙一九三一年十二月一日發行の「セント」新銅貨も流通してゐる。一九三五年十一月四日支那政府が幣制改革を斷行した際、香港も之に追隨して同年十一月九日銀輸出禁止令を發布し、次で十二月六日に爲替平衡資金の設定を見た。

#### 三、經濟政策

一九三四年七月香港の不景氣挽回策考究の爲商務調査委員會が設置され、翌年報告書を總督に提出したが、其の内容は香港工業の獎勵、帝國特惠待遇要求、觀光客の誘致、漁業の獎勵、自由港存續、支那との提携、通貨信用維持、既設航空路との連絡等の實行を促してゐる。之等項目は、今後の香港の經濟政策の行き方を示唆するものとして注目し得る。

#### 四、對日貿易概況

香港は自由港であるから輸入防遏措置はないが、「ガソリン」、煙草、酒精類に對し消費税を課して居る。日本香港間の貿易概況は左の通りである。

年	日本から香港間の貿易額(單位千圓)		日本から香港間の貿易額(單位千圓)	
	輸出	輸入	輸出	輸入
昭和五年	五五、六四六	五三、六	三三、四九七	一、四八一
昭和六年	三六、七五四	四九	四九、七三三	二、八三五
昭和七年	一八、〇四二	九七七	五八、四四五	三、二八二
昭和八年	三三、三一九	二、〇三		(十一)五、一六三
昭和九年				(十一)三、一〇六
昭和十年				(十一)四、八九六
昭和十一年				(十一)五、一六三

#### ○日本から香港への主要輸出品(單位金額千圓)



品目	單位	昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
水産物	百斤	四四、八四九	一、三九七	九八、九四九	二、七九二	一三五、二四五	三、九六七	八二、七〇一	二、四六六
罐詰食品	同	三、五七九	一一三	三、〇八八	一五九	七、四五二	三二二	九、九六九	二六七
麥酒	百斤	一、六七六	九四	二、一八八	一〇三	二、三〇三	一六六	二、八四一	一四九
燐寸	百萬碼	一〇、六三三	一五四	六九、三三五	九五四	一三三、三三四	一、五六五	五二、三九〇	七〇〇
綿織物(生地)	同	三、四四六	二九一	一、〇五九	一三三	一〇、五五五	九四三	二〇、三四九	一、八四〇
同(晒)	同	六、九四六	一、二五三	八、三六八	一、六二四	一一、一四三	二、二四二	三三、二二三	三、七六〇
同(其他)	同	五、四三五	九二六	八、四三三	一、三三七	七、九一四	一、三二八	一一、五五六	一、九二五
絹織物	同	一六、三三〇	三、四九五	一九、五一一	四、三五九	二九、三三六	六、二四一	五〇、三七七	九、四二六
人絹織物	同	—	—	—	—	—	—	—	—
綿「ブランケット」	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—
綿「タオル」	打	一、六六六	一三三	一、八九一	一八二	二、三六四	二〇九	二、八〇八	二二七
「メリヤス」製品	同	九、四三三	五〇	一四六、八〇四	二二	二四七、一三一	一〇	一八四、八三九	二三〇
帽子	同	四九、一五〇	一五八	一五六、七九五	四六七	二二七、一五四	六三三	二九、四三二	五六四
紙類	百斤	三、二二一	一〇五	六二、五六四	二五七	四七、六四三	三二八	八七、一九九	三九五
石炭	噸	五四、三〇四	六四九	一〇〇、六八〇	一、二五一	一三一、四六六	一、六六八	一〇一、九六六	一、二二二
「セメント」	百斤	五、四、三七	五、三二六	三三、七八二	三、六三八	四一、六、七四八	四、〇七八	四二、五、五六〇	四、〇三三
陶磁器	同	一、四七五、二五八	一、二二四	一、〇三七、二五〇	六六八	一、一六六、七三四	七二六	九一五、一八一	五八一
硝子及同製品	同	—	—	—	—	—	—	—	—
鐵製	同	—	—	—	—	—	—	—	—
眞鍮	百斤	七、八三三	六六	二九、二六八	二九九	七七、九四二	七五九	一三五、五三八	一、一六三
鐵製品	同	三、七六三	一五〇	二五、一六〇	二九八	二一、七〇九	八六九	三四、七六九	一、四六八

品目	單位	昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	金額	數量	金額	數量	金額	數量	金額
「ゴムタイヤ」	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—
機械及同部分品	同	—	—	—	—	—	—	—	—
木材	同	—	—	—	—	—	—	—	—
「ランプ」及同部分品	同	—	—	—	—	—	—	—	—
玩具	同	—	—	—	—	—	—	—	—
除蟲菊	百斤	—	—	—	—	—	—	—	—
石鹼	噸	—	—	—	—	—	—	—	—

(註)之等輸出品は大部分南支及南洋方面へ再輸出されるものである。

四、佛領印度支那

一、幣制

佛領印度支那では從來銀本位制が採用せられ銀貨「ピアストル」を本位貨としてゐたが、一九三〇年五月三十一日の法令に依り「ピアストル」貨は法律上金貨本位制となつた。即ち其の換算率は一〇「フラン」に「ピアストル」であつて新しく鑄造せらるべき金貨「ピアストル」は純度九〇〇の金六五五「ミリグラム」即ち一〇・〇三〇八「グレイン」を含有することとなつた。現行の通貨は一、二分の一、五分の一及び十分の一「ピアストル」銀貨及び二十分の一「ピアストル」百銅貨、百分の一「ピアストル」青銅貨である。更に紙幣は印度支那銀行に依つて發行せられてゐる。

二、貿易制度

(イ)關稅引上 關稅制度は原則として佛本國と同一制度の下に置かれ、特殊產品のみに付て特殊稅率がある。一九三二年五月十三日に日本と印度支那間の關稅協定が調印され、其の結果本邦品は多數品目に付關稅輕減を受けたが、



其の後協定品目をも含み多數品目に付幾多の關稅引上が實施され協定の効果を減殺せられたものが尠くないのである。一九三四年一月以降關稅引上の實施せられたものは左の通りである。

「ビスケット」、「バター」、繪具、顏料、硝子小細工品、寫眞印畫紙、「アルバム」、醫療用電氣器具、各種計器、玩具、時計及時計機、械、乳糖、寫眞機、自動車用警笛、鐵製品及機械類の一部、茶、錫罐詰、「ミシン」、金屬展延機。

然るに最近に至つて關稅改正が頻々とは行はれ、一九三六年中關稅改正のあつたものゝ内左記品目は本邦に關係がある。

蚊取線香、綿織物、陶器、磁器、生果實、金屬製品、木製品、魚脂、「ボール」紙。

(ロ)爲替補償附加稅 從來日本商品に賦課せられて居た一九三二年五月十三日附交換公文に依る爲替補償附加稅は、一九三六年十月の佛「フラン」の切下に伴ひ「ピアストル」の切下も行はれた結果、稅率を(イ)二割五分のものは一割(ロ)一割五分のものは六分に引下げられ、一九三六年十月十日から實施することゝなつた。

(ハ)割當制度 佛本國と同様に割當制度を採用して居り、本邦綿糸及綿布等に右の制度を適用して居る。

(ニ)許可制度 一九三四年十一月十七日に外國產燐酸及加里肥料輸入取締に關する一九三四年四月二十八日附佛大統領令並に右關係命令を公布し、燐酸及加里肥料の輸入は總督の發給する輸入許可證を提出せねば之を許可しないことゝした。

三、貿易概況

(イ)日本佛領印度間の貿易狀況は左の數字の示す通りで日本側は毎年非常な入超關係にある。

○日本佛領印度間の貿易額 (單位千圓)

年 度	日本からの輸出		佛印からの輸入		年 度	日本からの輸出		佛印からの輸入	
	數量	價額	數量	價額		數量	價額	數量	價額
昭和六年	一、七〇九	六、三六〇	(一)	四、六七二	昭和九年	二、六五四	一〇、六一〇	(一)	七、九六六
昭和七年	二、三三三	五、六九一	(一)	三、三四八	昭和十年	四、〇一〇	一五、〇一〇	(一)	一〇、九九〇
昭和八年	三、六八〇	九、九〇九	(一)	五、三二九	昭和十一年	四、六九七	一〇、一四一	(一)	一五、四五四

○日本から佛印への主要輸出品 (價額單位千圓)

品 目	數量	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
絹織物	千方碼	三五四	三六	八二六	七四一	七五九	五六七
陶磁器	千英噸	七	一四三	六〇	二四〇	二	二五七
硝子及同製品	千英噸	七	六〇	六〇	八二	二	一一九
石炭	千英噸	二、九六七	二一〇	三、七六四	一六九		
乾鰯	百斤	四三、四九〇	一三五	五五、六一〇	二〇一		
馬鈴薯	同	四三、四九〇	一七三	一三三	一三七		
木材	同	四三、四九〇	一〇三	九六	九六		
「コールドール」及「ピッチ」	百斤	四	〇一	三	九六		

○佛印から日本への主要輸出品 (價額單位千圓)

品 目	數量	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
米及穀類	百斤	六五、二二〇	三三三	二七、八六九	一六二	三、五九五	二二
實綿及繰綿	同	七、四六一	一六〇	七、三三一	一三四	三、九六六	六八
石炭	千英噸	五、四〇	七、一〇五	七、三三七	九、七九三	八六九	一一、六五六
「ゴム」及樹脂	百斤	三四、八五三	一、一九三	四〇、六五七	一、八八六		
採油用原料	同	二、二二八	一一	四〇、三七七	一七七	九、八六〇	四九
亞鉛	同	五、五五二	八六	四、〇一五	五六	一	一

(ロ)佛領印度支那の對外貿易狀況は左の通りである。

○印度支那の對外貿易額 (單位、數量百噸、價額千法)



輸 入	一九三六年	一九三五年
	數量 價額	數量 價額
	四、四〇六、一九四	四、〇八七、七二二
	九七九、五二四	九〇一、四〇三

輸 出	一九三六年	一九三五年
	數量 價額	數量 價額
	四、四七三、四一九	四、〇四六、三三七
	一、六八一、八五七	一、二九八、二八五

○國別主要輸入額 (單位數量百疋、價額千法)

國 名	一九三六年	一九三五年
	數量 價額	數量 價額
佛 本 國	一、四三三、七五五	一、〇九六、六五三
支 那	三三八、一四三	三〇三、七二二
香 港	五五五、五七五	五九三、九三七

國 名	一九三六年	一九三五年
	數量 價額	數量 價額
蘭 領 東 印 度	七六二、六四七	七五、三三九
新 嘉 坡	二一七、三七七	三三三、四〇五
日 本	三五二、八四三	二八二、二四六

○國別主要輸出額 (單位數量百疋、價額千法)

國 名	一九三六年	一九三五年
	數量 價額	數量 價額
佛 本 國	一七、八一、二九九	一〇、三八、六二五
香 港	四、一六、七六三	六、二八、四九二
新 嘉 坡	九三、六六三	八七二、八六〇

國 名	一九三六年	一九三五年
	數量 價額	數量 價額
日 本	一一、三六五、五九七	九、〇〇一、八八〇
阿 弗 利 加	一、一三三、二八二	六五二、四七五
支 那	三、八三六、五〇一	六、九三〇、二二五

五、暹 羅

一、政治經濟事情

暹羅は永い間専制君主國であつたが、歐米文化の浸潤に依り漸次民主主義思想が國民の間に培はれ、他方世界的經濟不況に捲き込まれた爲農産物價格の低落を來し、國民生活は窮乏を告げ國民間には權力者の失政と專横を怨嗟する風潮が現れ、遂に一九三二年六月革命の勃發を見た。次いで革命政府に依つて憲法が發布され立憲君主制となつたが、引續き内亂等が相繼

いで起り、又國王對政府間の關係も圓滑を缺く嫌ひがあつたが、最近に至り政局は漸く安定し、政府は力を内政、外政の刷新に傾倒するを得るに至つた。

二、幣 制

一九二八年五月制定の通貨條例に依れば、暹羅の貨幣單位は「バート」であり、「バート」は「一〇〇」サタン」であつて純分九百の銀一五瓦と定められてゐる。「バート」は一般に「チカル」(銖)と呼ばれ英貨「ポンド」は「二」バート」に相當する。暹羅は一九三二年五月十一日金本位制を離脱し、現在は殆んど紙幣のみが通貨の流通手段に供せられてゐる。

貨幣の種類は銀貨「バート」、五〇「サタン」、二五「サタン」の三種、「ニッケル」貨一〇「サタン」、五「サタン」の二種、青銅貨「サタン」の一種類である。紙幣は一九〇二年始めて發行され、其の種類は五、一〇、二〇、一〇〇、一、〇〇〇「バート」の五種であつたが、一九一八年十月から「バート」紙幣も發行されるに至つた。紙幣及び「バート」銀貨は無制限法貨である。

三、貿易制度

(イ)關稅改正 暹羅國は一九三六年三月二十二日附官報を以て關稅を全般的に改訂し、新關稅定率法を公布即日實施した。新定率法では英暹及伊暹條約に基いて、最高稅率を制限せられる輸入品目を除く他の商品に對し、從來從價稅を賦課して居たのを改めて從量稅を課することとした。舊定率法では課稅品目七十三種中、從量稅十五、從價稅五十八品目であつたのを新定率法では全品目百六十七種中從價稅二十種、從量稅百四十七種とし、關稅は全般的に引上を見た。該改正は主として財政上の收入増加を目的とするものであり、暹羅國は之に依り年額約六十萬銖の歳入増加を見越して居る。

此の改正に依り本邦の對暹輸出の受ける影響に關しては、六割五分を占める綿製品、鐵製品は從價五分据置となつて影響を蒙らないが、陶磁器、硝子及同製品は從價に換算し夫々四倍乃至六倍、五倍乃至十二倍の引上を見ることがなり、其の輸出は激減の傾向を示して居る。陶磁器及硝子、同製品に對する稅率引下に付ては目下暹羅國政府と交渉中である。



(ロ)通商條約廢棄 暹羅國は豫てより同國が諸外國との間に締結した通商條約中に存在する移奪權の留保、專賣の制限(英暹 佛暹、米暹條約)、輸入關稅率に對する制限(英暹條約第十條綿糸、綿製品、鐵、銅及其の製品に付從價五分を超へるべからざる旨の規定)等の規定(日暹條約規定の最惠國約款に依り我國も之等利益に均霑した)を嫌ひ、之を撤廢する目的を以て、一九三六年末、英、米、獨、伊、白等主要十三ヶ國に對し一齊に條約廢棄通告の擧に出で、我國に對しても、在本邦同國公使を通じ、一九三六年十一月五日附を以て、現行日暹通商條約の廢棄を通告して來た。同時に在盤谷帝國公使に對し、新條約案を提示し來ると共に、新條約交渉を盤谷に於て行ひ度旨の申入れがあつたので日本政府は之を應諾し目下交渉中である。

尙右廢棄通告に不拘、現行日暹通商條約は其の第二十條の規定に依り、廢棄通告日より一箇年の期間満了迄、引續き效力を有すべきものである。

#### 四、貿易概況

(イ)日本暹羅間の貿易狀況は左の通りである。

年 度	日本より		暹羅より		年 度	日本よりの		暹羅より	
	の輸出	の輸入	の輸出	の輸入		の輸出	の輸入	の輸出	の輸入
昭和五年	九、四七六	一八、八四三	(一)	九、三三七	昭和九年	二六、〇四八	一、五四〇	(十)	二六、五〇八
昭和六年	四、七二一	六、七九二	(一)	二、〇七一	昭和十年	四〇、二五六	五、四五七	(十)	三四、八〇一
昭和七年	八、三八一	一一、一九七	(一)	二、六二六	昭和十一年	四三、〇〇八	八、七五六	(十)	三四、二七三
昭和八年	一八、二二四	一一、二五五	(十)	五、八六九					

#### ○日本から暹羅への主要輸出品 (單位千圓)

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
綿 織 物 (晒)	三、六三〇	二、八六一	三、四二一
綿 織 物 (其他)	六、二七四	九、〇六五	八、九二二
綿「ブランケット」	一、一七五	一、九三四	一、〇八六
綿「タオル」	四二五	五五三	四四三
硝子及同製品	五六七	七二二	七二七
「ランプ」及同部分品	二六〇	二四六	一三五
麥 酒	三三六	二五三	二九〇
綿織物(生地)	九三	〇〇〇	一一五
紙 類	七四〇	五二二	五二一
紙 傘	一、一四	三、〇九三	四、九四一
水 産 物	四二七	四六一	二六一
石 炭	八〇	一一七	七六
陶 器	三六七	四七	三〇五
鐵 製 品	一、六〇九	二、一一三	二、〇四〇
洋 傘	四九	一〇一	一一七
「ブラッシ」	一五	五	七五

#### ○暹羅から日本への主要輸入品 (單位千圓)

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
米 及 粳	二、九六五	四、八二〇	一、〇二二
木 材	一、〇二二	一、六二四	一、七三三

(ロ)暹羅の對外貿易狀況は次の統計の示す通りである。

#### ○暹羅の對外貿易額 (單位千銖)

年 度	輸 入 額		輸 出 額		出 超 額	輸入に對する 輸出の割合
	政府輸入	總輸入	國産品輸出	再輸出		
一九二六—二七年	一〇、六五四	一九、五三〇	二三、〇四八	八、八一七	四三、七四八	一三三・八
一九二七—二八年	七、七七七	一〇、〇八一	二六、九一五	七、〇八四	七五、二八八	一三八・八
一九二八—二九年	九、八三七	一八、九七〇	二四、六四四	六、〇一一	六二、六八五	一三四・一
一九二九—三〇年	一一、四四四	一〇、六七三	二二、三六五	七、四〇八	一三、〇六〇	一〇六・六
一九三〇—三一年	四、三三、七	一五、九〇〇	一五、六九五	四、五六四	六、五二〇	一四・五〇



年 度	輸 入 額		輸 出 額		出 超 額	輸入に對する 輸出の割合
	政府輸入	總輸入	國産品輸出	再輸出		
一九三一—三二年	七〇,四四〇	九九,九〇九	一三二,四九六	二,七一一	三四,二九八	一三五・三
一九三二—三三年	一,六六〇	八九,四九七	一五〇,四四七	二,〇九六	六三,〇二五	一七二・一
一九三三—三四年	四,六六二	九二,九六三	一四二,〇七五	二,〇〇四	六二,二一六	一五六・二
一九三四—三五年	一,二五六	一〇,七二七	一六九,七一一	二,八八四	七〇,八六八	一七二・七
一九三五—三六年	一,六八八	一〇,八七五	一五五,六三七	二,五六一	四九,四六四	一四六・六

(註) 右表の輸入に對する輸出の割合は輸入總額より再輸出額を控除したものと國産品輸出額との比率であるが、暹羅國の再輸出品は凡て委託品の積戻し及賣殘品の返送で輸入保稅品の加工業の如きは皆無である。唯支那より白絹を輸入し暹羅國內に於て黒染し之を更に支那に輸出するものもあるが之は輸出入の場合とも普通の輸出入各欄に表出されて居る。尙暹羅國の通過貿易は極めて少く輸入と再輸出の兩欄に表示されて居る。

○主要國別輸入額 (單位千銖)

仕出國名	一九三四—三五年	一九三五—三六年	仕出國名	一九三四—三五年	一九三五—三六年	仕出國名	一九三四—三五年	一九三五—三六年
日本	二七,七九二	二二,一三五	支那	四,〇六四	三,九九四	英國	六六	一,五三〇
新嘉坡	一五,三四七	一三,九二二	印度	三,六五一	四,八八〇	米國	六三	九五四
英國	一三,五九〇	一一,四五六	米國	三,二五六	二,七八〇	加奈陀	—	二二〇
蘭領印度	一一,九一五	一一,九七八	瑞西	一,三七七	一,〇七四	臺灣	一六二	—
香港	九,六五九	一一,〇七五	和蘭	一,三三三	一,二一九	獨逸	九	一八四
彼南	七,七四一	八,四五八	濠洲	一,〇九四	八二四			
獨逸	四,六五六	三,五六二	蘭領印度	一,〇九四	三,七六一			

○主要國別輸出額 (單位千銖)

仕向國名	一九三四—三五年	一九三五—三六年	仕向國名	一九三四—三五年	一九三五—三六年	仕向國名	一九三四—三五年	一九三五—三六年
新嘉坡	四四,八八五	四八,〇四七	日本	八九三	三,二四六	英領馬來	二,〇六七	一,四六八
彼南	三六,四〇三	三五,六七八	錫蘭	一,三三九	三,一〇七	南阿	一,〇七一	一,六八八
香港	三六,七四五	二六,八五四	支那	八,八三三	二,四六七	葡領東阿	九四八	一,三三六
西印度	一〇,七〇六	一一,六五八	南米	八九三	二,三五一	英國	一,六八八	一,三〇六
印度	一五,九七九	一一,二六六	和蘭	一,三〇九	一,八六九	新西蘭	四,一七三	一,三〇〇

○主要項目別輸入額 (單位千銖)

項目別	一九三四—三五年	一九三五—三六年	項目別	一九三四—三五年	一九三五—三六年
生禽獸	四三	三三	酒類	一,二三五	一,二八三
食料品	一四,七八八	一五,八四九	地金、貨幣	三三六	一五
原料品	一三,七三三	一四,九五九	金(箔、葉)	三六	四九
製造品	七,五七五	七六,四三二	計	一〇,七七一	一〇,八五四

○主要項目別輸出額 (單位千銖)

項目別	一九三四—三五年	一九三五—三六年	項目別	一九三四—三五年	一九三五—三六年
米	九八,四三二	九〇,八三六	其他	一九,四七四	一四,二四九
錫	二六,三四七	二三,三三五	再輸出	二,八八四	二,五九二
「チーク」	四,五六九	五,〇五一	地金貨幣	一一,五五九	八,九〇五
護	九,三〇六	一三,二九九	計	一七二,五九五	一五六,二二八

六、英領馬來 (海峽殖民地、馬來聯邦及非聯邦州)

一、幣 制

(イ)海峽殖民地 海峽殖民地の本位貨幣は海峽殖民地「ドル」(一弗は純分九百の銀二〇瓦二一七三と定められてゐる)で



あつて、「ドル」は「シリリング」四「ペンス」に相當する。而して、半「ドル」金貨及び英國の「ポンド」金貨が法貨である。補助貨幣には二〇「セント」、一〇「セント」、五「セント」の三種の銀貨、五「セント」の「ニッケル」貨及び一「セント」、半「セント」、四分の一「セント」の銅貨がある。

(ロ)馬來聯邦 馬來聯邦の本位貨幣は、海峽殖民地と同じく、海峽殖民地「ドル」で、所謂「シンガポール・ドル」と呼ばれてゐる。「シンガポール・ドル」の價值は、一九〇六年二月に「シリリング」四「ペンス」に定められ、現在に至つてゐる。即ち平價に於て六〇「シンガポール・ドル」は七「ポンド」に等しい。而して馬來聯邦の通貨も、海峽殖民地の夫れと全然同様のもものが流通してゐる。一九三一年九月二十一日に金本位を停止した。

## 二、貿易制度

(イ)關稅引上 一九三二年十一月「オッタワ」會議の結果に基く關稅改正を實施し、絹、人絹布、綿布、「ゴム」靴、「コンデンスミルク」其の他に付、英國品に對して關稅上從價一割の特惠を設け、更に一九三三年四月「ゴム」靴、「コンデンスミルク」、人絹布、綿布等の一般關稅引上又は英特惠稅率の撤去(無稅)に依つて、是等品目に關する英國品特惠を擴大し、一九三三年四月煉乳、豆及落花生油、胡麻油、落花生の關稅を引上げ、一般稅率及英特惠稅率間の開きを増大せしめた。一九三三年六月綿布、麻、人絹、其の他交織物の關稅に關し一封度に付て五仙の從量稅を設定した爲、英國品は依然從價一割の關稅であるのに反し、安價な本邦品は、總て從量稅の適用を受け、從價に換算すれば、三割乃至八割見當の關稅を賦課せられることとなつた(舊稅率は英特惠從價一割、一般稅率從價二割)。

一九三四年五月、馬來聯邦政府は從價二割(特惠一割)の自轉車輸入稅を一臺に付四弗五十仙(特惠一弗五十仙)に改正し、自轉車部分品も從量稅に改めた。右改正は聯邦四州のみで非聯邦五州及海峽殖民地には關係がない。更に同年七月同聯邦政府は砂糖輸入稅を改正即時實施した。

一九三四年六月一日海峽殖民地、馬來聯邦州及「ジョホール」護謨制限法が實施されたが、海峽殖民地政府は右制限法の規定に基いて同殖民地產護謨の販賣又は輸出に對し、一封度に付一仙を課稅する旨を同日の官報で公布し、更に同年十一月馬來聯邦政府は錫其の他の礦物に對する輸出稅を改正し十五日から實施の旨公布した。

一九三五年五月馬來聯邦は、從來無稅であつた自轉車用「ポンプ」に對して、一打に付三十仙(特惠無稅)を課し、砂糖及其製品に關する項目を細別して、新に糖菓類に對し、砂糖と同率(一封度五仙)に課稅することとし、又一九三六年十月、英國皇帝戴冠式記念用品等に從價五割の關稅賦課(特惠無稅)を決定した。尙一九三六年中關稅改正のあつた品目は食料用油脂、珈琲、「サッカリン」、油布、「リノリウム」、薑製品、豆油、「バター」、「マルガリン」、香水及香油、皮革類、樂器、罐詰菓食料品等があるが、之等は改正の結果無稅又は引下げられたものである。本邦關係品に付ては、罐詰類、油布、樂器等であるが、英國品との開きは變更なく影響は少ない。

(ロ)輸出關係 「ジョホール」政廳は、一九三六年四月十二日附官報で「コプラ」の市價が一擔五弗を下らない間は一擔に付十五仙(一般農產物は從價五分を賦課せられて居る)の輸出稅を課すべき旨を公布した。馬來聯邦政府は一九三六年十一月二十七日の官報で、錫〇・二五%以上を含有する亞滿鐵の輸出を禁止する旨を公布した。

從來新嘉坡より歐米向積出護謨は重量保證付買付が可能であつたが、日本向は右の保證付買付が不可能であつた爲多大の不利があつたが、一九三六年十月一日から日本向も保證付護謨買付が可能となつたので品質及重量は大いに改善を見るであらう。

## 三、貿易概況

(イ)英領馬來に對する我貿易は海峽殖民地を經由して行はれてゐるが其の貿易狀況を見れば次の如くである。

### ○日本海峽殖民地間の貿易額 (單位千圓)



年度	日本からの輸出	海殖からの輸入	「バランス」
昭和四年	四六、一三三	四二、六三四	(一) 二三、七〇六
昭和五年	三六、三三〇	二八、九八八	(一) 一、九八八
昭和六年	四八、五三六	二二、八五七	(一) 二、七三六
昭和七年	五八、七七〇	二五、三三七	(十) 二二
昭和八年	四六、一三三	三〇、〇二〇	昭和八年
昭和九年	三六、三三〇	五、八八九	昭和九年
昭和十年	四八、五三六	九、九六〇	昭和十年
昭和十一年	五八、七七〇	一、四一五	昭和十一年
昭和十一年	四一、二七四	三三、二八六	(十) 七、八八九

○日本から海峽殖民地への重要輸出品 (價額單位千圓)

品名	數量單位	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
乾魚	千斤	五、五三九	一、六七四	三、〇二〇	一、一九三	六、九二〇	一、〇四四
鱈(罐詰)	同	五、一七	七六二	五、一八〇	七二七	九、一五九	一、四七四
綿織物(生地)	千平方碼	一〇、三四三	一、六四三	五、八八九	八九〇	三、二八六	六、六六八
同(晒)	同	二〇、三六九	三、三一九	九、九六〇	一、五七八	五、九五三	三、六二二
同(其他)	同	六〇、二七七	二、三四三	二八、九一〇	六、〇三五	一、四一五	一、四九六
絹織物	同	四四三	一、三三〇	四、二八	三、一〇五	五、三二	九、九四
莫大小製品	千打	一〇、七三三	七六四	一四、九三二	九五六	一五〇、四九九	九、九四
「セメント」	千斤	五、九二六	六二八	一〇、五三三	一、二九四	三三、一四六	三、八三三
陶磁器	千斤	二、〇一九	一、〇一五	一、四八二	九五四	一、二五七	一、〇三七
硝子及製品	千斤	二、〇一九	一、〇一五	一、四八二	九五四	一、二五七	一、〇三七
鐵製品	千斤	二、〇一九	一、〇一五	一、四八二	九五四	一、二五七	一、〇三七
「ゴムタイヤ」	千斤	二、〇一九	一、〇一五	一、四八二	九五四	一、二五七	一、〇三七
「ランプ」及同部分品	千斤	二、〇一九	一、〇一五	一、四八二	九五四	一、二五七	一、〇三七

玩具

○海峽殖民地から日本への重要輸入品 (價額單位千圓)

品名	數量單位	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
生護謨	千斤	八〇、八七九	三、七二八	四六、一三六	二四、二四	三三、六四二	三三、六六一
燐石	同	一五、七三五	二、〇八九	七五、八二〇	一、四九七	一六四、〇四五	三、二九
錫	同	四、五九五	一〇、六一	四、三九八	九、八九四	四、三五五	八、六七六
鐵屑及故鐵	同	三、三二〇	六一七	二、五四九	六一三	六、一三	六、一三
籐	同	三、三六七	五六八	三、一一二	五六八	三、一一二	五六八

(口)英領馬來の國別外國貿易額は左の通りである。(單位千磅)

國名	馬來への輸入			馬來からの輸出		
	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三四年	一九三五年	一九三六年
英國	七、八五六	八、七六二	九、〇一四	一一、五一九	一〇、九六二	六、五七三
英領及同保護國	八、四三九	九、五三三	九、八六五	七、八四一	九、四八〇	一一、〇一九
歐洲大陸	二、三三四	二、六三二	二、七九四	一〇、二六〇	八、六九六	八、九二一
米國	九、六三	一、〇六三	九、〇九〇	二、九九八	二四、九一七	三四、四八七
日本	四、三七五	三、五四八	三、七九七	五、九九四	六、一四六	五、六六五
蘭領印度	一八、六四四	一七、五四四	一八、八三八	四、三三三	四、五二三	五、五三三
其他	二、四一一	二、七四五	一四、四三三	三、四九八	三、四一八	三、三七六

七、英領印度





## 一、政治經濟事情

印度の廣大なる地域と無限の天然資源とは英國存立の重要な基礎である。従つて、印度に對する英國の植民地的支配力の減退は直ちに英帝國の死命を制する重要性を持つてゐると云はれる。英國は其の植民地的支配力の強化の爲には一切の手段を盡してゐる。然るに最近數年來印度民衆の反英運動は益々盛になりつゝある。斯かる状態の下に於て、印度統治法改正の爲の圓卓會議が數次に亘つて開催せられ、印度聯邦の憲法制定の基礎を確立した。英國政府は印度全國民の反英運動の熾烈なのに鑑み、其の緩和手段として或る程度の自治許與の方針を取つては居るが、最も重要な軍事、外交、財政等に關しては本國政府の統制に屬すべきことを飽沓固執してゐる。

大戰前まで極めて堅實であつた印度の財政は戰後軍事費が膨脹し歳入は不足を告げたが、政府の増税及び經費節約等に依る積極的財政整理の結果、一九二三年に至つて財政状態は好轉し、爾來現在に至る迄極めて堅實な歩みを示してゐる。

## 二、幣制

印度政府は、一九二五年印度貨幣制度の根本的確立を目的として設置された印度貨幣金融委員會の報告に基き、一九一七年三月二十七日印度貨幣法を制定した。此の法律に依つて、從來「サヴァリン」一〇「ルピー」の割合で法貨であつた英金貨は廢止せられ、「ルピー」比率を一「シリング」六「ペンス」と規定した。

印度の現行貨幣制度は、國內に於ては一定の法貨なく、「ルピー」銀貨（「一ルピー」は九百十六と三分の二の純銀一〇五六九一八即ち百六十五「グレン」と定められてゐる）が流通し、政府が之を鑄造し、又紙幣も政府に依つて發行されてゐる。此の紙幣の兌換は、一九二七年の印度貨幣法に依り金地金又は英貨爲替で兌換する義務を政府が負ふてゐる。従つて、從來の金爲替本位ではなく、或は又純然たる金塊本位制とも云へない兩者の中間的制度である。以上の如く、從來「ルピー」は「シリング」六「ペンス」の比率に安定してゐたが、戰後の世界經濟恐慌に因る銀價の暴落は、此の法定比率價格を維持するを

困難ならしめ、更に一九三一年九月の英本國の金本位制の拋棄に因り、遂に印度政府は「ルピー」貨の兌換を停止するの止むなきに至らしめた。其の後間もなく此の法令は撤廢され新に政府は爲替管理を強行し之が調節を計るに至つた。

通貨は銀貨「一ルピー」、三分の一「ルピー」、四分の一「ルピー」、八分の一「ルピー」の四種、青銅貨「パイイス」、二分の一「パイイス」、一「パイイス」の三種、紙幣「一ルピー」、二・五「ルピー」、一〇「ルピー」、五〇「ルピー」、一〇〇「ルピー」、五〇〇「ルピー」、一〇〇〇「ルピー」の八種である。

## 三、貿易制度

關稅改正 一九三三年一月「オッタワ」英帝國經濟會議の結果に基き、關稅改正を實施したが、之は數十品目に亘る英國品に對し、關稅上從價一割の特恵を新設したものであり、此の結果關稅の引上を見た本邦主要關係品は左の如くである。

陶磁器、電球、玩具、「セメント」、麥酒、帽子、紙、刷子、鐵製品、珐瑯鐵器等

然るに一九三六年三月印度議會に於て、「オッタワ」協定存続に關する討議中、即時廢棄を通告し、英本國を含む諸外國との間に「バイラテラル・アグリーメント」を締結するの可能を研究すべしとの議論強く、爲に同協定の效力調査委員會設置の政府案否決せられ、同協定の破棄通告は五月十三日英國商務省に送達せられ、十一月十三日より失効することゝなつたが、九月十七日印度商務長官は、印度議會に於ける「オッタワ」協定失効に因る英印兩國通商關係の不必要なる混亂及不安を除く爲、同協定に關する英印交渉の結末付く迄暫定的措置として現協定の效力を存続せしめる旨聲明し、續いて十月十九日印度商務省は、「コムミュニケ」を以て「オッタワ」通商協定は、新協定の締結迄英印兩國の一方は三箇月の豫告を以て廢棄し得ることゝして當分繼續すること、竝に新協定妥結せられざる場合には、何れの國も他の一方と事前に協議を爲すことなく現存の特恵を廢止せざるべきことに兩國間に合意成立した旨を發表した。

一九三三年三月一日人絹織物（從價五割又は平方碼に付四安）及同年六月七日綿織物（從價七割五分又は一封度に付六安



四分の三の關稅を引上げた。但し右綿織物に對する關稅は日印交渉の結果として、一九三四年一月八日より從價五割又は一割度に付五安四分の一に引下げられた。

一九三三年十二月、絹又は人絹交織の一部、「メリヤス」、毛「メリヤス」、珽瑯鐵器、陶磁器、硬化油、鉛筆、化粧石鹼、洗濯石鹼、洋傘、「ゴム」底靴、氷砂糖、鉛圓（ペンキ）、鑄鐵管、明礬、硫酸、「マグネシウム」、「ランプ」、「ホヤ」、鹽化「マグネシウム」等の雜品に付高率な從量稅が適用せられることとなつた（十二月二十二日公布二十三日より實施）。但し、右の中陶磁器に付ては、一九三四年二月に至り幾分引上率を緩和することとなつた。

一九三四年四月十六日纖維工業保護關稅改正案議會を通過したが、本法に依れば生糸、絹糸、絹布、各種交織物、人造絹糸、雙人綿布、綿糸等の關稅が引上げられることとなつたが、前年十二月引上げた綿「メリヤス」關稅に付ては本法に依り多少關稅率引下の結果となつた。同年九月印度製鐵業保護の爲の鐵及鐵製品保護關稅法案が議會を通過し、十一月一日より實施されたが之に依り鋼棒、「プレート」、「ブラック・シート」、「ガルバナイズド・シート」、「鑄鐵管、針金」、「ステール・インゴット」の關稅は増徴され、英國品に對しては特惠を與へられることとなつた。

一九三五年一月十日英印通商協定締結され、印度側は英國に對し特惠附與を確認し、英國側は印棉買増の努力を續け、印度銑鑛の無稅輸入、英國植民地及保護領に於ける印度綿製品に對する恩惠賦與を約した。此の外一九三五年中には重大なる關稅變更なく、碎米輸入稅の新設、小麥及小麥粉關稅の引下、竝に硝子工業保護の爲硝子製造用曹達灰の輸入稅拂戻が實施せられたに過ぎぬ。

一九三六年四月二十四日、前年六月より實施せられた小麥一割に付一留比八安、碎米八十二割度七分の二に付十二安の保護稅は、小麥一割に付一留比に低減し、碎米の稅率は其の儘一箇年据置かんとする政府の改正案上院を通過した。又同年五月一日、洋傘骨に對する輸入課稅價格改正され、人絹「フンツ」は長さを二碼半に短縮せられ、稅率は外國品從價三割五分、英國品二割五分とし、綿製「アパレル」、綿製肌着及綿製靴下は、（イ）一打に付四割度を超過せざる場合は、從價二割五分又は一割度に付十二安の何れか高き方を課し、「スペイン」、「シルク」、「ヤーン」に對しては、從價二割五分及一割度に付十四安の從量稅を課することとなつた。

同年六月六日關稅の拂戻を受けた商品竝に純絹織物及絹交織物の「ネパール」より印度への搬入を禁止した。同年六月二十五日英印協定に依る對英特惠承認の結果として英國製綿布生無地は二割五分、又は四安八分の三より二割又は三安半に、又緣附晒及色物（捺染を除く）は二割に引下げられた。

一九三六年九月三日「手混織物」なる用語は羊毛三割三分以上を含有する織物と解せらるゝ旨が發表された。同月五日鐵力罐詰は壘詰麥酒に準じ「インピリアル・ガロン」建を廢し「オンス」建にて課稅されることとなつた。

以上の外寶石に對する輸入稅改正（磨きたる寶石にして座に据へられざるものを免稅表中に挿入し從價一割を越ゆる輸入稅を免除す）及印度產珈琲の輸出稅の決定が行はれた。

#### 四、印度產業保護法

一九三三年四月印度議會を通過した印度產業保護法は、印度產業の存立を危くするが如き低廉な價格で、外國品が輸入せられ、又は印度に於て販賣せられる場合、總督は官報告示を以て當該品に對し、適宜關稅の増徴をなし得る旨を規定して居るのであるが、右は主として廉價な本邦品に備へる目的であつたから、日印通商條約の失效後は、本法に依り如何なる課稅をなすや豫斷を許さない状態に在つた。然るに、日印新通商條約交渉の結果相互に最惠國待遇を保障することに妥結を見たので本法に依り本邦品に對して差別的高率關稅を課せられるが如き事態は阻止することが出來た。

#### 五、第一次日印交渉と日印通商條約の締結



一九〇四年八月東京で調印された日印通商條約は、關稅に付最惠國待遇を約するものであつたが、印度政府は、英本國政府を通じて、一九三三年四月十日、本邦に對し同條約の廢棄を通告して來たので同條約は同年十月十日を以て失效する筈であつたが、一九三三年九月二十三日より開催された日印會商の結果、不取敢一箇月間有効期間が延長された。一九三四年一月五日に至り日印會商は大綱上妥結を見更に細目事項に付協議を重ね、四月十九日、日印双方の代表者に依り通商條約案の假調印行はれ、七月十二日倫敦に於て調印され、九月十四日より實施を見た。

右條約の附屬議定書に依れば、日本は毎年印棉百五十萬俵以上の買付に對し、綿布四億碼を印度に輸出し得ることとなつてゐるが、此の印棉百五十萬俵は、大體過去數年間の本邦買付量の平均に等しく、綿布四億碼は印度に輸出した本邦綿布中印度より再輸出せらるゝもの及從來對印輸出の一部と看做されて居た「セイロン」向輸出を控除した數量を意味し、且つ右碼は長さの碼であつて、日本の統計に使用せられる平方碼に依る計算よりも日本に有利であつたので、過去の對印輸出實績と大差がなかつたのである。

### 六、第二次日印交渉

現行の日印通商條約附屬議定書は、一九三七年三月三十一日限り失效する筈であるから、日印兩國政府に於ては、過去の實績に鑑み、適宜之を改訂の上存續せしむるの目的で、交渉を開始することとなり、日印兩國代表者間に於て、一九三六年七月二十日、第一回會合開催以來同年十二月末日迄に十二回の正式會合を開催したが、之等會合で論議された主要點は(一)本邦綿布に對する印度稅率(二)本邦綿布の輸入割當量及之に對應する我方の印棉買付量(三)本邦綿布の品種別割當率の三點であつたが、(一)に對しては現行議定書通りとすること、(二)に付ては本邦と緬甸との間に協定さるべき本邦綿布の緬甸割當量及之に對する我方の緬甸棉買付量を現行議定書所定數量より夫々控除したものとすること、(三)に付ては色物割當率細分の問題を除いては話合纏まり、交渉は順調に進行した。

### 七、日緬交渉

緬甸は一九三七年四月一日、英領印度より行政的及財政的に分離し、英帝國構成の一單位となる筈であるから、現行日印通商條約は、同日以後緬甸に適用されないこととなる譯である。日英兩國政府に於ては、分離後に於ける緬甸と本邦との間の通商關係を規律する爲、交渉を開始することに話合纏まり、日緬兩國代表は「デリー」に於て會商することとなり、双方の代表者間に一九三六年十二月三日、第一回會合開催以來、同三十日迄に四回の正式會合を開催して、日緬通商條約及舊附屬議定書に關して實質的商議を行ひ、緬甸は日本綿布の對緬輸出割當量として、印緬通商協定に規定の最高量四千二百萬碼を許容することとなつた。

### 八、日印貿易概況

日本印度間の貿易狀況は左の如くである。

#### ○日本印度間貿易額(單位千圓)

年 度	日本からの輸出	印度からの輸入	「バランス」
昭和四年	一九、〇五八	二八、八一九	(一)九、〇六三
昭和五年	二九、三六三	一八、〇四三	(一)一一、三二〇
昭和六年	一一、〇、三六七	一三、一六五	(一)二、一九八
昭和七年	一九、四九一	一六、八六五	(一)二、六二六
昭和八年	二〇、五、一五五	二二、四〇四	(一)一、八四九
昭和九年	三三、二〇〇	二六、九、六七二	(一)三、五二二

年 度	日本からの輸出	印度からの輸入	「バランス」
昭和十年	「セイロン」	一九、七九〇	二、二八二
昭和十一年	「セイロン」	二七、五、六三七	三、〇五、六四六
昭和十一年	「セイロン」	一一、八八六	二、七三六
昭和十一年	「セイロン」	二五、九、一〇六	三、二、〇〇三
昭和十一年	「セイロン」	一三、〇、四〇〇	二、六、三三六

(註)昭和八年迄は「セイロン」を含む。

#### ○本邦から印度への重要輸出品(單位千圓)



品目	昭和八年			昭和九年			昭和十年		
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
品目									
綿織物(生地)		二五、八八四		三〇、三九三		四、五六一			
綿織物(晒)		〔セイロン〕		三六三		四六			
綿織物(其他)		〔セイロン〕		一〇、一〇三		一、三五九			
綿織物(其他)		〔セイロン〕		三、三三八		二二三			
綿織物(其他)		〔セイロン〕		二六、三三六		三、二六〇			
綿織物(其他)		〔セイロン〕		四、七二六		七〇一			
綿織物(其他)		七、六〇五		一一、一一一		二〇、〇九三			
綿織物(其他)		一七、六五三		三三、四三一		二二、四五四			
綿織物(其他)		一、三五四		八、三六六		七、五九三			
綿織物(其他)		一五、二五九		一〇、〇八六		一八、〇七四			
綿織物(其他)		一、六四七		八、二一九		四、九三〇			
綿織物(其他)		三二四		八五三		一、三六九			
綿織物(其他)		一、〇〇五		一、一〇〇		七七一			
綿織物(其他)		六一九		一、三六九		八四〇			
綿織物(其他)		九、六二八		八、三四九		七、五〇九			
綿織物(其他)		一、八一		一、五八六		一、三三六			
綿織物(其他)		六三九		一、〇〇三		一、二六			
鈕釦									
銅									
履									
樟腦									
玩具									
「ランプ」及同部分品									
木									
機械及同部分品									
鐵製									
眞鍮									
鐵									
硝子及同製品									
陶磁器									
「セメント」									
紙									
身邊裝飾品									
品目									
昭和八年		二、四三一		三、二六六		三、七六四			
昭和九年		八四三		七五〇		一、一〇七			
昭和十年		九四九		四一八		二三四			

○印度から日本への重要輸入品(單位千圓)

品目	昭和八年			昭和九年			昭和十年		
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
品目									
實綿及繰綿		一六八、七九六		二五二、四三四		二五九、〇三六			
其他の植物纖維		五、四〇〇		四、八八三		四、六五四			
豆類		一、四三四		一、二七〇		二、二九四			
鉄									
銅									
履									
樟腦									
玩具									
「ランプ」及同部分品									
木									
機械及同部分品									
鐵製									
眞鍮									
鐵									
硝子及同製品									
陶磁器									
「セメント」									
紙									
身邊裝飾品									
品目									
昭和八年		一、九五六		二、七六二		二、五八			
昭和九年		一、六一二		二、三三五		三、六三六			
昭和十年		五、八〇三		七、二九三		一三、七二八			

品目	昭和八年			昭和九年			昭和十年		
	数量	金額	数量	金額	数量	金額	数量	金額	
品目									
油		一、八四		一、〇三		八三			
鉛		二、〇一		三、〇四		四、六四			
品目									
昭和八年		三、〇五〇		四、二六〇		四、七七八			
昭和九年		三、六四		四、七八		一、八七			
昭和十年									

九、日緬貿易概況

緬甸側の統計に依て日本緬甸間の貿易状況を見れば左の通りである。

○日本緬甸間貿易額(單位千圓)

品目	日本からの輸出			緬甸からの輸入		
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
品目						
日本からの輸出		一八、四二一		一〇、九四四		一九三五年
緬甸からの輸入		〔バランス〕		〔十〕七、四六七		三三、七二一
品目						
日本からの輸出		一四、六三四		一四、六三四		一四、六三四
緬甸からの輸入		〔バランス〕		〔十〕八、〇七七		一四、六三四

○日本から緬甸への重要輸出品(價額單位千圓)

品目	一九三四年			一九三五年		
	数量	金額	数量	金額	数量	金額
品目						
綿布(生地)		五、二七一、九〇一		七、〇七、〇〇〇		八、二二
同(色物)		三、四、四九、四〇一		四、七、八六五、三三〇		六、七〇九
同(晒)		五、七四八、七二六		四、五二五、二〇四		六、三三
綿糸		八、〇九、九五		一、一九〇、四八九		八、五三
莫大小製品		六八九		七、七五		七、七五
其他綿製品		一、四九		一、九〇四		一、九〇四
絹織物		二、〇三三、六五三		二、九二五、五九九		六、五一
絹製品		七〇		九		九
人絹布		二、〇六五、一九一		三、三三三、三三七		一、二四
人絹製品		一四一		二九		二九
毛織製品		七、七九		一、〇一四		一、〇一四
品目						
一九三四年		一、〇一四		一、〇一四		一、〇一四
一九三五年		一、〇一四		一、〇一四		一、〇一四
品目						
衣裝類		八七一		三、八九		八、二二
食料品		三、八九		三、八九		三、八九
陶磁器		五三三		五三三		五三三
金屬類		六、八七〇		六、八七〇		六、八七〇
金物類(双物類を含む)		五、八五		五、八五		五、八五
「カンヴァス」打		九、二一七		六、五一		六、五一
及護製靴		四九六		四九六		四九六
硝子及同製品		一、九三		一、九三		一、九三
玩具		一、七二		一、七二		一、七二
化學製品及藥品		一、三七		一、三七		一、三七
紙		一、三七		一、三七		一、三七
品目						
一九三四年		八三		八三		八三
一九三五年		八三		八三		八三







府に對し割當制度に關し交渉する用意ある旨の政府聲明を諒とし之を通過成立せしめた。

(二)英帝國產品の定義 錫蘭に於ては英帝國品が特惠の利益を享受し得る爲には二五%の英帝國的要素を必要としたが、一九三六年三月一日以降商品價格の五〇%以上が英帝國內の勞資の結果でないものは之を英帝國で生産せられたものと看做さざること、但し(1)紙巻煙草及(2)活動寫眞「フィルム」には適用しないこととした。之は帝國産業資の含有量に依り紙巻煙草に賦課すべき特別稅率の設定ある爲であり、又「フィルム」に付ては全體が英帝國內にて製造せられ、「ブリテ イッシュ・フィルム」又ハ「イムピリアル・フィルム」と記號せられたるもののみ特惠待遇を享ける次第である。

錫蘭政府は一九三六年七月一日以降機械油、「ハム」及「ベーコン」又八月一日以降護謄樹保護用の硫黃粉に對しては、價格の二五%以上が英帝國內の勞資の結果であるものは、之を英帝國產品と看做すの例外を認めた。

(二)織物輸入業者に對する稅關告示 割當法規の改正に關聯し古倫母稅關當局は織物輸入業者の注意を喚起する爲一九三六年七月六日左の告示を爲した。

- (一)割當制限を受くる外國織物は下の條件を總て満たすに非ざれば、國內消費の爲たると又は保稅倉庫に入るゝとを問はず輸入することを得ない。
- (1)當該織物は其の種別に對する輸入許可證に依て包含せらるゝものたることを要する。
- (2)當該織物には其の製造業者又は供給者より作成送付に係る原產地證明書及輸入業者の作成せる數量種別並原産地を示せる書類を添付することを要する。
- (3)絹織物、絹と人絹との混織物及綿と絹又は人絹との混織物には其組成分子の割合を重量にて明示せる製造家の組成證明書を添付することを要する。
- (二)英本國より來る織物と雖割當制限を受くる種別に屬するものは指定せる商業會議所の查證せる原產地證明書の添付なき限り、輸入することを得ない。
- (三)前記の諸條件を遵守しない貨物の輸入は禁止する。
- (四)虚偽の申告を爲し又は不正實なる原產地證明書或は書類を提出した輸入業者は、五十留比の罰金に處せられ又當該貨物は沒收される。

以上の諸項は嚴重實施せられる次第であるから、輸入業者は當該貨物が船積に關する書類中記載事項と符號する様同書類の完璧を期することを要し、就中絹布と申告せらるゝものであつて絹以外の材料を含む織物に對しては特に注意を要する。

### 三、對日貿易概況

#### ○日本錫蘭間貿易額 (單位千圓)

年 度	輸 入	輸 出	「バランス」
昭和九年	二、一八八	一、九七九	(一)一、一〇九
昭和十年	二、七七八	二、八八六	(十)九、一〇八

年 度	輸 出	輸 入	「バランス」
昭和十一年	二、六三三	一三、八四〇	(十)一一、二〇七

#### ○日本から錫蘭への主要輸出品 (單位千圓)

品 目	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
綿織物(生地)	三三三	四一四	四一四
同 (晒)	(二、三九三)	(二、九二四)	(三、二四四)
同 (晒)	二、三三六	三三三	三六〇
綿織物(其他)	(一、四〇五)	(一、一四七)	(一、一〇〇)
馬 鈴 薯	一〇七	一〇七	一、一四四
馬 鈴 薯	(三、八六六)	(三、七六三)	(六、五七七)
馬 鈴 薯	一〇一	二九	

品 目	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
綿「メリヤスシャツ」	九一三	九一〇	
麥 酒	一五五	一七四	
化粧用石鹼	一三七	一四一	
樟 腦	一七九	一四一	
絹 織 物	一、一三三	一、〇七三	
手 巾	五五	三三	
綿「タオル」	二九五	一六八	



品目	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
「ワイシャツ」	二七七	一六五	
洋服	四七	五	
洋傘	三九三	一六四	
箱樽用板	一、七三	八三	
品目	昭和九年 <td>昭和十年 <td>昭和十一年</td> </td>	昭和十年 <td>昭和十一年</td>	昭和十一年
「セメント」	三九三	四二	
陶磁器	四三	二五	
花磁	四四	八五	

○錫蘭から日本への主要輸入品 (単位千圓)

品目	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
茶	七九〇	六九	
糸、縷、繩、索	五六	九三	
石、墨	七四	七六	
層及故鐵	三九		一三
「インディアナラバー」	一四		九〇

九、比 律 賓

一、政治經濟事情

比律賓獨立の問題は、過去三十年間に亘り、政治的に幾多の紛糾を極めて來た問題であるが、米國は比律賓の農業生産物の米國進出を好まず、比律賓を獨立せしめることとし、以て比律賓の農業生産物に對し、禁止的關稅を設けんとするに至つた。其の後、迂餘曲折を経て「ケゾン」比島上院議長と「ルーズベルト」大統領との間に「マクダグッフィ・タイディングス」獨立法案が成立し、一九三四年三月米國兩院を通過し、大統領の裁可を得て、公表されたが、比律賓は之に依り一九四六年七月四日から完全な獨立國となることになつた。比律賓議會は本法を受諾した結果、爾來半獨立國(比律賓聯邦)として取扱はれ、一九三四年五月二日以降、米國の移民制限を受けることとなつた。

二、幣 制

比律賓は一八九八年米國の領土となつてから、暫く西班牙支配時代の貨幣制度を採用してゐたが、一九〇三年三月比律賓貨幣法を制定して銀本位制を脱し、金爲替本位制を採用した。次いで、一九二二年には金本位基金條例が制定され、金本位制が採用されることとなつた。一九三三年三月六日、米國は金本位を停止し、翌年一月三十一日には「ドル」貨の切下げを行つた。米國に於ける之等通貨變更は勿論比律賓にも適用されるから、現在に於ては比律賓も金本位停止中である。貨幣單位は「ペソ」であり、「ペソ」は一〇〇「セント」である。「ペソ」の平價は米本國の五〇「セント」に當る。比律賓の貨幣は總て「マニラ」造幣局で鑄造發行される。米國の金貨は特に規定されざる限り法貨として流通する。

三、貿易制度

(一)關稅改正 現行關稅法は一九〇九年の制定に懸り、米比間は互に無稅とし、外國品に對しては、米國に倣ひ相當高率の關稅を課して居る。一九三三年二月以降米、比兩國産業保護の目的で、綿毛布、「タオル」、下着、靴下、人絹製品、靴類、「セルロイド」製品、馬鈴薯、玉葱、貝釦、玩具等の關稅引上を行つた。

比律賓國產麥酒保護の目的で麥酒其他の飲料水に對する關稅並に消費稅を引上げやうとする法案が、一九三六年比島第一次國民議會に提出され、同議會を通過したが、之は比島獨立法(「マクダグッフィ・タイディングス」法)の條項に據り、米國大統領の裁可又は默許を経た後に效力を發生することになつて居る。其の内容は左の通りである。

(一)麥 酒

(A)二立以上の容積を有する容器に入れられたるもの、毎百立に付現行四弗を十四弗に引上げる。  
(B)其他のもの、五弗五十仙を十六弗四十仙に引上げる。

(二)鑛泉其他酒精を含まぬ飲料水毎百立に付一弗五十仙を二弗五十仙に引上げる。

(三)右關稅引上の結果、外國產麥酒及飲料水の輸入激減による減收を補填する爲に、内外國產品の消費稅を一立に付十「セ



ンタボス」を十一「センタボス」半に引上げる。

右引上が實施せられる場合には本邦麥酒は(B)の適用を受け殆んど禁止的高率關稅を課せられることゝなつて比島への輸出は絶對不可能となるであらう。

因みに現在比島の麥酒需要額は年二十萬箱内外(臺灣の需要額に匹敵す)で、其の内半額を國産で、他は米國、獨逸、日本から輸入せられる。日本からの輸入は昭和八年以來漸増の傾向を辿り昭和八年一萬五百、九年一萬四千五百、十年二萬三千函で十一年には約二萬六千函に達して居る。

(ロ)伸縮關稅 比律賓獨立後の米比通商關係調整の目的で、一九三七年中に開催せられる筈の米比通商會議の對策及國內産業保護の見地から、關稅引上及引下の權限を大統領に賦與しやうとする法案が、一九三六年比島第一回國民議會を通過したが其の内容は左の通りである。

(一)一九〇九年比島關稅法第十三項は一九一三年の改正に依つて削除されたが今回新たに第十三項として左記を代入する。

「比島大統領は慎重調査の後、公益上必要ありと認めるときは隨時布告を以て、稅率の引上又は引下を爲すことを得、但し引上は現行稅率の四十割を又引下は七割五分を超へてはならない。」

(二)本法は比島獨立法の條項に依つて米國大統領の裁可を経て效力を發生する。

(ハ)米國綿業保護措置 一九三五年六月二十六日、米國「マッサチウセッツ」州選出民主黨上院議員「ウォルシュ」は、比島市場に於ける米國綿業保護に關する決議案を米國議會上院に提出した。該案は直ちに領土及島嶼委員會に附託されたが、右はイ)一九三二年には比島の綿布輸入總量中米品が七割五分を占めて居たのに、一九三五年には二割五分以下に減退せんとして居ること、(ロ)米比間の特殊關係に鑑み、賃銀及生活標準の低い外國品の競争に對し保護を與へられる權利ありとの米國勞働者の信念に對し、比島政府及人民は同情を有するものと認められること、(ハ)從來比島政府は米國政府の希

望する場合、斯る保護を與へるの用意ある旨を非公式に表示したこと等を理由として、比島議會をして、米國綿製品を有效に保護する手段に出でしめることを大統領に要求したものである。

之と殆んど同時に米國「テンネッシー」州選出共和黨下院議員「リース」も、右「ウォルシュ」の決議案と全然同一内容の決議案を下院に提出し、右は直ちに島嶼委員會に附託せられた。

他方比島に於ては同年七月九日「マーフ」總督より議會に對し大要次の如き教書を發した。

「現行關稅率に於ては、比島輸入の外國商品殊に綿布は米國品を驅逐するに至つたので、米國當業者を甚しく刺戟して居る。米比通商關係の調整の爲には、先づ綿布其他に對し高率關稅を課し、米比の利益保護の應急手段を執るべきである。綿布問題解決の爲には、米國製綿布を一九三四年以前の比島市場に於ける平均數量迄回復せしめる必要がある。」

七月十八日比島議會休會に當り、「ケンソン」上院議長は綿布關稅引上法案が上程に至らなかつた理由として大要左の通り演説した。

「一九三四年の通常議會に於て總督より綿布關稅引上法案を從源せられたが、議會に於ては右關稅引上は比島の現狀に徴し人民の購買力の増加を計らざる限り不可能であるとの意見に傾いた爲め通過を見るに至らなかつた。今議會に於ても米國當業者からの請願、次で總督の教書があつたにも不拘、議會は之を取上げざることに決した。其の理由として新政府樹立後、大統領に依て招請される米比通商會議の際關稅引上問題を討議する方が適當であらうと感ずるからである。米比貿易が相互主義に置かるべきものであることは之を認めるが、現在の米比通商關係は動搖時代にあつて、從て比島議會は米比通商關係の全線を考へた上で、關稅問題を決定することが至當であらう。」

(二)日米紳士協定 最近に於ける日本綿布の對比島輸出増進振りは、米本國並に比島議會に於て重大問題化せんとする惧があつたので、米國國務省に於ては之を考慮し、我方に對し何等か自制措置を執らんことを要望して來た。仍て日本側に



於ても成可く事態の悪化を防ぐ爲、一九三五年八月、我齋藤大使と國務省當局との間に交渉開始され、十月上旬漸く日本品の輸出自制に關する日米紳士協定の成立を見るに至つた。其の要旨は次の通りである。

- (一) 日本との對比綿布輸出組合では、自發的に比島向輸出綿布を一ケ年四千五百萬平方米に制限すること。
- (二) 本協定は一九三五年八月一日に溯り効力を有すること。
- (三) 實施期間を一九三五年八月一日より二ケ年とすること。

然るに本協定實施に伴つて支那商人等にして、香港積替比島輸入を企てるものが續出するに至つたので、更に日米兩國間に種々折衝が重ねられた結果、其の對策として、我關係組合では、一九三六年十二月廿日から香港を統制區域に編入して、香港向輸出綿布に對し、統制手數料を徵收することとして、本協定を一層強化するに至つた。

一九三二年乃至一九三四年の間に於ける比島での日米綿布の角逐振りは次表に示す通りである。

米國品	一九三三年		一九三二年	
	數量(平方米)	價額(パンド)	數量(平方米)	價額(パンド)
日本品	五、三五、九九二	七、五五、三六五	二、四三、九四五	二、三三、一八七
香港經由日本品	四、三〇、六〇六	一、五〇、〇四〇	一、四〇、三六四	一、五、六六七、七四〇
米國品	二、四、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
香港經由日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
米國品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
香港經由日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
米國品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
香港經由日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇

尙紳士協定實施後の比島輸入日米綿布の數量は次の通りである。(單位千平方米)

米國品	一九三五年		一九三四年	
	數量(平方米)	價額(パンド)	數量(平方米)	價額(パンド)
日本品	五、三五、九九二	七、五五、三六五	二、四三、三九五	二、三三、一八七
香港經由日本品	四、三〇、六〇六	一、五〇、〇四〇	一、四〇、三六四	一、五、六六七、七四〇
米國品	二、四、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
香港經由日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
米國品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
香港經由日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
米國品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇
香港經由日本品	二、三、六、六九四	二、四三、三九五	一、〇、六、四四七	一、五、六六七、七四〇

#### 四、比島漁業法改正 (輸出貝殻に對し検査手數料の徵收)

比島産の貝殻を輸出する場合は、漁業關係官廳の検査を受け、積出人は検査手數料として従價二割を支拂ふのを必要とする内容を内容とした漁業法改正案が、一九三六年比島特別議會を通過した。其目的とする所は、原料たる貝殻の輸出を制限することによつて、卸類の國産を奨励し、製品である貝殻類の輸入を防止しやうとするものであると認められる。

貝殻類の最近二ケ年間の本邦輸入は年三百五十萬圓乃至四百萬圓で其の輸入先は濠洲、支那を主とし、其他海峽殖民地、蘭領印度、比律賓等であるが、比島からの輸入は年々漸減の傾向である。最近二ケ年間の輸入平均は二十五萬圓で比島は本邦輸入先中第五位である。反之比島にとつて本邦は第一の輸出先であり、獨、西、英領印度、米、伊等が之に次ぐから、本法實施の曉には、比島輸出は相當の打撃を蒙るであらうが、本邦としては、他國から充分補充の途もあり重大な不便はない見込である。

#### 五、「パリテイ」法の修正

一九三五年比島關稅增收の目的で、内容次の様な本法改正案が上院を通過した。

比島輸入従價稅品目の課稅價額は、現行關稅納入及清算に關する規定(通稱「パリテイ」法)によつて換算せられて居るが、平價切下後米國の對外買爲替は「パリテイ」法規定の率よりも騰貴して居るもの(英、獨、佛の如く)があるから、今次の修正



法では課税價格の換算率は「パリテイ」法規定の率を下らぬ限度で聯邦準備銀行の買替相場に依ることとした。又送状が輸出以外の通貨で表示せられた場合には之を準備銀行爲替相場に依つて積出港の通貨に一旦換算した後更に「パリテイ」法の率に依つて課税價格を算出する。

六、貿易概況

(イ)比律賓の對外貿易狀況は次の通りである。

(一)一九三四—三五年年度貿易 一九三三年度の比島外國貿易總額は三億五千九百五十三萬九千五百九十九「ペソ」で前年度の三億八千八百二萬一千四百九十二「ペソ」に比べ約七%の減少を示した。其の内輸入は一七一、〇四七、六九九「ペソ」、輸出は一八八、四九一、三六〇「ペソ」で千七百四十四萬三千六百六十一「ペソ」の出超で、前年度の出超五千三百五十九萬三千五十「ペソ」に比べると三六、一四九、三八九「ペソ」の出超減である。比島貿易の常に好調であることは對米輸出に負ふものである。尙兩年度の主要國別貿易額は左の通りである。

國別	輸 入		輸 出		輸 入 總 額	
	價額(千「ペソ」)	百分率	價額(千「ペソ」)	百分率	價額(千「ペソ」)	百分率
米 國	1,094,455	64.00	1,500,945	80.08	2,595,400	72.44
日 本	244,341	14.13	10,718	5.69	255,059	7.44
支 那	5,603	0.33	1,792	0.95	7,395	0.21
英 國	3,456	0.02	5,767	3.06	9,223	0.26
獨 逸	5,129	0.03	1,848	0.98	6,977	0.20
西 牙	497	0.03	5,449	2.89	5,946	0.17
佛 蘭 西	1,777	0.01	2,161	1.15	3,938	0.11

國別	輸 入		輸 出		輸 入 總 額	
	價額(千「ペソ」)	百分率	價額(千「ペソ」)	百分率	價額(千「ペソ」)	百分率
米 國	1,094,455	64.00	1,500,945	80.08	2,595,400	72.44
日 本	244,341	14.13	10,718	5.69	255,059	7.44
支 那	5,603	0.33	1,792	0.95	7,395	0.21
英 國	3,456	0.02	5,767	3.06	9,223	0.26
獨 逸	5,129	0.03	1,848	0.98	6,977	0.20
佛 蘭 西	497	0.03	5,449	2.89	5,946	0.17
西 牙	1,777	0.01	2,161	1.15	3,938	0.11
合 計	1,710,473	100.00	1,884,491	100.00	3,594,964	100.00

(1)輸出 一九三三年度の輸出額は一億八千八百四十九萬一千三百六十「ペソ」で前年度に比し三二、三一五、九一一「ペソ」の減少である。之は一九三三四年米國議會を通過した「ジョーンス・コスティガン」法に依る砂糖制限(對米砂糖輸出割當を百一萬五千短噸に制限すると共に同法は同年一月から實施せられることとなり同年の制限は翌一九三五年に繰越された爲同年の對米輸出は五十三萬噸、六千五百九十八萬「ペソ」に激減した)が主な原因で同品の輸出は前年度に比べ六四、九二七、二〇八「ペソ」の激減を見た。輸出總額の八〇%は米國向であり日本は第二位で六%、次は英國の三%、西班牙の二%九〇



の順位である。

(2)輸入 米國からの輸入は一億九百四十萬五千七百九「ペソ」で前年度の一〇九、三五九、五四二「ペソ」に比べ僅少の増加であつた。一方他の諸國からの輸入總額は六千六百四十四萬一千九百九十九「ペソ」で前年度の五七、八五四、六八〇「ペソ」に比し三、七八七、三一〇「ペソ」の増加を示して居るが、日本からの輸入増加が最大のものであつて前年に比べ一七%六四を増して居る。輸入總額の六四%は米國が占め、日本は第二位で一四%二三、次に支那の三%二八、獨逸の三%の順位である。

(二)商品別輸出入 次に兩年度の輸出入を商品別に見る時は輸入では綿製品を第一位とし、鐵、鋼製品、鑛油が之に次ぎ、以上三品目の合計額は兩年度を通じ輸入總額の約三八%を占めて居る。以下肉及同製品並に乳酪製品、煙草製品、自動車、紙類の順である。輸出では兩年度共砂糖、椰子油、「マニラ」麻、「コブラ」煙草の順であつて以上五品目の合計は輸出總額の七八%(一九三五年)、八六%(一九三四年)を占め以下刺繡、乾燥椰子實、木材等の順である。尙兩年度の商品別輸出入額は左の通りである。

品名	一九三五年		一九三四年	
	輸出入額 (千「ペソ」)	輸出入總額に對する百分率	輸出入額 (千「ペソ」)	輸出入總額に對する百分率
△輸出				
砂糖	六五、九六一	三五・〇〇	一三〇、九〇九	五九・二九
椰子油	二四、五〇九	一三・〇〇	一三、五八九	六・一五
「マニラ」麻	二二、九四七	一一・二七	一七、三三三	七・八五
「コブラ」煙草	二一、九七四	一一・六六	一七、二一〇	七・七九
煙草	一一、〇〇三	六・三七	一〇、三八九	四・七〇
品名				
繡刺(木棉及絹)	一〇、一五三	五・三九	五、三三三	二・四二
乾燥椰子實	七、九二四	四・一〇	四、五〇九	二・〇四
木材	五、〇三三	二・六七	四、三三三	一・九七
「コブラ」(食用)	三、三七八	一・七四	二、一〇一	〇・九五
「ケイキ」及「ミール」	二、三三三	一・三三	二、六七〇	一・二二
「マゲイ」麻	一、〇一八	〇・五五	六、五〇	〇・二七

品名	一九三五年		一九三四年	
	輸出入額 (千「ペソ」)	輸出入總額に對する百分率	輸出入額 (千「ペソ」)	輸出入總額に對する百分率
帽子	九四九	〇・五〇	二、二八三	一・〇三
同製	六九五	〇・三七	七三三	〇・三三
「ゴム」及樹脂	五四七	〇・二九	五三三	〇・二四
「ブンダル」纖維	五五六	〇・二九	六〇四	〇・二七
結	比	四・〇	二四一	〇・一一
其の	八、五三〇	四・五三	七、四三九	三・三六
合	一八八、四九一	一〇〇・〇〇	二二〇、八〇七	一〇〇・〇〇
△輸入				
綿製	三〇、五九九	一七・八九	三三、二四三	一八・六八
鐵、鋼	二二、一七六	一一・九六	二二、八三三	一三・六四
鑛	一四、八八五	八・七〇	一一、七八一	七・六四
肉及同製	九、三〇五	五・四四	八、二五一	四・九三
乳酪	七、五〇〇	四・三八	五、八五三	三・五〇
煙草	七、五〇〇	四・三八	五、八五三	三・五〇
自動車、「トラック」及同部分品	七、二〇〇	四・一一	七、九五五	四・七六
紙類(印刷)	六、六九	三・八七	六、三八五	三・八三
小麦粉	五、一五	三・三三	五、二四七	三・一四
化學藥品、染料	四、八五一	二・八四	四、八三三	二・八九
絹製	四、三七一	二・五三	四、三〇四	二・七五
電氣機	三、七〇	二・一一	四、五〇	二・〇
肥料	三、二六	一・九二	二、八一〇	一・二六
野菜類	二、七七一	一・五九	二、一〇七	一・〇
魚及同製	二、六四五	一・五五	二、三三三	一・一六
果實類	二、二一七	一・三四	二、四九九	一・一四
皮革及同製	三、三八二	一・九六	四、三六五	二・〇
纖維類及同製	三、四九六	二・〇	三、七七四	一・七〇
其の	一、七四七	一・〇〇	一、七四七	一・〇〇
合	一七、四七	一〇〇・〇〇	一七、二二	一〇〇・〇〇

(口)日本比律賓間の貿易状況は左の通りで「バランス」は常に日本側の出超を示してゐる。

○日本比律賓間貿易額(單位千圓)

年 度	日本から		比島から	
	の輸出	の輸入	の輸出	の輸入
昭和四年	三〇、五六九	一八、〇四四	(十) 二、五五三	
昭和五年	二八、三六九	一〇、七五九	(十) 一七、六一〇	
昭和六年	二〇、四三三	八、九七	(十) 二、四三八	
昭和七年	三三、二六三	九、七六四	(十) 二、五九八	
昭和八年	二四、〇五〇	一四、一八五	(十) 九、八六五	
昭和九年	三六、四六〇	一八、八九〇	(十) 一七、五七〇	
昭和十年	四八、〇五八	三三、九四九	(十) 一四、一一〇	
昭和十一年	五、八四〇	三六、二六六	(十) 一五、五七四	



○日本から比律賓への主要輸出品（價額單位千圓）

品名	單位量	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
品							
小麥粉	百斤	五七、二九七	三六六	一五九、二七九	一一、二五	一一八、六六四	九三四
水産物	同	二九、〇四二	五七三	二六、三三一	五三一	三〇、一二二	六三三
燐寸	同	三、九三六	一一一	四、〇四九	八八	四、二一九	七五
綿織物(生地)	同	三、二五四	三三九	七、五二七	七二七	一三、九三六	一、二五九
綿織物(晒)	同	六、七〇七、六三三	九六七	九〇、二、八八〇	一、二六四	一、九六二、五四九	二六八
同(其他)	同	一四、八四九、二三四	二、三一九	一五、六三四、〇〇五	二、四九〇	一〇、五六六、五三三	一、七〇一
絹織物	同	五、一九一、五三〇	九、九八	六二、七七四、四九六	一〇、七三七	三二、七八四、六六七	五、七〇九
人絹織物	同		一三五	三、七二四、五	一六三	四、三六、八五一	二二四
綿「ブランケット」	百斤	一、〇一五	八一	一八、七〇〇、三八八	四、九五〇	三五、四四三、〇一九	八、六七三
「メリヤス」製品	打	一、五〇一、七三三	三、四三一	一、九四六、五二八	四、七三三	二、二九九、九三六	五、四七五
身邊裝飾用品	打		三三		二六		二三五
紙類	百斤	一一、一三〇	二六三	一三、三九三	二八四	二二、五六三	三二七
石炭	英噸	一四七、〇三	一、四四七	一八、三四一	一、六八三	二六八、四九四	二、四四八
陶磁器			五七八		九一八		一、一三五
硝子及同製品			八八一		一、〇五九		一、三三〇
鐵製品			九二七		一、五六一		二、〇九七
機械及同部分品			二六八		三八八		五〇四
「ランプ」及同部分品			三五〇		四三七		四三四
玩具			二八一		三五三		四三四

品名	單位量	昭和五年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
「マニラヘムプ」	百斤	九八、四三三	一、〇一三	一、一四七、一五三	一一、七二一		
「ラミール」	同	一三、七三六	一一三	一、七六七	一四、九四三		
其他の植物纖維	同	三三	一	六三三	一七		
屑及故纖維	同	三、三三三	二〇	一六四	一		
採油用種子	同	五、三五六	一八	四、八九一	二二		
鈕釦用硝子	同	四、四七四	三三	二、〇三三	七		
葉煙草	同	二五、三三五	一、一三六	一七、七三一	九八五		
其他の煙草	同		六〇		五七		
水牛皮及牛皮	同	八〇	一	五、八五九	一〇一		
其他の皮類	同	五、二四	八	二、七六四	四二		
獸筋	同	一一五	一〇	八二	七		
貝殼	同	六、三〇〇	二六六	五、五〇六	二三六		
植物性芳香揮發油	斤	五〇	四	一、一五一	一一		
椰子油	斤	六三	二	二五	六		
椰子油	斤	六三	二	二五	六		
硬化油	斤	五、四四	一一	八四三	二二		
護謨及同樹脂類	同	九三五	一一	一、八七〇	三〇		
藥材、化學藥及製藥類	同		七二七		五二五		
鐵鑛	百斤	一三、五六八	七六	四、八五九、七八〇	二、九〇六		
其他の鑛	同	一一〇	〇	三、六六三	一四		
故及屑鐵	同	五八、八四六	一三六	三、三三三	一〇三		
「コブラ」	同	一八、五五六	四、四〇〇	三、七〇六	二五八		
木材	同				五、〇九八		



## 一〇、蘭領印度

## 一、政治經濟事情

蘭領印度統治の基本法を成すものは一九二五年の「印度國家規範」である。蘭領印度諸島の統治權は、和蘭女王任命の總督と印度參議會に存し、本國政府の監督下に、内政に關しては相當廣汎な自治權が認められ、其の立法權は總督と議會とに屬することゝなつてゐる。

從來和蘭本國の統治策は、國際的には平和第一主義、經濟的には自由貿易主義を執つて其の成果を收めて來たが、一九二九年以降の世界經濟恐慌に依り、產業界は極度の不況に陥り之が恢復策として和蘭本國に保護貿易論が擡頭し、蘭印政府をして種々の保護政策を採用せしめるに至つた。

## 二、幣制

和蘭政府は一八五四年初めて蘭領印度に貨幣制度を制定し、翌年四月幾分之を修正した。此の制度は銀本位制に依るものであつたが、一八七七年三月、金本位制を採用するに至つた。然し一九〇一年一月、此の制度を更に極東諸國に適應する如く修正し、事實上の金爲替本位となつた。蘭領印度の基本貨幣は一〇「フロリン」金貨(純分九百の金六五七二即ち九三三「グレン」三三四九の純金)であり、銀貨の單位は「ギルダー」で「ギルダー」は「フロリン」に等し「ギルダー」の複數は「グルデン」。

一九三六年十月佛「フラン」切下に伴ひ、和蘭本國は金輸出禁止を實行した爲、蘭印政府も亦金輸出を禁止した。

## 三、貿易制度

(イ)輸入税の引下 金本位停止の結果、輸入品の市價騰貴に依る生活費の暴騰及更紗業、小規模織物業に要する輸入原料騰貴抑制の目的で、一九三六年十月二十七日から左の通り輸入税及附加税の引下を行つた。

- 輸入税の引下 (1)丁字(土人煙草用)、(2)小麦粉、(3)安物魚類、(4)安物下着、(5)綿織糸、(6)未晒綿布、(7)「キムブリック」、(8)晒(七耗平方當り糸數三十二本及以下)、(9)蒲團地、(10)安物の丸染、捺染及糸染織物中平織(巾二十四吋及以下、糸數三十二本及以下)及綾織、巾二十八吋及以下、糸數三十三本及以下、三、四又は五枚綾の普通もの、(11)綿毛布、以上を従價六%に引下げ、更に(12)税番三五六の二のaに屬する綿布(「マーセライズ」されぬもの)で前記(6)乃至(10)に含まれたもの(13)税番三五二の二のb及三六〇の二のbに屬する商品(羊毛其他の獸毛製品及「リンネル」其他纖維製品の一部)を従價八%に引下げた。

附加税の引下 一部の例外を除き從來の五〇%を二五%に引下げた。

(ロ)臨時輸出税の徴收 蘭印政府は「ギルダー」貨の下落に伴ふ経費の増加並に一部輸入税の引下に依る歳入減を補ふ爲、一九三六年十一月二十五日から特別輸出税徴收に關する條令を實施して、最高十五ヶ月を限り、左の商品を除く大部分の商品に従價二%の特別輸出税を課することゝした。

騾、肉、荳蔻、白胡椒、米、樹脂(「コパル」、「ダマル」等)、木材、香木、染料材、木製品(「ベニヤ」板、「ベニヤ」箱等)、各種珈琲、植物性油、砂糖、爪哇産煙草(原料品)、竹、籐其他編細工原料及製品、工業生産品、輸入品、金貨、銀貨。

(ハ)輸入制限 一九三三年九月「非常時輸入制限條令」が國民參議會を通過し、政府に對し必要な場合商品別に一定量又は一定額以上の輸入を一定期間政府令を以て禁止し得る權限を賦與したが、此の制限條令の目的は(1)和蘭本國並蘭印工業の保護、(2)既存の輸入並配給機構の保護、(3)求償主義的通商政策に依る蘭印物産の輸出増進であつた。



因て蘭印政府は「セメント」、麥酒、「サロン」類、晒綿布其他各種の品物に付輸入制限に關する政府令を發布したが、其の期間は十ヶ月に限られて居るので、其實施後十ヶ月の期間満了したものに付ては、更に基本的制限條令を發布しなければ其の繼續を爲し得ない建前となつて居り、從て現行の各種輸入制限は夫々前記「一九三三年非常時輸入制限條令」及其後發布せられた「輸入制限基本條令」に基いて居る。現在輸入の制限を受けて居る品目は左の通りである。

「セメント」、麥酒、「サロン」類、晒綿布、鑄鐵製「フライ」鍋、未晒綿布、硝子類、珐瑯鐵器類、自轉車、人造肥料(過磷酸其他)、電球、齒刷子、刃物類、石油「ラムプ」、浴用「タオル」、綿「ブランケット」、織物類、衛生用陶器、家庭用陶磁器、金物類、石鹼、綿縫絲、包裝紙、自動車用「タイヤ」及「チューブ」、衣服類、硫酸第一鐵、硫酸及蟻酸。

此の内和蘭が特別割當を享受して居る品目は左の通りである。

「サロン」類、晒綿布、人造肥料、電球、浴用「タオル」、綿「ブランケット」、織物類、衛生用陶器、綿縫絲、包裝紙、硫酸及蟻酸。

(二)輸入禁止 蘭印政府は左の品目に付經濟長官が特に許可する場合の外輸入を禁止して居る。

- (一)米(國內米穀政策上より)
- (二)大豆、醬油及味噌(國內産大豆保護の爲)
- (三)砂糖(蘭領印度砂糖中央販賣組合は必要の場合或外國市場の一部に對し一定指値以下の相場で砂糖の販賣をすることがある爲、之等砂糖を再輸入し、國內砂糖を攪亂する様な行爲を防止する目的から出たもので、粉末糖、芳香砂糖、燒砂糖、凍砂糖、砂糖棒及砂糖菓子等の加工品及日本糖、又は調査の目的に使用せられる少量の砂糖は本件禁止から除外されて居る)。

(ホ)輸出禁止及制限

(一)一九三三年九月十六日「非常時輸出制限令」が蘭印國民參議會を通過し政府に對し必要な場合住民の需要を満すこと

の必要上、又は蘭印の生産する種苗の輸出を豫防する爲に、政府令を以て特定商品の輸移出を禁止又は制限することの出来る權限を賦與した。而して蘭印に於て現在行つてゐる輸出禁止及制限の主要なるものは甘蔗種苗輸出禁止、「カボック」種苗輸出禁止(但し種子の輸出は一時に五萬疋以上の生種子なる場合に限り特に除外例を認める)、耕地植付材料(種苗等)、輸出禁止、織布業及「バティック」工業に使用される種類に屬する塗工染料(「アリザリン」、「アリザリン」染料、「アニリン」染料、人造藍等)、中乾性のもの並に、「ペースト」状のもの及化學藥品の輸出禁止である。

(二)國際的生産輸出制限協定に基き輸出を制限して居る品目は錫、護謨、茶で不況救済の目的で販賣統制の爲輸出の制限を爲し居る品目は砂糖、「カボック」、規那である。

#### 四、營業制度

蘭印政府は同一營業部門内の激甚な競争の結果、既存の營業又は發達の途上に在る營業の健全な發展が阻害されるのを防止する目的で、一九三四年十月二十三日營業條令を公布した。本條令は特に指定する營業部門に於て營業の新設、擴張、一度閉鎖した營業の再開等に付き經濟長官の許可を必要とする旨を定めて居る。本條令に基き營業の制限を適用されるものとして指定された部門は現在では左の通りである。

(イ)倉庫業、(ロ)搾乳業(「バンドン」地方に限らる)、(ハ)印刷業、(ニ)紙卷煙草製造業、(ホ)金物鑄造(鐵鍋)業、(ヘ)人絹、人絹綿交織並絹「サロン」及「カインパンヂャン」等の織物業、(ト)製氷工場

#### 五、和蘭本國との經濟提携

和蘭本國工業の保護を主要目的の一として一九三三年秋蘭領印度に輸入制限が施行されて以來、蘭印政府は各種商品に付き順次に輸入の制限を爲し、本國に對して特別割當を與へ、和蘭本國も亦外國との通商交渉に於て銳意蘭印物産の輸出増進を計り、蘭印政府發行の公債に對し保證を爲し、本國に輸入される蘭印産玉蜀黍に對し最低相場を保障し、或は本國に輸



入される珈琲に對して特別税を課し、其收入を以て、蘭印珈琲栽培業の補助を策する等、蘭印及び本國共に兩領域間の經濟提携の具體化に努めて來たが、一九三六年六月五日蘭印政府は、國民參議會に於て和蘭政府の定めた「方針」を發表し和蘭と蘭領印度間の經濟協調の性質及方向を明示した。其内容は左の通りである。

(イ)和蘭本國と蘭領印度間の經濟的協調に於ては、兩領域を一丸とし、國家全體として見た場合と、各自別個の立場に於て見た場合との二個の場合に付き利害關係を異にする。

(ロ)和蘭本國、蘭印間の經濟提携には兩者經濟的關係の實際上、和蘭本國に於て蘭印の利益の爲に採る措置は多くの場合同時に本國にとつても亦利益を齎すものであるのに反し、蘭印に於て行ふ措置は國家全體の利益に關するものであると云つても多くは和蘭本國の爲に直接經濟的援助を與へるものであり、從て和蘭本國の措置は之に依り蒙る犠牲に對し或る補償を含むに反し蘭印の措置は原則として右補償を缺くものである。

(ハ)世界の現状は、一國家としての兩領域間の經濟提携を益々緊密に持續する必要を痛切に示すもので、既に試験期を過ぎた今日、兩者間の經濟的協調は最早一時的のものでは不充分で出來得る限り組織的に提携して、全體的に相互の目的を達成せしめることが必要である。

(ニ)經濟的協調には不可避的に犠牲を伴ふが、右犠牲の賦課に當つては關係兩領域の負擔力並に經濟組織及び一方から受けた援助等を考慮の上決定する必要がある。但し之には兩領域間の求償政策的性質を帯びることがあつてはならない。

(ホ)本國の蘭印に對する經濟的援助は主として、通商政策的及「クリーアリング」上の援助であり、之は金錢を以て計算すること困難である。本國に於て、蘭印物産の販路に對し直接援助を爲すことは、極めて制限された範圍内に於てのみ可能であるが、此の可能性に關しては尙ほ双方深く研究の上利用する必要がある。

(ヘ)外國との間の通商政策的問題に付ては、兩領域共同の利害關係を有する場合は國家全體の利益を基礎とし、本國及蘭

印相互間の密接な協調の下に之を定めるとする。但し、蘭領印度は多くの場合自力を以て其の對外輸出貿易を充分に擁護することを得ないから、此の點に關しては本國が可及的に擁護の任に當ることとする。

(ト)蘭印側から和蘭に對する援助は、主として和蘭からの輸入を増進せしめることであつて、其の方法は主として和蘭に對する特別輸入割當を認めることに在る。輸入割當制度は結局或程度の物價騰貴を招來し、特に蘭印の社會に於ける經濟的に微力な階級を壓迫し、且蘭印の諸經費節約上支障を來すであらうが、假令或る範圍内に於て物價騰貴を招來するとしても、之は和蘭工業及和蘭全體の利益の爲に已むを得ないものとして甘受すべきものである。

(チ)和蘭では極力合理化を計つてゐるが、尙ほ且和蘭本國と蘭印との間には非常な物價の差異があるから、蘭印側に於て和蘭本國の爲に特別輸入割當を認める商品の價格は、和蘭の諸事情の許す限り之を引下げることが必要で、之が爲には和蘭は其の工業をして常に蘭印市場と相連絡せしめ、以て其の動向を知らしめる様必要の措置を講ずることが必要である。

(リ)和蘭本國に對する輸入割當に當つては、長期に亘り出來る限りの安定性を與へることが本國工業の利益の爲及び輸入割當制限措置の所期の目的達成の爲に必要である。

(ヌ)單に輸入割當制度の採用のみでは多くの場合所期の目的を達成し得ないから、蘭印側に於て將來共本國に對する割當量が實際輸入せられる様努める必要がある。

(ル)和蘭工業の利益の爲に、蘭印に於て現在必要と認める工業化を妨げることがあつてはならないと同時に、蘭印の工業化に當つても本國工業の利益を考慮することを要する。將來蘭印に於ける國內生産増加の結果、一般的輸入制限を行ふ必要の生じた時亦然りである。

(オ)和蘭本國及蘭印は相互に各其の領内に於ける企業間の衝突競争を避ける爲め必要の措置を執るべく、其の爲には和蘭本國から蘭印の工業に投資することが効果的である。



(フ)蘭印の輸入税が本國に對し折角與へられた輸入割當量の輸入を妨げる時は、右の關稅引下方に付考慮することを要する。若し財政上又は蘭印關稅定率法の性質上關稅引下が不可能な場合は、第三國に關係のない場合に限り和蘭に於て右の費用を負擔することを得る。

(カ)蘭印の本國に對する特別輸入割當は現在の所、此の上著しく擴張の必要なく、先づ現在既に獲得し且期待する結果を實際に安定せしめることが急務である。

(ヨ)蘭印の經濟的繁榮を圖る爲一般の見地に基き和蘭本國から蘭印に對して與ふべき財政的援助は、兩領域間の經濟協調を助ける爲に、適切な寄與をなす。之に依り經濟的に微力な蘭印は和蘭本國に於ける諸種の補助工作と同様、其の苦痛を幾分緩和することが出来る。

右は一時蘭印の一部識者から餘りに本國本位との非難を受けたが其後和蘭本國は蘭印に於ける經濟不況救濟基金の交付又最近は年八萬五千噸見當の爪哇糖買付を保障して居る。

## 六、日蘭會商

蘭印政府が一九三三年秋以來輸入制限を實施した結果、實際に於て最も打撃を蒙るものは近年蘭印への輸出が激増しつゝある本邦品である。故に帝國政府は之が緩和方を交渉するの必要を感じて居た折柄、和蘭政府も我對蘭印貿易の激増に鑑み日蘭印間の片貿易調整の目的を以て兩政府間に會商開催の希望を表明し、且一九三四年一月八日に至つて、正式に一九二一年(明治四十五年)の現行日蘭間通商航海條約を補足する何等かの協定を締結し日蘭間貿易改善の可能性を考慮する爲、「バタヴィア」に日蘭兩政府代表者の會商を開催し度いとの出出があつた。

仍て帝國政府も右申出に應じ、茲に「バタヴィア」會商(昭和九年六月八日開會)となつたのであるが、會商當初から諸種の原則問題に付、彼我代表間に意見の懸隔があり、又海運問題其他の派生的問題をも生じ會商の進行を妨げた。我代表部は六ヶ月有餘に亘つて輸入業者の輸入品取扱比率問題、許可制度の下に置かれるべき輸入品の種類及數量問題、蘭印からの砂糖輸出問題等日蘭兩國貿易の全般に亘り之が調整を計る爲め、或は首席代表間の私的懇談に或は彼我専門委員會の討議に終始公正妥當な主張を續け、先方の提案で妥當なものに付ては充分考慮を加へ會商の妥結に努めたが、何分にも問題が複雑多岐に亘つた爲と、先方の主張に到底我方の受諾し得ないものがあつた爲に、具體的妥結の運びに至らず、昭和九年十二月末我長岡代表外隨員の大部分は「バタヴィア」を引揚げ、爾後の交渉は在「バタヴィア」帝國總領事が必要に應じて蘭印側と折衝を繼續することとなつた。

他方本邦蘭印間の海運問題に付ては日蘭兩國政府間並に兩國當業者間に種々の折衝が行はれ、迂餘曲折を経た後昭和十一年六月八日「バタヴィア」出張中の南洋海運(日本郵船、大阪商船、石原産業海運、南洋郵船の四社の合同會社)代表者と「ジャヴァ・チャイナ、ジャバン」社代表者との間に積荷比率其他に關する協定が假調印され七月一日から實施された。斯くして難問題の一である海運問題が解決された結果兩國間の空氣は好轉し、一時行轍みの形にあつた日蘭通商交渉も再び在「バタヴィア」帝國總領事と蘭側代表者との間に交渉が開始され、遂に昭和十二年四月九日主要諸問題に付、日蘭印双方の意見一致を見るに至つたのである。

尙本邦當業者は、日蘭會商開始前及會商の進行中蘭印側の希望をも斟酌し、自發的に左記對蘭印重要輸出品の輸出統制を實行した。

- (一)麥酒—昭和九年九月十三日、本邦釀造業者及輸出業者を網羅した帝國麥酒輸出組合設立せられ同年十月から輸出價格の統制を實施した。
- (二)セメント—昭和八年九月、本邦「セメント」生産業者は蘭領印度向「セメント」輸出協會を設立し、對蘭印輸出「セメント」の統制を實行した。



(三) 陶磁器—神戸、大阪、名古屋の陶磁器輸出組合及東日本陶磁器輸出組合を網羅した大日本陶磁器輸出組合聯合會は食器、臺所用品、裝飾品及硬質陶器、「タイル」の蘭印向輸出(會商中蘭印が公布した陶磁器輸入制限令に對抗して一時蘭印向陶磁器の積出停止をも敢行した)に付數量統制を實行した。

(四) 「サロン」—昭和九年三月二十八日、「サロン」輸出業者の大部分を網羅し、日本糸染「サロン」輸出同盟會が組織され、日本綿織物工業組合聯合會と提携して、蘭印向「サロン」の輸出(會商中蘭印に於ける「サロン」輸入制限令を改正する爲一時同地向「サロン」の積止をも敢行した)の統制を實行した。

(五) 綿織物—昭和九年九月十八日に、日本綿織物對蘭印輸出組合が設立せられ、未晒金巾其の他綿織物の對蘭印輸出(未晒金巾に付ては會商中其の圓滑な進捗に資する爲、一時蘭印向の受渡及積出を停止した)の統制を實行した。

(六) 自轉車及同部分品 昭和十年六月一日以降、本邦内地に於て蘭領印度(比律賓、英領印度、錫蘭、英領馬來、海峽殖民地等をも含む)向自轉車の輸出を業とするものは、日本自轉車輸出組合の定める輸出取締並に輸出數量及價額に關する制限に従ふこととなり、數量及價格の輸出統制が實施せられることとなつた。

(七) 絹及人造絹織物—蘭領印度に於ける絹及人造絹織物の輸入制限に對處する爲、日本絹人造絹織物輸出組合聯合會(所屬組合は東京織物輸出組合、横濱絹織物輸出組合、名古屋織物輸出組合、大阪織物輸出組合、神戸絹布、人造絹織物輸出組合)では昭和十年八月十五日から絹織物、人造絹織物及絹人絹加工製品の輸出數量統制を實施して居たが、更に此の數量統制を強化する爲、同年十一月二日以降前記各組合の地域内に營業所を有し蘭領印度(蘭領「チモール」又は英領北「ボルネオ」をも含む)向絹織物又は絹人絹加工製品の輸出を業とする者は各當該組合の定める輸出取締及制限に従ふこととなつた。

七、日蘭印間貿易概況

○日本蘭印間の貿易額(單位千圓)

年度	日本からの輸出	蘭印からの輸入	「バランス」
昭和五年	六六、〇四七	五九、九三三	(十) 六、〇一四
昭和六年	六三、四五〇	四八、〇八〇	(十) 一七、三七〇
昭和七年	一〇〇、二五二	四〇、四九二	(十) 五九、八四〇
昭和八年	一五七、四八七	五五、七〇九	(十) 一〇一、七七八
年度	日本からの輸出	蘭印からの輸入	「バランス」
昭和九年	一五六、四四〇	一九、五七〇	(十) 一七六、〇一〇
昭和十年	一四三、〇四一	二九、〇四九	(十) 一七二、〇九二
昭和十一年	一一三、五四五	一一、五五五	(十) 一〇一、九九〇

○日本から蘭印への主要輸出品(價額單位千圓)

品名	數量	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
小麥	粉 百斤	八、九八八	五五	一〇、三三三	七〇	一九、五六七	一五三
寒天	天 同	三、八一三	六四七	二、一八七	三六六	二、五〇一	四四〇
麥酒	酒 同	四、二〇九	二二四	三、六六九	一八九	三、一〇八	一四四
石鹼	鹼 寸百斤	五、五二五	三二六	一、四五	一四五	三、七九九	九六
燐	寸百斤	一三、五五六	一一〇	二、九四二	六〇	三、七九九	八三
綿織物(生地)	同	七六、〇三五	一、六九五	三九、五六四	四、五〇二	四六、一四七	五、四八九
同(晒)	同	九八、九二一	一一、二五六	七五、七二六	九、九七七	九四、七七六	一一、四五六
同(其他)	同	二六四、〇三三	一八、二六五	五八、七七三	一〇、〇一〇	六四、八七七	一〇、六三三
絹織物	同	一、五八六	五三、三〇四	二三五、九七三	四六、一九七	一、九三〇、六三三	三三、三〇〇
人絹織物	同	一、〇一四	一、五八六	一、〇六八	一一、二	二六七	三三
綿「ブランケット」	同	一三	一三、〇六七	四九、九七七	一三、六六三	五、五五五	一一、六三三
			八九二	八	五三	二	一八六



品名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
綿「タオル」千打	三九八	二四七	五三六
「メリヤス」製品同	一、七九六	一、八二五	四、四二五
帽子同	三三五	三五四	四六一
鈕釦類千哥	三三、六二二	一、三五〇	三五二
紙類百斤	三三、六二二	五九、二四二	九六
「セメント」類同	八七六、〇七三	七四二、二〇五	六〇六
陶磁器	六六七	五四九	二、三六三
硝子及同製品	三、一六八	二、二一〇	二、一〇六
鐵製	一、九三二	一、九八三	二、一〇六
鐵製品	一、六五三	三、六二六	五、六二四
鐵製「タイヤ」	五、〇五五	三、七二八	四、一八一
洋傘千斤	三、三三三	二、九八〇	一、四四八
刷具	九五	二四	一〇六
「ラムプ」及同部分品	一八一	一七四	一六六
玩具	一、三三六	一七二	一、一三二
木具	一、〇四五	八五〇	九五九
木材	一、〇二一	八七九	一、〇二二

○蘭印から日本への主要輸入品（價額單位千圓）

品名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年	
品目	數量	價額	數量	
豆類	百斤	二二〇	八九、三九二	五三九
採油用原料	同	四四〇、五六九	三、〇七五	五三、八三三
砂糖	同	一、七三六、六六六	九、六五七	二、三三三、一七
生鐵	千立	六〇一、一四六	二六、二五四	八六五、六六四
護謨	百斤	二八一、〇〇五	一四、三六三	二二〇、四三五
實綿及線綿	百斤	二、七三四	五七七	三九、二五九
麻類及其他の植物性纖維	同	九、〇一〇	一〇九	三二、六六七
鐵（屑及故）	同	五七六、八八七	一、五五〇	七九、〇三七
錫	同	九二四	二二七	三五〇
木材	同	二、一五三	二、一五〇	一、〇九七、〇一七
油	同	六二、七五七	一七一	七六
糶	百斤	六二、七五七	一七六、二四七	二、二一〇

一一、英領「ボルネオ」

一、政治經濟事情

英領北「ボルネオ」の統治は、一八八一年以來英領北「ボルネオ」會社の掌握する所であつて其の最高指導機關たる理事會は倫敦に置かれてゐる。總督は理事會に依つて選定せられ、植民大臣の承認を経て任命され、現地に駐屬し直接一切の行政を掌る。

北「ボルネオ」は平野に乏しいが、地味は豊饒であつて、農業に適し、その他林産物及び鑛物資源に富む。然し之等無限の富も自然的諸制約と交通の不便、人口稀薄とに制限せられ、未だ殆んど未開發の状態である。而して國內開發には勞力の輸入を必須條件とする譯であつて、當局は外國人の入國を非常に歓迎し其の土地制度の如きも極めて寛大である。

二、幣制

貨幣單位は「ドル」であり政府鑄造の貨幣には「セント」、半「セント」の銅貨、「二セント」、「五セント」の「ニッケル」貨及「二五セント」の銀貨がある。更に又政府は「ドル」、「五ドル」、「一〇ドル」、「二五ドル」、「二五セント」、「五〇セント」の紙幣をも發行してゐる。



### 三、關稅引上

(一)一九三三年十月十日「オッタワ」協定に基く對英特惠賦與の爲、織物其他多數品目に互り英國品特惠關稅を設定する改正輸入稅率を公布した。其の内本邦輸出品に關係あるもので特惠稅率の設定されたものは、建築材料、織物、同材料、絲及擦絲、一切の着用品(小間物及靴類を含む)、双物、化學製品、陶磁器、機械、各種金屬、香水及香油、罐詰、煉乳、「バター」、菓子、自動車及自動車用「タイヤ」及「チューブ」、自動車以外の車輛等である。

尙右各品の特惠「マーチン」は多く從價二分五厘乃至七分五厘である。

(二)一九三五年七月一日から洋灰、電球、硝子器、布帛製品及び被服類、自轉車部分品の内「フレーム」、「サドル」、「チェーン」、「ハンドルバー」、「リム」の輸入稅を改正した。

(三)更に昭和十一年中に關稅改正を見たものは樂器、燐寸、油類、化粧品、機械である。

### 四、貿易概況

(イ)日本英領「ボルネオ」間の貿易は左の數字の示す如く毎年日本側の非常な入超に終つてゐる。

年 度	日本から「ボルネオ」への輸出		「ボルネオ」から日本への輸入		年 度	日本から「ボルネオ」への輸出		「ボルネオ」から日本への輸入	
	輸出	輸入	輸出	輸入		輸出	輸入	輸出	輸入
昭和五年	九三	四、五〇〇	(一)	四、四〇八	昭和九年	三九九	七、三〇三	(一)	七、〇〇三
昭和六年	五三	三、〇九八	(一)	三、〇八八	昭和十年	五四五	九、八三一	(一)	九、二六六
昭和七年	五二	三、六三二	(一)	三、五七一	昭和十一年	五三六	一五、七二六	(一)	一五、一八〇
昭和八年	一三七	五、七七一	(一)	五、六三四					

### ○日本から英領「ボルネオ」への主要輸出品 (單位千圓)

品 名	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
品 織	三	二六	七九	六九
罐詰食品	二	六	一七	一三
錫	一	一八	三	一三
錫	一	一四	四	九
石 炭	七	三三	四	〇

### ○英領「ボルネオ」から日本への主要輸出品 (單位千圓)

品 名	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
品 織	四、六三四	四、七三三	五、七五〇	九、五二四
錫	七九六	一、三七一	二、五四一	四、三〇五
木 材	三三〇	三三三	二七六	
阿仙藥其他の「タ」				
ニニンエキス				

### 一、二、「イラン」

#### 一、政治經濟事情

「ペルシャ」は一九三五年三月二十一日より正式に其の國名を「イラン」帝國と改めた。「イラン」には政黨は存在せず舉國一黨主義を標榜してゐる。

「イラン」に於ける歳入の内主要なるものは關稅收入、英波石油會社特許權使用料、砂糖及び茶の專賣、土地稅、道路稅である。國內の金融機關は、殆ど總て外國資本の支配下にあり、各産業部門に於ても其の統制權を握るものは外國資本、特に英國資本である。英國は「テヘラン」に公使館を、其他各地に商務官、領事館を置いてゐる。



## 二、幣 制

「イラン」は金本位制を採用して居り、其の單位は「リアル」であり、一〇〇「リアル」を「パーラヴィ」と言ひ、一「リアル」は又一〇〇「ディナール」に相當する。一「パーラヴィ」は純分九百の金八五・一三六、即ち百十二「グリーン」九九三の金と定められてゐる。然し現在に於ては、金本位は事實上停止され、一九三二年三月の法律に依り經濟界の常態に復する迄は、兌換出來ないこととなつてゐる。實際上流通してゐる貨幣の單位も「リアル」と云ひ、「クラン」と等價である。「クラン」は現在では廢棄されてゐるが、未だ流通してゐる状態である。

## 三、貿易制度

## (イ) 通商獨占法

(一) 「イラン」政府は一九三〇年三月二十二日附で 外國爲替管理法を發布し、更に一九三一年二月二十五日附で通商獨占法を發布したのであるが、一九三二年二月十四日外國爲替管理法を廢止し、次で同年七月十日右の法律を修補して新通商獨占法を公布した。同法に依ると、政府は個人又は商會社に輸出及輸入を特許して、之に従事せしめるのであるが、原則として、外國産品の輸入には「イラン」産品の輸出を「リンク」させることを絶対條件とし、輸入しやうとする者は、「イラン」産品を輸出する際に税關の發給する輸出證明書(有効期間六ヶ月、轉賣を許す)と共に輸入する商品の名稱、價格、數量、原産國等を明記した請願書を提出して輸入許可證を受けることを必要とし、又毎年政府は個人又は商會社に輸入を特許する商品の名稱及許可數量を記載した割當表を公表し、其の表に記載されない商品の輸入は絶対に之を許さない。同表に記載する商品は原則として國産品を以て充足し得ないものに限る旨を規定した。然し「イラン」の商品輸出者は輸出證明書を受領し、それに依り外國品を輸入することが出来るので、右の證明書は有價證券となり市場で賣買せられることとなつたが、種々の原因に因つて證明書の價格の高低を招來し、制度運用上危険を生ずるやうになつた爲

此の缺陷を除き政府の企圖する本來の目的である貿易均衡を達する爲に、一九三四年七月二十五日法律を以て輸出證明書の購入及賣却を政府の獨占とした。一九三五年八月七日以降の右輸出證明書の政府買上價格は輸出品價格の一割であり又其の賣却價格は輸入品價格の一割五分である。同輸出證明書の制度は、實質上一方輸出者に對しては奨励金の交付であつて、又他方輸入者に對しては輸入税の増徴に等しいものである。

尙前記新通商獨占法は爲替管理に關する規定を含み、輸出者は其の輸出から得た外貨を必ず中央銀行に公定價格で賣渡さねばならない旨の義務を負ふことになつて居たが、一九三三年六月此の義務を免除し外國爲替は自由に賣買することが出来るものと變更した。然るに一九三六年三月となつて「イラン」政府は外國貨幣取引管理法を公布して爲替管理を復活し、同時に又四月二十一日以降當國に輸入せられる商品には生産國當局發行の原產地證明の添附を必要とする旨を決定したのである。

(二) 輸出入獨占會社 「イラン」政府は、貿易均衡並に財源捻出の爲に、一九三四年十一月株式會社を創設し輸入品の大宗である綿布に對して獨占料を徴することとした。尤も同年九月十七日には繭の輸出及絹布輸入獨占會社である絹布會社が創立せられてゐた。更に左の商品の輸出入をも或は政府の獨占事業とし、或は半官會社を創立して之に獨占權を與へることになつた。

輸出品 「アサフエチダ」、米、羊毛及皮革、棉花、「サフラン」、絨毯、麻、魚、「トラガカント・ゴム」等。  
輸入商品 砂糖、燐寸、絹布、綿布、自動車及同部分品等。

(ロ) 外貨取引管理法 「イラン」政府は一九三〇年三月二十二日の外國爲替管理法外國貨幣取引に關する補足法廢止に關する法律第一條で、政府は對外爲替相場に關して必要と認められた場合には、更に新な法律を議會に提出する旨規定したのであるが、一九三六年初に對外爲替相場は亂脈昂騰を招來し、對佛百三十三「リアル」、對英百「リアル」を唱へるやうになつた



ので一九三六年三月一日左記要旨の外貨取引管理法を制定することゝなつた。

- (一) 外國貨幣の賣買、其他の取引及國外搬出は同法又は閣議決定の規則に依る外之を禁止す。
  - (二) 大藏省に貨幣委員會を組織し、輸入の爲の外貨購入其他の取引又は移轉は、右委員會の許可書に依りてのみ行ふことを得。委員會は國內取引の外貨「バランス」を失はざる限度に於て、許可書を發給することを得。委員會は何國たるを問はず其の國に賣却せられる「イラン」産品の總額を超過する國からの輸入の爲の外貨購入の要求を拒絶することを得。
  - (三) 外貨に關する一切の「オペレーション」は、政府の認可すべき銀行に於てのみ之を行ふ。
  - (四) 外貨の賣買相場は内閣の認可を要す。
  - (五) 輸出又は其他に依り獲得せる外貨は、之を認可銀行に賣却することを要す。
- 尙本法に依り對英磅爲替相場を三月一日から買八〇「リアル」、賣八〇・五「リアル」に公定し、之に依つて他の外國貨幣相場を算定することゝした。

本法の目的を一層效果的たらしめる爲輸入業者は外國へ商品買付の注文を發する事前に、商務總局より注文許可を取付けることを要し、其有効期間たる三ヶ月内に商品の買付及「イラン」國への着荷が完了するを要する旨の規定を、一九三六年八月二十日附で公布した。

(ハ) 關稅改正 「イラン」國政府は一九二九年五月四日附法律に基いて諸外國との間に締結された關稅條約が一九三六年五月十日を以て期限が満了するので、之を機會として關稅法並に關稅定率法改正を斷行することゝし、五月二十二日以降新法を實施した。新關稅法に於ては舊稅率表の複稅制を廢止し單一從量稅主義に改め、稅額は銀「リアル」建に改められた。尙稅率表に記載されて居ない商品に對しては從價一割五分を課徵される。本邦關係商品の稅率は次の如くである(單位 珎に付銀「リアル」)。

但し綿布、絹布は獨占品、綿絲、人絹類は輸入禁止品である。無色毛糸(九)、普通毛織物一米平方五百珎以上のもの(四二)、同五百瓦以下のもの(四九)、同三百瓦以下のもの(六三)、綿毛交織物七割乃至九割、「セルロイド」製玩具其他(七〇)、陶磁器製電氣用品(四・五)、同食器類(一)、着色硝子(二)、時計用硝子(二〇)、板硝子厚さ五厘迄のもの(〇・四)、同五厘以上のもの(一)、其他各種品目に依り最高一五、最低〇・五、電球(一〇)、自動車(一)、子供用自轉車(八)、「セメント」(百珎に付二・六)、麥酒(容器を含み二・四)。

#### 四、貿易概況

(イ) 「イラン」國政府統計に據ると同國の對外國貿易並に日本との貿易狀況は次の通りである。(單位千「リアル」)

經濟年度	總輸入	日本からの輸入	總輸出	日本への輸出
自一九三二年六月廿二日 至一九三三年六月廿一日	六六九、三〇〇	二四、八七六	一、七三五、九七三	五、九七〇
自一九三三年六月廿二日 至一九三四年六月廿一日	六五七、三七八	五三、二九四	一、六七五、〇五五	四、六五九
自一九三四年六月廿二日 至一九三五年六月廿一日	八三三、六四四	五四、八二五	一、九三一、二七一	九、〇四二

右の様に「イラン」國の對外國貿易は常に出超を續けて居るが、主要品目別一九三四—三五年度の貿易は左の通りである。

△輸入 (括弧内は金額、單位千「リアル」)

綿布(一三三、七三五)、各種車輛及同部分品(八四、九六四)、砂糖(五二、〇六九)、茶(四七、二四三)、機械類及同部分品(四六、一三七)、鑛油、石油、「ベンゼン」(二二、四〇〇)、洋灰(一七、九五一)、鐵、鋼、棒、板等(一一、九一八)、毛織物(一〇、〇〇五)等。

△輸出 (括弧内は金額、單位千「リアル」)

鑛油(一、三九六、七七六)、羊毛絨氈(一一五、二七三)、棉花(九五、〇五五)、生及乾果(六五、七五五)、羊毛(二九、四



一六)、未加工の仔羊皮(二八、二六九)、「トラガガントゴム」(二五、〇四八)、米(二三、九五〇)、獸腸(二三、七六一)、鮮、凍、鹽、燻製魚(一三四二二)、阿片(一二、一一六)、羊及山羊生皮(毛皮用)(一一、〇〇四)。(口)日本「イラン」間の貿易状況を見るに、日本から「イラン」への輸出額は昭和十年九百五十九萬一千圓、昭和十一年四百六十六萬四千圓、「イラン」からの輸入額は昭和十年七十二萬九千圓、昭和十一年百五十七萬九千圓である。即ち昭和十一年は前年に比し輸出に於ては四百九十二萬七千圓を減じ輸入に於ては八十五萬圓を増加した。

○日本から「イラン」への昭和十年度主要輸出品(金額一萬圓以上のもの)

品名	數量單位	數	價額(千円)
緑茶	百斤	三二	二四
紅茶	同	八四	五七
炭化石灰	同	一、三五九	二
綿織	同	三七	三
毛織	同	四六	二四
生地綿布	千方碼	六	二
晒綿布	同	一三、九三	一、九七三
調度用陶磁器(食器)	同	二四七、四〇	一一〇
其他の綿布	千方碼	二六、八九	五、九五〇
毛織物(綿入を含む)	同	一九一	二五八
革	百斤	一〇一	一四
「フェルト」製帽子	打	一、三二四	一四
運動用靴(其他)	同	一、七九〇	二〇
紐	同	一、八	三
品名	數量單位	數	價額(千円)
「セルロイド」類	哥	四、四四	三
自動車部分及附屬品	百斤	二五	二
硝子「コップ」	打	三六、〇五	九六
硝子食器	同	三、六三五	三
鏡	千箇	三九	三
鐵製品	百斤	三三	三
「ニッケル」鍍製品	同	一一〇	三
蓄音器(部分品を含む)	同	一	三
自轉車及車體	輛	八八〇	二
「ブラッシュ」(商用)	哥	一、六九七	三
其他の「ランプ」同部分品及附屬品	同	一	三
其他の玩具	同	一	一〇

○「イラン」から本邦への昭和十年度主要輸入品(金額一萬圓以上のもの)

品名	數量	價額(千円)	品名	數量	價額(千円)
護謨及同樹脂	二、六六〇	三五	綿	七、〇一一	三九一
			屑及故鐵	四、〇一五	一〇一

一三、「イラク」

一、政治經濟事情

舊「トルコ」帝國の一州であつた「メソポタミヤ」、即ち「イラク」は世界大戰の結果、英國の支配下に立ち一九二〇年四月同國の委任統治地となつた。一九二七年十二月、英國との間に條約が締結され、正式に獨立國と認められ、次で、一九三二年十月には國際聯盟に加入し、「イラク」の國際的地位は一段と高められた。

一九三三年以來頻々として内閣が更迭し、政情の不安を來したが、一九三五年三月「ヤシン・パシア」將軍を首班とする舉國一致内閣の出現を見た。

古來「メソポタミア」地方は石油資源の豊富を以て知られ英國を主とし米、佛、蘭等各國の資本が早くより侵入し、夫に附隨する鐵道其他の企業に對する外資の投下は巨額に上つてゐる。一九三五年一月二十一日「キルクク」より地中海沿岸に至る送油管が開通された。之は「シリア」を経て「トリポリ」に達するものと「パレスタイン」を経て「ハイファ」に至るものとに岐れ、一ヶ年の送油量は實に四百萬噸と見積られ、「イラク」石油の歐洲市場への積極的進出が約束されるに至つた。

二、幣制

「イラク」國に於ては、一九三一年四月、貨幣法が發布せられ紙幣の發行を見ることとなつた。本法は同年七月一日發效すべきところ延期され、翌三二年四月一日から完全に實施され現在に至つた。其の貨幣單位は「イラク・ディナール」で、英貨一



「ポンド」の價值と等しい。而して「イラク・ディナール」は一、〇〇〇「ファイル」及び五「リヤル」又は二〇「ディナール」に相當する。

通貨は銀貨五〇「ファイル」、二〇「ファイル」の二種、「ニッケル」貨一〇「ファイル」、四「ファイル」の二種、青銅貨二「ファイル」、一「ファイル」の二種が流通してゐる。更に紙幣としては四分の一「ディナール」、二分の一「ディナール」、一「ディナール」、五「ディナール」、一〇「ディナール」、一〇〇「ディナール」の六種が發行されてゐる。尙一九三三年六月から二〇〇「ファイル」の銀貨が發行されるに至つた。而して「イラク」の通貨は倫敦の「イラク」貨幣局に依り統制されてゐる。

### 三、貿易制度

「イラク」國が一九三二年獨立して以來、過般の世界的經濟恐慌に際して蒙つた影響は他の諸國に比へ洵に輕微なものであり、從て同國は幾多諸外國の如く通貨流出制限、輸入制限、支拂協定、その他これに類似の措置を執る必要に迫られず、延いて同國關稅率も亦一九三三年以降實質的に殆ど改正を見なかつた次第であるが、偶々本邦に對する通商關係に於て、左表の如く

#### ○「イラク」國向本邦品輸入額

年 度	價額(千「ディナール」)	對總輸入額(%)	年 度	價額(千「ディナール」)	對總輸入額(%)
一九三〇—三一年	九	一・八三	一九三三—三四年	七〇・六	一一・七三
一九三一—三二年	二一〇	四・七	一九三四—三五年	一、一三四	二〇・〇五
一九三二—三三年	四三・五	六・八一			

本邦品の同國進出が逐年顯著となり、特に織物に於て著しく、(一九三三—三四年には同國輸入織物の七五%)其他にも電氣及衛生器具、硝子器、「セメント」、顔料、「メリヤス」及下著、「カシマス」、護謨靴等多種商品の輸入があつたが、之に反し、本邦が同國から購入した物資の僅少な事實(一九三三—三四年には六、三七七「ディナール」)に徴し同國にとり極めて不利な片貿易調整の見地から、本邦の一九三五年三月二十七日聯盟脫退完了と共に、本邦品が同國に於ける各聯盟國品に對して同國加盟の一九三二年以降十年間一律に許與してゐる最惠國待遇に均霑し得ないこととなるのを楔機とし、同國朝野に於て將來本邦品に對して禁止的高率關稅を賦課し其の輸入阻止を企てやうとする氣運が一九三四年頃から頗る濃厚となつて來たのである。

仍て我方では一九三四年四月以來、在英大使及同地「イラク」國公使との間に開始せられて居る通商條約締結交渉を至急進捗せしめ、同國の對邦品輸入制限措置を未然に阻止し度い意嚮で、一九三五年三月二十五日代表者を首都「バグダッド」に特派し同國要路者と直接商議を行はしめ鋭意折衝を重ねたが、種々の障礙があつた爲め遂に妥結に到達することが出来なかつた。其の間、同國政府は一九三五年八月、現行關稅法規に修正を加へ、同國の一般利益の爲め必要に應じ一國又は數ヶ國間の輸入を制限することの出来る權能を獲得した。右の權能に基いて、同國政府が一九三六年五月二十七日附の勅令を以て明年三月三十一日に至る迄左記の日本産品は石油及石油製品以外の「イラク」産品を一九三七年三月三十一日迄は輸入邦品價格の一割五分、一九三八年三月三十一日迄の一ヶ年間は二割五分の割合で日本に向け輸出したことを證明しなければ輸入することが出来ないことと規定した。

(イ)一九三三年關稅定率法第十一號輸入品稅率表稅番一九〇(綿製天鵞絨、「サチン」及「ブラッシュ」)及第一九六(生無地晒、絲染、捺染及色染綿織物)(ロ)同稅番第一七〇(A)(七)(「ツル」織、「レース」、刺繡、「リボン」、飾付附屬、「カーベット」及「ラグ」)を除く純絹織物及三三%三分の一以上の絹絲、絹毛絲又は絹層絲を含む交織物)及同品種で五%乃至三三%三分の一の絹絲、絹毛絲又は絹層絲を含む交織物(ハ)同稅番第一七三(A)(七)(「ツル」織、「レース」、刺繡、「リボン」、飾付附屬「カーベット」及「ラグ」)を除き天鵞絨、「ブラッシュ」及「サチン」を含む純人絹織物及三三%三分の一以上の人絹絲、人絹毛絲又は人造纖維を含む交織物)及同品種で五%乃至三三%三分の一の人絹絲、人絹毛絲又は人絹層絲を含む交織物。



之に對し本邦側は、日本綿絲布歐亞近東輸出組合並に日本絹人絹絲輸出組合聯合會の兩團體は、一九三六年十二月一日以降組合員の同國輸出に際して特別統制手数料を徴收し、同國産品購入に對する求償資金を捻出することとした。

四、貿易概況

(イ)日本「イラク」國間の貿易狀況は左の通りである。

○日本「イラク」國間の輸出入額 (單位千圓)

年 度	日本から「イラク」への輸出	「イラク」から「フランス」への輸入
昭和九年	一七、一六四	(十) 一七、一三六
昭和十年	三三、〇七三	(十一) 二〇、八二六
昭和十一年	一九、〇一八	(十二) 一六、一三三

○日本から「イラク」國への主要輸出品 (單位千圓)

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
綿織物(生地)	三、五〇〇	三、五六〇	二、七三三
綿織物(晒)	二、一七五	三、二三四	一、八四五
綿織物(其他)	七、二五三	六、八二四	五、八八〇
陶磁器(食器)	一、六四	二、五〇	二、七〇
硝子「コップ」	三三	一四一	一四一

○「イラク」國から日本への主要輸出品 (單位千圓)

品 名	昭和九年	昭和十年
原油及重油	一、三三六	一、三三六

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
鏡	二	二	三
珐瑯鐵器(食器)	三三	三三	六三
玩具(陶磁器製)	二〇	三三	四三
「セメント」	三	三	二
綿「タオル」	八	一五	一五
手巾	六	一〇	一〇
糸、縋、繩類	二五	二六	三六

(ロ)「イラク」國の對外國別貿易額は左の通りである。(單位「ディナール」)

國 名	一九三三年		一九三四年		一九三五年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
英國	二、七九	九五七	二、〇三	九〇	一、五三三	一、五〇四
米國	三、三五	二五一	四、三五	三六一	三六一	三三七
印度	七、七	二九九	五、三六	二九二	四〇〇	四〇六
佛國	八	七六	二、六一	六九	一〇九	六四六
「イラン」	四、八	一六一	四、四一	二〇八	五、二	三〇三
「シリア」	一、七	一四三	一、四三	二六二	一、五六	四、五
白耳義	三、七	三〇	三、〇〇	五	三、三五	一、四二
日本	四、三五	—	七、〇六	六	一、三三四	七
和蘭	一、四二	六	一、七〇	九	一、三三	二四
「チエッコスロヴァキア」	一、三	—	四、四	—	五	—
獨逸	二、三五	三元	一、五五	一〇	三、二	一、五八

一四、「パレスタイン」 (英國委任統治地)

一、幣 制

「パレスタイン」は一九二七年以降「ポンド・スターリング」と等價の「パレスタイン・ポンド」を標準通貨とした。之は千「ミル」に分たれる。紙幣には二分の一、一、五、一〇、五〇、一〇〇「パレスタイン・ポンド」紙幣があり、法律上無制限に通用を認められてゐる。銀貨は一〇〇「ミル」、五〇「ミル」の二種であり、其の他に二〇「ミル」、一〇「ミル」、五「ミル」の白銅貨及二「ミル」、一「ミル」の銅貨が流通してゐる。現在は金貨は發行されてゐない。



### 二、貿易制度

關稅引上 從來屢々本邦品の防遏を目的とする輸入税の引上が行はれたが、一九三六年中に關稅改正されたもので本邦に關係あるものは「アルミニウム」器、綿布、絹布、「クレープ」、衣服及裝具、靴下、電氣用具等である。

### 三、日本品の差別的課稅問題

數年來本邦品の輸入が激増し「パレスタイン」の關係各方面の注意を喚起し、關稅引上又は輸入制限の方法に依つて本邦品の輸入防遏を企圖しやうとする機運が濃厚となり、日本の國際聯盟脱退を機とし、委任統治地域に於ける日本品の均等待遇を停止すべしとの議論も行はれたが、現行日英通商條約が「パレスタイン」に適用されて居る限り同國政府は斯様な措置を執り得ない次第である。

### 四、貿易概況

(イ)「パレスタイン」の對外貿易狀況は左の通りである。

#### ○主要國別輸入額 (單位千圓)

國名	一九三四年	一九三五年	一九三六年
英國	三,〇一〇	三,二二二	二,七七六
獨逸	一,六七〇	二,一九七	二,〇五〇
「シリヤ」	一,〇六六	一,三三〇	一,四一〇
國名	一九三四年	一九三五年	一九三六年
羅馬尼亞	九七	一,〇二八	一,〇六六
米國	一,二二〇	一,四九二	一,〇〇八

#### ○主要國別輸出額 (單位千圓)

國名	一九三四年	一九三五年	一九三六年
英國	一,七五〇	二,五五四	一,九七一
「シリヤ」	二二六	三〇三	三二〇
獨逸	一八五	一八五	一九九
國名 <th>一九三四年</th> <th>一九三五年</th> <th>一九三六年</th>	一九三四年	一九三五年	一九三六年
波蘭	二六	一三三	一三六
獨逸	六六四	三五二	一三二

(ロ)日本「パレスタイン」間の貿易推移は左の通りである。

#### ○日本「パレスタイン」間貿易額 (單位千圓)

年 度	日本からの輸出	日本への輸入	「バランス」
昭和九年	六,四二一	一	(+) 六,四二〇
昭和十年	八,三九九	三	(+) 八,三九六
年 度	日本からの輸出	日本への輸入	「バランス」
昭和十一年	五,三七六	三三	(+) 五,二四五

#### ○日本から「パレスタイン」への主要輸出品 (價額單位千圓)

品名	數量單位	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
綿織物(生地)	千方碼	九九五	一九七	三,三六四	五七七	一,四二五	二四四
同 (晒)	同	二,一六四	三五八	四,六二二	八三二	二,八四四	五〇二
綿織物(其他)	同	六,八二五	一,七二七	七,七一九	一,七〇七	八,七三〇	一,六六八
人絹織物	同	—	七五五	二,七八九	七九五	—	—
綿「メリヤス」「シャツ」	千打	三	一〇〇	一〇八	四五六	—	—
陶磁器	千斤	—	一三九	—	二〇八	—	—
鐵	千斤	八	三三二	一四	二四三	—	—

日本への輸入品には特記すべきものは無いが、「パレスタイン」の主要輸出品には柑橘類(全輸出額の八割以上を占む)、「オリーブ」油等がある。

### 一五、「シリア」(佛國委任統治地)

### 一、幣制



一九二〇年五月一日以來「シリア」の通貨は「シリア」銀行券である。此の銀行券は、「シリア」銀行の發行に係り佛國大藏省の管理を受ける。貨幣單位は「シリア・ポンド」であり、之は一〇〇「ピアスター」(一「ピアスター」は二〇「サンチーム」に當る)に分たれ、五〇「ピアスター」銀貨は純銀一〇四「グレーン」九四を含む。「シリア・ポンド」は巴里に於て「シリア・ポンド」對二〇「フラン」の一定率を以て「フラン」と交換出来る。尙「シリア」の或地方では今日も未だ土耳其の戦前の「メジディエー」貨が流通してゐる。「シリア」に於ける通貨は右の如く佛國貨幣に密接に「リンク」してゐる關係上、一九三六年十月の佛「フラン」切下の結果、十月二十二日「シリア」高級委員府に於ては善後措置として金貨及金塊の再輸出並に「トランジット」禁止令を出し即日之を實施した。

## 二、貿易制度

**關稅改正** 一九三四年十一月十六日綿糸、綿布、絹布及人絹布、その他加工品に對し一旦關稅引上が實施されたが、一九三五年七月十三日に至り、之等商品(加工品を除く)に對し關稅引下を見た。

尙一九三六年十月の佛「フラン」切下に對應し、同年十月二十七日以降同地域輸入關稅の中從量稅に對し一律に一五%の引上が行はれた。

## 三、日本「シリア」間の通商に關する日佛協定

「シリア」に於ては國際聯盟加入國及「シリア」と特別協定有る國の商品に對しては、最低稅率(最惠國待遇)を、其他の諸國品に對しては最高稅率(最低稅率の約二倍)を適用することになつて居るが、佛國政府は一九三五年三月二十七日日本邦の聯盟脫退完了を契機とし本邦が「シリア」物産を買付け、「シリア」に不利なる片貿易を調整しないならば、本邦品に最高稅率を賦課する意嚮を示したので、我方は佛國側の要望を入れ、出來得る限り日本「シリア」間の片貿易を緩和する爲「シリア」物産の購入方に就き佛國側と商議の結果、一九三六年七月二十九日、日佛兩國政府間に公文を交換し、協定成立し八月一日より實

施せられることとなつたが、其の骨子とする所は左の通りである。

(イ)日本綿糸布歐阿近東輸出組合及日本絹人絹糸輸出組合聯合會は「シリア」向綿糸布及絹、人絹統制の爲め輸出許可書を發給し、之に對し從價三分の手數料を徵收した上、其の全額を以て「シリア」商品買付獎勵資金を設け、右の獎勵資金を「シリア」商品輸入者に對する補償金に充當する。

(ロ)佛國政府は本協定の完全な運用の爲、「シリア」向日本商品に對し最惠國待遇を許與する。

(ハ)本協定は有効期間を一ケ年とし、各期間満了の六ヶ月前に廢棄通告のないときは暗黙裡に一ケ年宛延長せられる。

尙我方に於ては、「シリア」商品の買付を容易ならしめる爲「シリア」商品に對し一方的に最惠國待遇を許與することとした。

## 四、貿易概況

(イ)「シリア」の對外貿易狀況は次の通りである。

### ○「シリア」の對外貿易額 (單位千「シリア」磅)

年 度	輸 出	輸 入	「バランス」
一九三三年	一七、三三三	四五、一七六	(一) 二七、七九三
一九三四年	一五、五六四	三六、八三三	(一) 二一、二六八
年 度	輸 出	輸 入	「バランス」
一九三五年	二一、七九四	三九、三六四	(一) 一七、六〇〇

### ○主要國別輸出入額 (單位千「シリア」磅)

國 名	輸 出		輸 入	
	一九三三年	一九三四年	一九三三年	一九三四年
佛 國	一、七〇二	一、七六六	七、六三五	五、一三三
獨 逸	二九五	三六七	二、三三九	二、〇〇一
白 國	一九	九三	二、〇三三	一、四〇八
米 國	四、七九六	一、一九九	二、二六四	二、四三六

國 名	輸 出		輸 入	
	一九三三年	一九三四年	一九三三年	一九三四年
英 國	一、五六七	六四七	四、六五五	五、二七八
伊 國	四八七	四八四	二、七四三	二、〇五六
日 本	—	二	三、一九六	三、八七〇
「イラン」	一八六	四八四	五、八七三	一、二六九



第二編 諸外國の部

一二八

國名	輸 出		輸 入	
	一九三三年	一九三四年	一九三三年	一九三四年
羅馬尼	三六	四九	一、〇〇九	一、六三三
土 國	六八	六五六	三、五五二	三、一八九

(註) 前掲輸出額中には再輸出及通過貿易額を、又輸入額中には通過貿易額を含む。

(口) 日本「シリア」間の貿易状況は左の通りである。(單位千圓)

年 度	日本から「シリア」からの輸出		「シリア」から「バランス」	
	一九三三年	一九三四年	一九三三年	一九三四年
昭和九年	二、六九九	六	(十) 二、六三二	
昭和十年	二、五九九	三	(十) 二、五九六	
昭和十一年				三

第二章 歐 羅 巴

一、英 國

一、政治經濟事情

世界不況の影響に對し金本位離脱を以て對處した英國は一九三二年秋より早くも立直り初め、爾來健全財政、低爲替、低金利政策の實行、英帝國「ブロック」の結成、保護關稅の設定並に内政の安定とに依り緩慢ではあるが、確實な景氣上昇の途を辿つた。一九三五年十一月の總選舉には保守黨が大勝を得て政權は極めて圓滑に授受せられ保守黨々首「ポールドウィン」氏が首相となつたが、實質上は、前聯立内閣と殆ど異なる所なく、同一の景氣振興政策が採られ、失業者は愈々減少して遂に二百萬以下になつた。一九三六年一月には「ジョージ」五世陛下が崩御遊され、景氣も一時下向するかに見えたが、之は間もなく一年後の戴冠式氣構に依り明朗化した。他方獨逸の再軍備、「ロカルノ」體制の崩壞、伊「エ」紛争、西班牙内亂等の爲政府は斷然老大な軍備擴張に乗り出し、更に、本年に入て十五億磅の國防費を投出すこととし、此の方面からも景氣は大に促進せられ、一九三七年となつてからは「ブーム」警戒の必要が論議せられるに至つた。

二、幣 制

英國は一八一六年五月世界各國に先じて金本位制を確立し、單位を一磅とし、其の金純分を七・三二二三八二「グラム」と定め爾來大體に於て大戰前迄其の制度を繼續して來た。歐洲戰爭勃發するや、一九一四年八月四日、金銀貨及地金を條件付戰時禁制品としたが、兌換は停止しなかつた。後、一九一九年四月一日に金輸出を禁止したが、一九二五年四月二十八日には多大の犠牲を覺悟して舊平價を以て金輸出禁止を解き、金塊本位制をとり、世界金融の中心地たるの權威を維持しようと



した。然し一九二九年秋初まつた世界不況の結果、英國産業も萎縮したのみならず、諸外國より投資された短期資金を以て中歐其の他諸國へ長期貸付を行つてゐた處、中歐諸國の金融恐慌に依り、此等の短期資金の引上げを蒙り、遂に一九三一年九月二十日金本位を停止した。之が爲、磅爲替は約四割の低落を來したが、間もなく大體に於て對佛七五・三二法乃至七四・二五法に安定し、一九三二年七月よりは爲替平衡資金を設定し、磅相場に安定に努力した。昨一九三六年九月、佛國が平價切下を行ふや米、佛兩國と共に爲替協定を結び、更に十月には英米佛三國間に金協定を締結し、各國通貨の混亂を極力防止せんとしてゐる。

### 三、貿易制度

(イ)關稅引上 從來自由貿易主義に據り、原則として輸入品に對し關稅を賦課しなかつたが、一九三一年下半年に至り、保護關稅設定の機運濃厚となり、之が爲見越輸入の激増を見るや、同年十一月過當輸入防止法を公布して暫行的に或る種品目に對し從價五割の輸入稅を徵し、更に翌一九三二年三月恒久的保護關稅を設定し、英領各地以外の諸外國品に對し、一律從價一割の關稅を徵すると共に、輸入稅諮問委員會に對し、國內産業保護の要あるときは隨時命令を以て適當と認むる附加稅(前記基本稅一割の外に)を徵し得る權限を賦與した。

續いて同年四月前記過當輸入防止法を廢止し、同法に依り課稅せられた品目及其他完成輸入品の大部分に對し從價一割乃至二割三分三十分の一の附加稅を増徴した。尙其の後輸入稅諮問委員會の意見に基き關稅を引上げたものが少くない。右に依り一九三二年以來一九三五年末迄に關稅を増徴せられたものゝ中で本邦品に關係あるものに、電球、綿製品、護謨靴、玩具、絹織物、帽子及帽體、硝子製品、絹人絹及同製品、義齒、鉛筆、花卉用球根(百合根を含む)、帶及刷子及同部  
分品、「カーペット」、「マット」類、靴紐、「コルセット」用紐及類品の紐、編みたる管狀眞田紐又は丸紐、眼鏡縁、玉及部分品、乳白色硝子壺、銅又は銅合金の管、大豆、大豆油、豆糟及豆粉、麥酒、茶、綿製天鵞絨織物、「タイトル」、湯「タンポ」がある。

ある。

尙英國製造業者側から強硬に關稅引上を迫つた爲本邦側で輸出統制を行つてゐるものに電球、莫大小及「セルロイド」生地があり、英國に於ける關稅増徴機運濃厚なる爲彼我當業者に對策考究中なるものに「セルロイド」玩具、「セロファン」、黃血鹽類等がある。

(ロ)輸入制限 一九三二年夏の「オッタワ」協定に基き「ハム」、「ベーコン」等の食料品に付割當制度を實施してゐるが、本邦にとつては利害關係が少い。鶏卵に關しては一九三四年三月十五日乃至九月十四日迄の六ヶ月間の輸入量を一九三三年度の同期間の輸入量に制限することゝし、爾來各國別數量割當を決定してゐるが、一九三五年七月乃至九月は各國よりの輸入僅少となつた理由を以て一時輸入制限を撤廢した。

魚類に關しては一九三三年水産業令に依り一九三〇年乃至三二年の平均輸入量の九割を基礎として、英帝國以外の諸國よりの輸入割當を定め同年八月二十一日より實施したが、右に據り算出せられた本邦割當量は二二六「ハンドレッド、ウ・イト」である。

### 四、英帝國經濟「ブロック」

英國は世界不況を克服する一手段として、帝國內の經濟關係緊密化を圖らんとし、一九三二年七月―八月「オッタワ」に英帝國經濟會議を開催し、英帝國各地間に特惠待遇を附與することを決定した。其の結果、英帝國各地に於て英帝國品に付ては、關稅を引下げ、他方外國品に對しては、關稅を引上げたものが多い。爾來英國は英帝國經濟「ブロック」強化を其の政策の根幹として努力を續け一九三五年一月十日には英領印度との間に「オッタワ」協定を補足する英印協定を締結し、印度政府をして一定英國品に對する特惠を確認せしめた。「オッタワ」協定の有効期間は五ヶ年であるから本年改訂せられねばならぬのであるが、英國皇帝「ジョージ」六世戴冠式後倫敦に於て、五月十四日より六月十五日迄開催せられた英帝國會議は、此



の點に關し何等結論を得るに至らなかつた。

### 五、對外通商政策

英國は前記の如く保護關稅の設定及英帝國經濟「ブロック」の強化を圖ると共に、貿易振興を目的として、外に對しては、互惠主義に基く協定を採用し、先づ從來より關係の深かつた諸威、瑞典、丁抹、芬蘭、「ラトヴィア」、「エストニア」、「リスマニア」、亞爾然丁等と互惠協定を締結し、之等の國を包含する所謂「スターリング・ブロック」を形成し、又蘇聯邦とは輸出入「バランス」の比率を協定する通商協定を結び、獨逸、羅馬尼、伯刺西爾、伊太利、西班牙等の諸國とは支拂協定を締結して爲替上の障礙に依る貿易の不振を矯正し、其の他土耳其、「ウルグアイ」との間には通商及支拂協定を、又波蘭、玖馬とは通商協定を結び、尙其他諸國とも漸次協定を結ぶべく商議中である。

### 六、日英會商決裂及英領植民地に於ける輸入割當

一九三四年二月十四日より倫敦に於て日英當業者會商が開催せられ、兩國綿製品及人絹製品の販賣競争緩和方に付て協議したが、英國側は全世界の市場に付協定せんことを主張し、我方に於ては第三國及英國自治領に於ける市場問題は本商議の範圍外と爲すべきことを主張し、終に妥結に至らずに止み、其の後彼我政府間に協議が行はれたが、意見の一致を見るに至らず、同年五月七日英國商相は、議會に於て、英領各植民地に對し綿布及人絹織物に付一九二七—一九三一年輸入量を基準として割當制度を採用すべきことを提議した旨を聲明し、各植民地政府は其後相前後して右割當制を採用した。

然るに右割當制は、一九三四年度下半期に實施せられたこと、實施前の見越輸出激増したこと等の事情より、同年度に於ては、我方の輸出に對する影響は少かつたが、一九三五年、關係植民地向本邦綿布輸出額總量は約六千四十萬平方碼に減退し（一九三三年に比し約一億七千萬碼餘の激減）、又一九三六年に於ける同方面に對する本邦綿布輸出總量は、約六千五百萬平方碼であつた。割當制實施の直接目的である英國綿布の輸出増加に關しては、日本品「ストック」の減少と共に漸次其效果

を現し、一九三五年及一九三六年相當の成功を収めたのは周知の通りであるが、最近では英國綿布の増勢も著しく鈍つて來たやうである。尙元來本制度は、土民の福祉を無視して強行せられたものであつて、英國貿易全體の上に結局は悪影響を齎すべく、割當制改訂論も弗々起らうとしつゝあるやに認められる。

### ○日英綿布の輸出量比較（單位千平方碼）

主要割當施行地域	一九三三年		一九三四年		一九三五年		一九三六年	
	英國	日本	英國	日本	英國	日本	英國	日本
英領西阿	101,300	101,855	67,999	7,018	164,367	7,558	19,803	6,440
英領馬來	26,026	96,375	28,469	90,990	29,575	47,358	34,189	49,346
英領西印度	19,293	—	33,344	5,066	34,937	145	30,529	141
錫蘭	96,966	80,000	11,336	4,087	29,008	5,303	31,909	9,151
計	157,585	386,230	133,808	147,173	257,907	60,364	295,430	65,078
綿布輸出總量	210,311	210,025	1,935,502	2,577,364	1,948,431	2,725,109	1,926,753	3,009,884

### ○一九三六年（自一月至十二月）英領各地に於ける本邦綿布及人絹布輸入割當量

△亞細亞方面	單位	綿布	人絹布
英領馬來	碼	27,909,016	6,759,407
錫蘭	同	11,621,574	1,147,011
※「フィジー」	磅	11,000	—
※「ソロモン島」	同	650	—
※「ギルバート」	同	800	—
※「エリス」島	同	800	—
△地中海	碼	25,000	—
※「マルタ」	碼	25,000	—







○主要國別輸出額(單位千磅)

國別	一九三四年	一九三五年	一九三六年
南阿	三〇,二九	三三,六〇一	三七,五九九
英領印度	三六,六七五	三七,八四九	三四,一三三
米國	一七,五七一	三三,八九四	二七,六三九
國別	一九三四年	一九三五年	一九三六年
「カナダ」	一九,七三六	二二,三八三	二二,三五六
愛蘭	一九,五三五	二〇,二四〇	二一,〇三五

(口)日本英國間貿易の推移は左の通りで昭和八年以來貿易尻は日本の出超に終つてゐる。

○日本英國間の貿易額(單位千圓)

年度	日本からの輸出		英國からの輸入		「バランス」
	數量	價額	數量	價額	
昭和五年	六,七九三	九,五五七	(一)三〇,七六四		
昭和六年	五三,一六六	六三,三三四	(一)一〇,一六六		
昭和七年	六〇,五六六	七六,七六〇	(一)一八,三四四		
昭和八年	八七,八四九	八二,五六六	(十)五,二九一		
年度	日本からの輸出		英國からの輸入		「バランス」
	數量	價額	數量	價額	
昭和九年	三九,七八〇	四,三三二	三〇,〇〇九	二〇,四八八	(十)三九,三三三
昭和十年	四二,〇〇九	二〇,四八八	二二,四三三	二二,四五〇	(十)三七,二九六
昭和十一年	一八,一五七	二二,〇六一	二二,四九三	一三,一五六	(十)七四,三六六

○日本から英國への重要輸出品(價額單位千圓)

品名	單位	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
豆類	千斤	五五,四三四	六,二三三	三九,七八〇	四,三三二	三二,七七二	四,四六三
罐詰詰食料品	同	四三,五二六	二四,七一一	四二,〇〇九	二〇,四八八	六五,〇三二	三三,三三四
生糸	同	二,二八七	一四,三三七	二,八四三	二二,四五〇	二,八九三	三二,六二八
絹織物	千方碼		一〇,五六七	一八,一五七	二二,〇六一	一三,一五六	八,三〇六
人絹織物	同		九六一	二,一九二	七七一	三,一六六	九一一

○英國から日本への重要輸入品(價額單位千圓)

品名	單位	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
苛性曹達、曹達灰及天然曹達	千斤	三三,九三七	二,一六三	五,九九三	三,四七〇	三六,七〇三	二,〇四五
粗製硫安	同	三六,三〇三	一,八三三	五,九二六	三〇〇	三三九	三三
羊毛	同	六二五	九四	五七一	七五九	八四九	一,一九〇
綿織物	同	六八二	一,六六九	八〇九	一,九三一	六七六	一,八六四
毛織物	同	一,二二八	七三五	一,二四八	九〇九	一,一四七	八〇九
鐵織物	千方碼		五,〇四一		六,五三六		九,三八八
鐵	千斤	二,二二九	二,六〇八	一,二八〇	一,七三〇	五五四	七,三三〇
「アルミニウム」	同		一四〇		四四四		一
絹製手巾	千打	二九	五四四	三三	六四五	四二	七〇五
「メリヤス」製品	同	二,四七〇	七,七三二	二,六六五	七,三三四	二,〇九一	五,二〇六
帽子	同	二六六	九二九	三三〇	九七四	四三三	一,二七二
鈕釦	千哥		一,七九六	四,四一三	一,六三三	六,七六二	二,五六五
陶磁器	同		一,一六一		五一一		一,二七五
硝子及同製品	同		三五七		五,六二九		四八七
木材(「ベニヤ」板徑板等)	千束	二,八五四	一,〇六三	三,一四五	九七五	二,一九三	八,三〇一
製帽用眞田	同		一,〇六三		九七五		六四
「ブラッシュ」具	同		一,〇六三		七二二		七四三
玩具	同		四,六四四		四,八七七		三,九六



## 二、佛 蘭 西

## 一、政治經濟事情

金「ブロツク」の盟主として「デフレーション」政策を引續き採つて來た佛蘭西は、他の金本位離脱國が漸次好況に向つてゐるにも拘らず、益々不況の度を深化し、國民は不平の聲を放ち、左右對立も激化し、社會的不安は濃くなりつゝあつた。此の時に當り、獨逸は佛蘇相互援助條約の批准を機として「ロカルノ」條約を破棄し、兵を「ラインランド」に進駐し、陸海空軍を整備したので、佛蘭西は之に對する軍備擴張の必要よりして、財政は愈々窮乏するのみであつた。斯くして昨十一年四月末總選舉が行はれたが、人民戦線の勝利に歸し、社會黨々首「レオン・ブルム」氏内閣を組織するや、社會政策を強化し他方罷業相次で續發した爲産業不安は濃化した。更に伊「エ」紛争は伊太利の勝利に終つたが、間もなく西班牙革命が始まり、國際的にも屢々危険に遭遇した。仍て九月末、遂に「フラン」貨の再切下を行つた。之と同時に「ブルム」内閣の政策も右翼と妥協的となり、徐々に好轉の途を辿つてゐる様であるが、佛蘭西經濟は他の諸國に比し非常に景氣回復が遅れて居り、又軍備擴張及社會經費に要する支出は益々増大し、財政は常に不安に被はれてゐる。

尙、近年本國と植民地との間に一層緊密な經濟關係を樹立し、兩者の産業を調和的に發達せしめ、不況を打開せんとする經濟「ブロツク」運動が起つたが、「ドウメルグ」内閣は、右の運動を具體化する爲、植民地經濟會議を開催するに決し、之が爲元經濟省次官で現在經濟新聞「ジュルネ・アンデ・ストリエル」紙主幹「ジニユー」を委員長とする準備委員會を設け、準備を進めることとしたが、一九三四年九月議事日程を作成するに至り、豫め各植民地をして問題を審議せしめ置く爲に、各植民地に廣汎なる質問書を送付した。次で政府は同年十月二十四日の閣議に於て右植民地會議を十二月三日に開催することに決定し、十一月八日植民省より會議の構成に關し聲明書を發した。

右聲明書に依れば、會議参加者は約二百名に上り、關係官廳代表各一名、植民地選出の代表者、植民地及阿弗利加の代議士及上院議員、植民地評議會選出代表、「チュニス」、「モロッコ」、「シリヤ」等の評議會代表、「アルゼリヤ」財政代表、其の他植民地關係の公的團體代表、議會の委員會代表、本國及植民地の私的利益代表（植民地土人の協力も希望せらる）等を網羅し、且會議は

- (イ) 關稅及一般政策問題を取扱ふべき經濟委員會
- (ロ) 本國及植民地の物産、生産條件等を比較研究し其の調整問題を扱ふべき本國及植民地生産委員會
- (ハ) 豫算銀行問題を取扱ふ財政委員會
- (ニ) 植民地の交通觀光宣傳等を取扱ふ植民地開發委員會
- (ホ) 社會問題、衛生教育問題を取扱ふ社會委員會

の五委員會を設けて各問題の審議に當ることとなつた。斯て右會議は一九三四年十二月三日より開催せられ、長期に亘り討議を繼續してゐるが、其の結果に付ては未だ何等公表せられない。

## 二、幣 制

佛蘭西は大革命後一八〇八年三月二十八日貨幣制度を確立して金銀兩本位制を採つたが、一八六六年八月一日には白、伊、瑞西と共に「ラテン」貨幣同盟を結成し、之等諸國間の貨幣制度を統一した。歐洲大戰となるや、一九一四年八月五日兌換を停止し、一九一五年七月三日には金輸出を禁止した。戦後は大戰中の「インフレーション」政策の爲、貨幣價值の大暴落を來し、一時は全く混亂状態に陥つてゐたが、一九二六年「ポアンカレ」出で、事實上の價值安定を爲し、二年後の一九二八年六月二十五日には新貨幣法を公布し、約舊五法を以て新一法となし、從來の跛行本位制を廢し金本位制とし、一法の品位を千分の九百とし、重量を六五・五「ミリグラム」とした。



爾來他の多數國が金本位を離脱したにも拘らず、所謂金「ブロック」の盟主として金本位制を死守して來たが、前段政治經濟事情項に述べた如き事情の爲一九三六年九月末遂に金本位を離脱し法貨の切下を斷行した。同年十月一日附の新貨幣法は金四九乃至四三「ミリグラム」品位〇・九〇〇を二「フラン」と定め、從て二割五分乃至三割五分の切下に當つてゐる。

佛國政府は「フラン」切下と同時に英米兩國との間に通貨協定を結び、法切下確定と共に爲替安定資金を設定し、更に一九三六年十月十二日には英米兩國との間に金買取極を締結して爲替相場の維持に努めたのであるが、「ブルム」内閣の採る社會主義的政策の爲、海外資金は豫定の如く還流せず、他方弊銀の引上、原料品價格の騰貴の爲物價は急騰し、貿易は改善せられず入超を續け、又軍備擴張の爲赤字は増大した。其の結果「フラン」の危機は幾度も叫ばれた。仍て一九三七年三月「ブルム」總理は社會政策實施休日を聲明し、更に金の買上を三月八日以後其日の相場に依ることとし、他方通貨委員會を組織して「フラン」貨を擁護せしむることとした。

然しながら、佛國財政に對する信用は毫も回復せず、「フラン」に對する攻勢は益々猛烈になり「ブルム」内閣は財政獨裁權を要求したが上院之を否決し、内閣は總辭職した。次の「シ・ータン」内閣は六月三十日議會より財政經濟獨裁權を賦與せられ、之に基き同日附大統領令に依り金本位を離脱し「フラン」の金含有量は追て大統領令に依り決定することとし、對外爲替相場は自然の安定を俟つこととした。

### 三、貿易制度

(イ)輸入割當制度及割當に関する件 佛國政府は國內産業の保護及貿易調整の目的で、一九三一年以來多數品目に付輸入割當制度を採用したのであるが、一九三三年度より割當制度を輸出貿易促進の爲に利用する政策を採用し、一月一日以降從來よりの割當制度適用品に對する割當量を四分の一に引下げ、残りの四分の三は關係國と商議の上相當の對價と交換的に之を許與することとし、新に割當制度を適用すべきものに對しても右方針に依ることとした。之が爲、佛國は諸外國との間に割當量復活に關して交渉を行ひ、米國、白耳義、西班牙、瑞典、「チエッコスロヴァキア」、芬蘭、葡萄牙、和蘭、「ハイチ」、希臘、瑞西、伊太利、「ラトヴィア」、智利等の諸國との間に協定を遂げ、夫々對價を得たる上割當復活を許容した。

尙右政策に關聯し、佛國は獨逸及英國との間に夫々關稅戰を惹起し、一月十九日對獨通商條約を又二月十二日對英通商條約を廢棄するに至つたが、六月二十七日英國との間に、又七月二十八日獨逸との間に新通商條約を妥結するに至り、獨英兩國に對しても割當量を復活した。

一九三五年末佛國割當制の下に置かれてゐた品目數は實に千數百種の多數に上つたが、其中特に本邦關係品としては玩具紙類、琺瑯鐵器、電球、沃度類、銅及「アルミ」製品、釣具、自轉車類、護謨引布、「フェルト」類、綿又は麻靴下、絹又は人絹靴下、綿糸布、絹及人絹製又は其の他の衣類、極東産絹及人絹、漆器、食卓及臺所用磁器、食卓及臺所用以外の磁器、鮭罐詰、蟹罐詰等がある。尙一九三六年に至りて佛國政府は佛「フラン」切下に伴ひ、十月三日以降化學製品を初とし百數品目に對し輸入割當制を停止したが其の中本邦關係品は沃度類、防水布、護謨引布、「フェルト」類、絹又は人絹靴下、莫大小、食卓及臺所用以外の磁器等である。

次に前記現行本邦關係割當品目中食卓及臺所用磁器、鮭罐詰並に蟹罐詰の三品目に關しては日佛間の特別な割當協定に依り、本邦に比較的有利なる割當數量を與へられてゐる。

尙一九三四年六月以降伊佛絹業代表者の會議が行はれ、其際伊太利側は佛國側に對し伊國生糸輸入増加を計る爲、日本生糸の輸入制限を迫り、時恰も日本生糸の値下りに依る里昂當業者の困難もあつて、生糸に對する割當制度實施の機運が昂まつてゐたから、形勢樂觀を許さないものあつたが、其後本件は立消の状態となつてゐる。

### (ロ)關稅改正及關稅獨裁權法

(一)關稅改正權を政府に賦與する法律



佛國政府は一九三四年三月各國の對佛通商障礙に備へる爲、關稅率變更の權限を政府に賦與するの必要を認め、之が法律案を議會に提出し其の協賛を得て三月三日公布した。右の關稅獨裁法の要旨は左の通りである。

(イ) 政府は一九三四年十一月十五日迄を限つて大統領令を以て關稅率を變更することを得る。但し右の大統領令は議會の協賛を求むる爲、議會開會中は公布後一ヶ月内に、又閉會中ならば次期議會開會後八日以内に議會に提出せられねばならない。

(ロ) 一九三五年三月十五日迄に議會の協賛を得ないときは、右の大統領令は其の効力を失ふ。

而して右の法律に依る政府の權限は一九三四年十一月十五日を以て一旦失効したが、其の後數次に亘り其の効力が延長され、最近に於ては、一九三六年八月十三日附法律に依り、更に同年末日迄其の効力を存續せられた。

(二) 海運關係救濟法

一九三四年七月十三日、海運關係の失業者救濟及佛國海運を獎勵する爲、海運業者に一定の補助を與ふる旨の海運關係救濟法が公布せられたが、右の法律中補助の財源を得る爲命令を以て關稅を最高四「パーセント」迄増率し得べき規定があり、八月十二日之に基き關稅定率法掲記の一切の品目(少數の例外あり)に付關稅を一律四「パーセント」増徴し、八月十六日より實施する旨の大統領令が公布せられた。

(三) 關稅改正

一九三四年以降關稅を上げた品目は左の通りである。

(イ) 一九三四年中

一等刷子の一部、繪筆其他刷毛製品(三月二十三日)、「スパルト」製品(二月二十四日)、茶(三月四日)、各種玩具(三月十六日)、樟腦(七月十九日)、「パイナップル」罐詰(八月二日)、硬化護謨又は「エポナイト」製品(十月十六日)。

大麥(十一月三日)

(ロ) 一九三五年中

酸化「クローム」(七月二十七日)、海鹽(九月二十九日)、鑛物性繪具(十月二十九日)、純綿天鵞絨(十一月十六日)。

「クローム」鉛及亞鉛類(十一月十六日)

(ハ) 一九三六年中

金屬製「シャッター」、寫眞暗箱、燒付器、引伸器等(五月三十日)、寫眞版等の材料及器具(七月九日)

尙、佛國政府は一九三六年十月の「フラン」切下の善後措置として、同年十月十日以降左記の商品に付關稅引下を行つた。

未加工品、半加工品、完成品

但し特別法規等に依り輸入の禁止又は制限を受けてゐる商品(割當措置の適用が停止せられてゐる品目を除く)、關稅法第十一條に基き稅率の引下げられた商品(農産、畜産物等)及稅章割當の目的たる商品に對しては右引下を適用しなす。

珈琲、胡椒、茶、石油類(「ガソリン」、「ホワイト・スピリット」、精製油及其他)並に「ガス・オイル」等

(ハ) 爲替補償附加稅 佛國政府は一九三一年八月一日附大統領令を以て同年十一月十四日以降爲替下落國より來る商品に對し、稅率を指定して爲替補償附加稅を賦課すべき旨を公布したが、爾來之が適用國及稅率に變更を見、一九三六年に入り同國の「フラン」切下に關聯し濠洲、埃及、英領印度、新西蘭、「パラグアイ」、亞爾然丁及南阿聯邦計七箇國よりの輸入品に對する本附加稅を撤廢し、日本及支那商品に對する同稅を輕減した結果、現在之を課せられてゐる國及稅率は左の通りとなつた。



日本、支那 從價一割  
墨西哥 從價一割五分

尙佛國政府は一九三三年十二月二十七日附大統領令を以て過去一年間貨幣が安定してゐた國に對しては、本附加税を廢止し得る旨の規定を設けたが、右規定に依り曩には英國、加奈陀等、一九三六年には前記七箇國が本附加税の免除を得た次第である。

### 四、貿易概況

(イ)佛國の對外貿易の推移は左の通りである。

#### ○佛國の對外貿易額(單位百萬法)

年 度	輸 出		輸 入		「バランス」
	諸外國	植民地	諸外國	植民地	
一九二九年	五〇、三六	五八、三四	(一)	八、〇八	
一九三〇年	四三、八三五	五三、五二〇	(一)	九、六七五	
一九三一年	三〇、四三五	四三、一〇五	(一)	一、七九〇	
一九三二年	一九、六九三	二九、八二五	(一)	一〇、一三三	
年 度	輸 出		輸 入		「バランス」
	諸外國	植民地	諸外國	植民地	
一九三三年	一八、四三三	二八、四三五	(一)	九、九九二	
一九三四年	一七、八二二	三三、〇六〇	(一)	五、三三九	
一九三五年	一五、四九五	三〇、九七三	(一)	五、四七八	
一九三六年	一五、四五三	二五、三九八	(一)	九、九四五	

#### ○佛國の對佛國植民地並に諸外國別貿易額(單位百萬法)

年 度	輸 出		輸 入	
	諸外國	植民地	諸外國	植民地
一九三四年	二、三三六	五、五四	一七、二五三	五、八四三
一九三五年	一〇、六〇五	四、八九〇	一五、五六七	五、四〇六
年 度 <th colspan="2">輸 出</th> <th colspan="2">輸 入</th>	輸 出		輸 入	
	諸外國	植民地	諸外國	植民地
一九三六年	一〇、二九四	五、一五九	一八、一四八	七、三四九

#### ○佛國の主要國別貿易額(單位百萬法)

國 名	一九三六年		一九三五年		一九三四年	
	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入
「アルジェリア」	二、六九〇	二、五七七	三、〇八二	二、八三六	二、八三六	二、八三六
英 國	一、九一一	一、六一一	一、五四三	一、七九六	一、七九六	一、五七九
白 國	一、八五六	一、八一四	一、九七七	一、六四四	一、四〇六	一、四〇六
北米合衆國	八七七	七二七	八三六	一、六四四	一、七四四	二、一九〇
獨 逸	六六七	一、〇四九	一、九八九	一、七七一	一、七三六	二、二二六
瑞 西	九七一	一、〇三七	一、二六六	一、〇五〇	一、〇五〇	一、〇五〇
佛領印度支那	四六七	四三三	四四九	四四九	四四九	四四九
英領印度	六七	六八	九〇	七六〇	六二〇	五三三
佛領西阿	三五三	二八二	三三三	九三七	六五八	五〇八
「チュニス」	六二〇	五六六	六一六	五三六	五三六	四一五
和 蘭	四五九	四六四	五四七	五七六	五七六	六二七
濠 洲	四七	四四	五五	六一五	六二七	六三七
佛領「モロッコ」	三八三	四一五	四六五	五八一	五八一	四六八
亞 爾 然 丁	三八九	三二三	三九〇	五〇六	三七五	四六八
西 班 牙	二八八	三〇一	二九〇	四〇六	四〇三	五七七
蘇 聯 邦	一二五	一七六	三九五	四七三	三三三	四九七
瑞 典	一九三	一八四	一〇七	四三七	三六八	四五四
「マダガスカル」	二〇〇	一八四	一四七	三三一	二八〇	三三一
伯 國	一一七	一〇七	一一六	三九〇	二一〇	二五三
日 本	八三	九三	九六	一九四	一九一	一九五

(ロ)日佛間の貿易は左の通りで毎年日本側は出超状態を續けてゐる。



○日本佛國間の貿易額(單位千圓)

年 度	日本から佛國への輸出		佛國から日本への輸入		「バランス」
	數量	價額	數量	價額	
昭和四年	四、四九四	二六、一八五	(十)一八、三〇九	三六、七三六	二一、七四五
昭和五年	二七、二五六	一六、六三六	(十)一〇、六三三	三六、三二八	一八、二九九
昭和六年	一六、〇九九	一二、三九八	(十)三、七〇一	四二、四六七	一九、八〇八
昭和七年	二一、五四七	二二、〇九四	(十)四、五五三	四三、四七五	一九、八九七

○日本から佛國への主要輸出品(價額單位千圓)

品 名	數量	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
塞天	百斤	一、六一九	二二五	三、六四四	五、五八八	四、〇九三	七三九
罐詰詰食料品(容器共)	同	二五、七四七	一、八〇六	五九、八三六	二、一〇一	六一、九七八	二、四七一
植物性脂肪油	同	一〇、四三二	二七二	七、三五五	二五〇	一〇、三六二	三六六
樟腦	同	一、五三六	五〇四	一、七六五	六八八	一、八九六	九七七
薄荷	同	二、一五五	四〇六	二、〇三二	四〇五	一、七四一	三三〇
薄荷腦	斤	九二、七六七	七六三	七九、三五三	二〇四	七〇、八五〇	六九九
屑糸、眞綿及玉絲	百斤	三、三四八	八九一	一、七八二	四四八	九九九	二八四
綿織物	千方碼	二、四四九	四九四	四、三五〇	八六六	一八、三九五	三、三〇一
生絲	千方碼	三六、五七四	二〇、三三三	三三、七九二	二二、七六四	二七、七〇〇	二二、一七二
絹織物	千方碼	二、三七三	二、三七三	三、六九八	一、六六五	二、七三五	一、四四三
人絹織物	同	三六八	三六七	二、〇四九	四三〇	二、六三〇	四九五
模造「バナマ」帽子	千打		二、九八四	二、六九九	二、二九八		

○佛國から日本への主要輸入品(價額單位千圓)

品 名	數量	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
鈕釦	千哥	二	二八八	四五二	一四四	二六一	九六
履物	千打		一四六	一一	九一		
衣類及部分品	斤		三六二	三三	一七六		
陶磁器	千束		三五五		二六一		三二七
製帽用眞田	千束	一、四〇八	四四	一、〇〇一	五七	一、三一一	四七四
酒類	百斤		七八三		三九二		三三四
牛皮及水牛皮	百斤	五、二七九	三六七	五、九五八	三九二	三、六三三	三三四
植物性芳香揮發油	千斤	六七	七四	一一〇	四〇		
「オリブ」油	千斤		三九九		四四三		
粗製鹽化加里	百斤	五五、二六一	四五三	一一〇、九四一	七九四		
粗製硫酸加里	同	四九、〇三六	四〇四	一一一、四七四	八八四		
「アンチピリン」	千斤	三三	二二四	三	三九		
鐵	十萬斤	三〇	二、二八〇	三〇	一、九一一	二二	一、四〇四
「ピラミドン」	千斤	二五	三九五	一九	二七九		
齒磨其他薰香類			二二七		二五八		
藥材、化學藥及調藥			一、四九五		七四〇		
「ローグード」越幾斯	百斤	五、二〇七	三六三	六、〇七四	二四一		
合成染料	千斤	八五	五七四	六四	三六四	八七	三七〇
「アルミニウム」(塊、錠及粒)	百斤	八、四五六	七七五	二〇、四	〇一五	二五	六
銃砲及部分品			五六七		六四三		
機械及部分品(發電機及變壓器を除く)			三、二八二		二、九七三		一、九〇九



## 三、獨逸

## 一、政治經濟事情

世界大戰に因り獨逸經濟の基礎は根本的に脆弱ならしめられ、一九二九年來の世界不況は更に深刻な影響を獨逸經濟に與へた。工業國である獨逸は輸出貿易の不振、國內生産の減退、失業者の増大、物價の下落が因となり果となり不況を深化した。之に對し社會民主主義政府は生産費を低減して國際競争力を増進し、徐々に世界景氣の回復を待たんとしたが、列國の國家主義的關稅政策と低爲替政策とに阻止され徒に國內不況に拍車をかけるのみであつた。

斯て一九三三年一月「ヒットラー」が政權を掌握するに至つたが、之に依り獨逸は經濟政策の全面的轉換を行ひ、自給自足を目標として所謂「アウトルキイ」經濟政策を執り、貿易統制及爲替管理を徹底的に施行し又國內産業の全般的統制を強化し、大に勞働振興事業を行ひ、國內景氣を出現せしめんとした。更に最近は再軍備に努力し陸海空三軍の完備を圖り、之が爲軍需工業は繁忙を來し、失業者は激減した。他方「ベルサイユ」條約の束縛打破、「ラインランド」進駐、獨伊樞軸の結成、獨奧協定の成立等外交の勝利に依る國民意識の昂揚、貿易管理制の強化に依る貿易尻の好轉等の爲景氣は漸次明朗化してゐる。然し大戰の結果植民地を失つた獨逸は原料資源なく、其の買入は軍需用品に偏寄つてゐる爲、食糧品の缺乏が傳へられ、短期公債の問題と共に獨逸經濟の暗點となつてゐる。

## 二、幣制

獨逸は普佛戰爭の勝利に依り獨逸帝國の統一を完成すると共に金本位制を採用し、瑞典、諾威、丁抹の諸國と所謂「スカンディナヴィア」貨幣同盟を結んだが、歐洲大戰に依り先づ一九一四年八月一日兌換を停止した。其の後戰爭中及戰後の「インフレーション」に依り、獨逸貨は天文學的數字を以て表示せられる程度に墜落し、幣制の混亂は其の極に達した。之が爲

「レンテン」馬克の制定があつたが、一九二四年四月三十日新貨幣法を定めて再び金本位制を確立した。同法に依れば貨幣の單位は「ライヒス・マルク」であつて金純分一珽より二十「ライヒス・マルク」金貨一九三九個、又は十「ライヒス・マルク」金貨二七九個を鑄造し品位は金千分の九百、銅千分の百となつてゐる。

其の後一九二九年の世界恐慌の影響を受け、經濟狀態は悪化し貿易は不振に陥り金準備は極度に減少し消滅に瀕するに至つたが、獨逸は巨額の國際債務を負つてゐること、國民の間に「インフレーション」反對氣分強きこと等の事情から、金本位維持は絶対に必要である爲に、一九三一年八月緊急大統領令に依り、外國爲替に對する取締を嚴重にし、一九三三年には同年中長期債務の「トランスファ」を停止すると共に、更に爲替管理を益々嚴重に行ひ、國際貸借の悪化を防ぎ金本位擁護の策を採つてゐる。之と同時に、國內支拂に對する「スベル」麻克、外國旅客に對する「レジスター」麻クの制を採用した結果、最近に於ては、一年間に約四億麻克の債務の自然消却があつたのに鑑み、更に一九三七年二月迄「トランスファ・モラトリウム」を延長し國際債務の決済に努めてゐる。當時一九三六年九月末の金「ブロック」崩壞に際し、麻克の將來に關しても種々の取沙汰があつたが、獨逸は絶対に麻克の平價切下を行はない旨を聲明し一般に安心を與へたが、之は右の「スベル」麻克「レジスター」麻克等の作用に依り獨逸貨の對外價値が事實上切下同様の地位に在るからだと見ることを得るであらう。

## 三、貿易制度

(イ)關稅改正及輸入割當 獨逸は外國爲替難を打開する爲、種々の輸入防遏手段を執つて來たが、關稅改正も亦一つの有效なる武器として實施せられた。殊に一九三四年七月五日暫行的關稅變更權限に關する法律を制定公布し、關稅改正に對する經濟大臣の權限を擴張してから獨逸の關稅改正は枚擧の暇なき程の實狀を呈した。

且又獨逸に於ては關稅改正に關聯して輸入割當制を實施して來たが、當國に於ける割當制度は全く關稅制度と結合し、協定稅率適用を割當量の範圍に限定し、所謂關稅割當制度(「ツォルコンテンゲンツ」)の形態を採つた。割當量決定の基礎



としては、獨逸税關の輸入統計に従つて、特定年度又は特定期間に個々の協定國又は最惠國より輸入した數量を採用し、其の一定比率を以て割當量とした。而して右協定税率に依る輸入に付ては、個々の協定國又は最惠國が獨逸政府と協定した税關に通過するか、又は特定税關の指定なき場合には同じく獨逸國政府との特約に基き獨逸特定税關の證明する「コンチンгент」證明書を作成提出するか何れかに依ることとした。

(ロ)對外報復法 獨逸に於て「トランスファー」停止、爲替制限の強化等の措置を執つたのに對し、外國に於ては強制清算制度の採用、獨逸品防遏等の措置を以て對抗せんとする虞があつたので、獨逸政府は一九三四年七月三日「外國に對する經濟上の報復手段適用に關する法律」を公布し、獨逸との貨物又は爲替取引を他國より不利なる條件に置く當該國との貨物又は爲替取引に付、一般的規定と異なりたる報復手段を講ずることとした。

(ハ)爲替管理及商品管理 獨逸は一九三一年八月一日以降嚴重なる爲替管理を實施し、業務を營むに付ては總て個別的爲替許可又は一般的爲替許可を受けしめることとし、而も一九三三年七月には長期及中期債務の「トランスファー」を停止し、爲替節減に努めたが、爲替の缺乏甚しく遂には輸入原料の不足を來すべき事態に迄到り、或は又將來の爲替制限を見越す必要以上の買付を防止する爲、茲に爲替制限と原料經濟統制の目的を兼ねて一九三四年三月二十二日附「工業原料及半製品の取引に關する法律」を以て原料品の製造、配給、貯藏、販賣、消費を監督統制する規定を設け、右の目的の爲、

- 一、煙草管理所
- 二、工業用脂肪供給管理所
- 三、羊毛及其他獸毛管理所
- 四、棉花管理所

- 五、綿絲及綿織物管理所
- 六、麻類纖維管理所
- 七、皮革類管理所
- 八、護謨及石綿管理所

- 九、油煙管理所
- 十、卑金屬類管理所
- 十一、鐵及鋼鐵類管理所

の十一商品管理所を設置して、個別的制限を加へた外、更に一般的爲替許可を益々制限し爲替限度は一九三四年二月迄は尙ほ輸入基礎額の五割であつたが、逐月緊縮せられ同年九月に至り遂に五分となり、更に七月一日よりは爲替日別割當を

實施する等獨逸に於ける爲替制限は事實上の輸入禁止に等しき迄の事態となつた。然るに獨逸の對外貿易及一般經濟状態は益々悪化した爲、政府は經濟の組織的改革並に對外貿易關係組織の改正を目的として一九三四年七月三日附「經濟措置に關する法律」を公布して、七月より九月末迄を限り、經濟大臣に獨逸經濟の保護促進及經濟上の障碍除去に必要と認むる一切の措置を執る權限を賦與し、右法律に基き九月四日附「商品取引令」を發布し、經濟大臣に對し商品取引の管理統制就中其の製造、配給、貯藏、販賣、消費に關しては規定を設くる權限を賦與した。

之と同時に同日附「商品管理所設置に關する命令」を以て從來の管理所の外新に

- 一、木材管理所
- 二、園藝品、飲料及其他食料品管理所
- 三、石炭及鹽類管理所
- 四、鐵油管理所

- 五、化學製品管理所
- 六、絹、人絹、衣類及類似品管理所
- 七、毛皮管理所
- 八、紙類管理所

- 九、技係品管理所
- 十、各種商品管理所

の十商品管理所を設け、之に從來よりあつた十一管理所を加へ更に

- 一、穀類飼料及其他農産物管理所
- 二、動物及動物産品管理所

- 三、乳産品及油脂類管理所
- 四、鶏卵類管理所

の四ヶ所を管理所に指定し、全商品は總て二十五部門の内に編入せられ、その監督統制に従ふこととなつた。その後貴金の屬類管理所及珈琲管理所が各種商品管理所より分離して新設せられ現在では二十七管理所が存在する。而して右命令により各管理所は經濟大臣の委任を受け所管商品に付獨り輸入のみならず、その製造、配給、貯藏、販賣、消費に關しても夫々規定を設け得ることとなつたので、爾來各管理所は夫々管理所令を以て特定原料品の使用禁止制限、人造代用品の強制混合等に關する事項をも規定するに至り、現在迄數多の管理所令が發布されてゐる。各商品管理所は、夫々所管商品の輸入に付爲替管理局に代り、所定の範圍に於て爲替許可證明證を發給することとなり、従つて右許可證明書を取付けない限



り、輸入商品の代金に對する外貨爲替支拂は不可能である。許可申請は加工業者及消費者側も直接提出し得るが、許可は原則として所定の輸入商に限り附與せられ、輸入業者は申請に際し實需の存在することを證する爲引取人たる加工業者又は消費者氏名を明記することを條件とする。又清算協定國の商品と雖も一般商品と同様許可を必要とする。(尙ほ特定國との原料「クレディット」取引及求償取引の場合に於ける許可は主として爲替管理局の所管に屬する。)右許可證は獨逸經濟界將來の外貨取得豫想高と當該輸入商品の必需性とを顧慮して附與せられるが、獨逸輸出品用原料に於て優先し、再輸出用完成品の輸入に對しては必ず附與せられ又支拂條件によつても獨逸に有利なるものゝ長期の取引に對しては優先權が認められる。

以上の如き新制度は之を要約すれば二十七ヶ所の商品管理所を設置し、外國商品の輸入を獨逸品の輸出程度に順應せしめ爲替の移動を爲替出入の原因たる對外取引に於て管理するにある。其の結果一九三四年巨額の輸入超過を見た獨逸の對外貿易は一九三五年度に入り漸次調整せられ、一九三六年末には五億五千萬麻克の出超を示してゐる。

(二)輸出審査部制 獨逸製品の輸出は諸外國市場に於て爲替低落國製品との競争の爲價格が著しく壓迫せられ、往々國內生産費を割らなければ契約が成立し難いことがあるので、政府は獨逸輸出品者に對して追加輸出制度を設け、前記の如き諸外國との競争の爲に生ずる輸出代金の損失を補ふ意味に於て必要な助成金を與へることとなつた。

然るに之が濫用は投資又は不當廉賣にも等しい結果を招來するので、嚴重取締をなす必要を認め、輸出審査部の制度を設け、各種經濟團體毎にその専門團に於てその職務を遂行し、本部は各個輸出品に付一般標準補償率決定の協議に參與し又輸出品より收得する利益が妥當なるや否やを審査し、右に依り外國市場に於て獨逸品の不當の廉賣を防止すると共に獨逸の受取勘定を有利に増大せしめんとするものである。

#### 四、清算協定

一九三二年以來獨逸は勃、羅、希、土、「ユーゴスラヴィア」、洪、壘諸國等と清算協定を締結したが、右は之等の國に於ける爲替管理の爲に獨逸の輸出代金取立に困難を生じたのに依るものであつて、各相手國中央銀行の特別口座に依り輸出代金の支拂を行ふものである。

然るに最近獨逸の爲替管理及商品管理に伴ひ、獨逸側より出超を常態とする西歐及北歐諸國に於て對獨逸輸出が困難となつたので獨逸よりの輸入を阻止せんとする機運が増大した爲、獨逸は之等の國とも清算協定を締結し、貿易の圓滑を計つて居る。即ち瑞典、瑞西、蘭、佛、伊、丁、諾、芬、白、西、葡の諸國と支那協定を締結し、獨逸の一般爲替許可限度以上に輸入を爲す場合、「ライヒスバンク」に於ける相手國中央銀行の特別口座に麻克を以て拂込を爲す制度を採用した。然るに右制度の結果輸入の増加、特別口座に依る第三國產品の買付等の弊害があつた爲、一九三四年七月以降從來の協定を改訂せんとし英、佛、瑞典、白、諾、蘭、伊等との間に新協定を締結した。而て諸外國との間の清算協定が増加し其の事務輻輳せるに鑑み、一九三四年十月十六日新に獨逸清算事務所を新設して從來「ライヒスバンク」の管掌して居た清算事務を之に移した。

其の後協定各國は右清算協定が自國にとり堪へ難き不利を齎しつゝあるを認むるに至り、且清算協定の形式を大に緩和せる一九三四年十一月締結の獨英協定が意外の好成績を收めたる事實に鑑み、清算協定よりの轉向又は獨英協定の例に倣つた新協定の締結を希望し居る實情であるが、今日迄の處右は單に獨逸白耳義間に實現したに過ぎない。其他の諸國との清算協定緩和は協定國相互の主張に大なる開きがある爲め、容易に進捗の形勢なき状態にある。一九三五年度に於ては前記英獨協定以前の協定國中瑞典、丁、諾、芬、致、洪、羅、伊、瑞西、土、「イラン」、南阿の各國に付夫々既存協定の改善を行つた。更に一九三六年八月には「リスニア」との間に協定成立し、これを以て方法に於ては多少の差異があるが茲に全歐諸國と相對的清算協定を遂ぐるに至つた。斯くて最近に於ける獨逸輸出貨貿易の五五・六〇%は清算取引に依つて行はれてゐる。

參考 (一)獨逸との間に清算協定の存する諸國名(一九三七年二月一日現在)



「アルゼンチン」、勃牙利、智利、丁抹、「エストニア」、芬蘭、佛蘭西、希臘、「イラン」、伊太利、「ユーゴスラヴィア」「ラトヴィア」、「リスマニア」、和蘭、諾威、埃地利、波蘭、葡萄牙、羅馬尼、瑞典、瑞西、蘇聯邦、西班牙、「チエッコスロヴァキヤ」、土耳其、洪牙利、「ウルグァイ」

(二)獨逸との間に支拂協定の存する諸國名  
英國、白耳義、加奈陀、「シリア・レバノン」

### 五、原料自給四ヶ年計畫

一九三六年九月九日「ヒットラー」總統兼宰相は「ニルンベルグ」で開催せられた第八回「ナチス」黨大會に於て、その政綱宣言中に、獨逸將來の原料補給問題、就中原料自給四ヶ年計畫なるものを發表し、獨逸將來四ヶ年間の目的は技術上の發達に全力を傾倒し、出來得る限り外國の原料品より獨立すべく、又從來から缺乏してゐる食料品及原料品を將來工業製品輸出により購入すべきであると述べ、各方面に多大の衝動を與へた。

次で右計畫實施の最高責任者に「ゲーリング」空相が任命せられ、その下に直接指導機關として左の六部が設置された。

- 第一部 原料及材料の生産
- 第二部 原料の分配
- 第三部 勞働の移動
- 第四部 農産物の増産
- 第五部 物價管理
- 第六部 爲替事務

尙右の外、諸物價及賃銀を統制する爲、物價委員が任命せられた。斯くして獨逸は來るべき四ヶ年間に國內の土地、勞力、資本等凡ゆる資源を動員して自給自足經濟の樹立を期してゐる。

### 六、貿易概況

(イ)獨逸對外貿易の特長は歐洲に對する出超に依り歐洲外より原料及半製品を購入するにあるが、連年好調を重ね來つた貿易「バランス」は一九三〇年來著しく悪化し、三四年に至り遂に入超に逆轉、政府は極度の外貨爲替難に苦しみ、國內經濟の統制強化、新通商統制に依る輸入抑制の勵行、輸出振興策、清算及支拂協定に依る貿易調整に基き、主として「バ

ルカン」諸國及中南米市場進出に努めた結果一九三六年度は五億の出超を見るに至つた。然し其の出超成果は對外債務支拂に充當又は清算協定に固定し居る爲め、依然として爲替窮乏を緩和し得ない状態にある。

#### ○獨逸の對外貿易額 (單位百萬麻克)

年 度	輸 出	輸 入	「バランス」
一九三一年	九、五九八	六、七二七	(+)二、八七一
一九三二年	五、七三九	四、六六六	(+)一、〇七三
一九三三年	四、八七一	四、一〇三	(+)七六八
一九三四年	六、七二七	一〇、二八二	(-)三、五五五
一九三五年	四、二六七	四、四五一	(-)一四四
一九三六年	四、二六九	四、一五六	(+)一一三
一九三六年	四、七六八	四、二二八	(+)五四〇

#### ○獨逸の主要國別貿易額 (單位百萬麻克)

順位	國 名	一九三四年		一九三五年		一九三六年	
		輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入
一	英 國	三、八二九	二、〇五七	二、七四九	二、五六一	四、〇五八	二、六三七
二	和 蘭	四、八一八	二、六四一	四、四二二	三、九六一	三、九五五	一、六二五
三	伊 太 利	二、四三九	一、八四七	二、六八三	一、八七五	二、四〇六	二、〇二五
四	瑞 典	一、九六三	一、三三八	二、〇六八	一、五二九	三、三〇四	一、九一七
五	米 國	一、五七八	三、七二七	一、六九五	二、一〇九	一、九一〇	二、三三二
三〇	日 本	七九・六	二一・七	八三・二	二一・〇	七四・九	二一・七

(註)順位は一九三六年度輸出入總額に依る。

(ロ)日本獨逸間の貿易推移は左の如く日本は獨逸に對し毎年非常な入超關係を示してゐる。

#### ○日本獨逸間の貿易額 (單位千圓)

年 度	日本から		獨逸から		「バランス」
	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	
昭和七年	九、三三九	一、七四一	(-)六、五九八		
昭和八年	一三、四一一	九、五七七	(-)三、八三四		
昭和九年	一九、六七七	一〇、九五四	(-)八、八九三		
昭和十年	二六、七六六	一〇、八三三	(-)一五、九三三		
昭和十一年	三五、〇五四	一五、五〇〇	(-)一九、五〇四		



最近獨逸よりの輸入が激増しつつあるのは、主として我軍需工業原料の需要増加に依る。他方我對獨逸輸出は昭和九年秋獨逸が嚴重な輸入制限政策を強行して以來特に困難となつたので、我方は日獨貿易が獨逸側に頗る有利なる事實を指摘し本邦品に對する割當増加方を要望し種々交渉の結果漸次割當量を増加せしめつつある。

○日本から獨逸への主要輸出品 (價額單位千圓)

品名	數量單位	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
品名	數量單位						
隱元豆	萬斤	八六六	五三四	一、二八四	一、一四六	五七八	五八九
寒天	同	三三	五三七	四三	八三四	二五	五四二
罐詰詰食料品	萬斤容器共	二六	二七〇	六三	四七四	八五	五五〇
葉煙草	萬斤	二二	一三三	一一	八五一		
植物性脂肪油	同	二八二	六三六	一七五	四八六	二三三	七〇〇
薄荷油	同	一六	五四三	一四	三〇一	一七	九一八
魚油及鯨油	同	一、四四	一、四〇五	二、二二四	二、五八八	二、七四七	三、九三一
硬化油	同	三六〇	四五六	一、〇二一	一、五三二		
屑綿及屑綿糸	同	七五四	一、二七〇	一、四一一	三、一二六		
綿織物	千方碼	六、二六一	一、二四八	八、六九三	一、三六一	二六、八四五	四、〇八五
生地	同	五、六三六	一、一〇四	五、三六五	八五七	二二、九四三	三、三九一
晒他	同	一〇八	三三	二、三六八	三二二	二、一三六	二九三
絹織物	同	五二七	一三二	九六〇	一、九二	一、七六三	一、七六三
鉦物	同	七〇六	一三二	一、六四七	八六七	一、七一〇	八五一
鉦物	同	三二〇	三三〇	八八八	二九六	一、七〇三	三三

魚粉 萬斤

七、三七八

四、六〇八

三、五七五

二、二一八

○獨逸から日本への主要輸入品 (價額單位千圓)

品名	數量單位	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
品名	數量單位						
生動物	萬斤	八	三三四	一一	七五〇	一〇	一、〇三三
革類	同	八	八三七	一一	九五九		
油類	千「ガロン」	六〇	七五七	五七	七一四		
「ホップ」	萬斤	一、三三八	一、〇六五	五六二	三五六		
鹽化加里(粗製)	同	七、五三九	五、五九一	一一、五二四	九、一〇三		
硫酸加里(粗製)	同	二、二六六	一一、六八〇	二、五五六	一、二九五	二二、八九六	一、五、六〇七
硫酸「アムモニウム」(同)	同	二六二	九一〇	二四	五九〇		
木精	同	七九〇	二、一五八	四七五	二、六八三		
「コールタール」分留物及同生成品	同	一一	五、九七九	一四	五、七二六	一八	六九八三
合成染料	同	二二〇	七六一	三〇五	九八一		
模造羊皮紙類	萬斤(内装共)	九、四九〇	一、三五八	七、三五五	一、〇四五		
寫真用紙	同	二四〇	七九〇	二〇八	七三九		
書籍及雜誌類	萬斤	二八、三六八	六二七	二四、〇四〇	五六一	一三、九九八	一、二、二一九
研磨用礦物材料	同	三三	四六八	三六	五四五		
鐵	同	二五八	八九八	三六七	一、二五七		
「ベアリングボール」	同	二、三六八	四六八	三六	五四五		
「メーター」類	同	二五八	八九八	三六七	一、二五七		

第二章 歐羅巴



品名	單位	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
理化學器及同部分品			五八		八七〇		
寫真器及同部分品			一、一〇八		二、一五四		
「スチームタービン」	萬斤			一一四	六五三		
内 燃 機 關	同		七	八	八四五		
自動車及同部分品			一〇五		二、七〇		一、〇
發電機類及變壓機	萬斤		一八		一〇一		一四
其他の機械			五三六		一、六五七		四六七
及同部分品			二四、三六一		二八、二二五		二四、〇四三
寫真用「フィルム」	萬斤(内裝共)		一〇		七		
			四九七		五九四		

### 四、白 耳 義

#### 一、政治經濟事情

白耳義は他の金「ブロック」諸國に先ち一九三五年三月、平價再切下を行つたが、爾來景氣は漸次好轉し、失業者は減少し内政も比較的平穩を保ち、一九三六年の豫算は一九三一年以來初めて均衡を保つた。一九三六年五月の總選舉の結果、前一年間に亘り各種の改革を斷行し白耳義の回復に努めた「ヴァン・ゼーランド」舉國一致内閣は辭職したが、「ヴァンデルヴェルト」社會黨首が組閣に失敗した爲、「ヴァン・ゼーランド」氏は再び六月十四日内閣を組織した。其の間に佛蘭西左翼罷業の影響を受け、六月三日に「アンヴェルス」波止場人足の總罷業が勃發し、漸次礦業に波及したが、「ヴァン・ゼーランド」首相必死の努力に依り間もなく鎮靜に期した。其の後各國の軍備擴張に依り、白耳義產品の需要は激増し、景氣は向上の一途を辿つてゐる。

#### 二、幣 制

白耳義は一八六五年「ラテン」貨幣同盟の一國として之に参加して以來全く佛蘭西と同じ貨幣制度を採つて來たが、歐洲戰爭の勃發に依り第一に獨逸軍の侵入を受け、國土の大半は占領せられ、他方大きな戰費を支辨する爲に通貨の膨脹と混亂を來した。大戰後復舊施設の爲の「インフレーション」並に輸出貿易の不振に依り、白國「フラン」は激落した。仍て平價切下を行ふこととし、一九二六年十月新貨幣法を制定し、金爲替本位制に復歸した。同法は外國爲替取引の基礎として理論的單位「ベルガ」を新設し、「ベルガ」は五「フラン」に相當し、外國貨幣との純分比價一「ベルガ」を純金〇・二〇九一一「グラム」の割に定めた。

後一九二九年の世界不況の影響を受け經濟不況に陥つたが、白耳義も金「ブロック」の一國として佛蘭西と共に金本位の維持に努め、貨幣價值下落國の通商進出に對抗する爲には、從來の如き保護政策のみに依つては不充分とし、貿易上比較的條件を同する金本位諸國間に協調を試みると企て、一九三四年九月白國外相渡佛の際佛國側と交渉を重ね、同外相の主唱に基き同年九月壽府に於て白、佛、伊、蘭、瑞西、波蘭、「リキサンブル」の七國代表者の會合が行はれた。右會合に於て相提携して金本位維持及通商關係促進策を講ずべき旨意見の一致を見、更に十月末「ブラッセル」に前記七國代表の會議行はれ白國外相を議長とし(一)通商交易(二)輸入(三)「ツーリズム」に付協議を遂ぐる等のことがあつた。

然るに、一九三五年初以來白貨に對する信用動搖し、白國よりの資金の流出を見た爲、白國政府は三月十八日勅令を以て爲替中央局を設置すると共に爲替取締に關する勅令を發し、投機の抑制及資金流出防止を計つたが、白貨の下落は益々甚しく平價切下論の勢力漸く盛となつた爲、「チエニス」内閣は三月十九日總辭職を爲し、代つて成立した「ヴァン・ゼーランド」内閣は平價切下に依り難局を切抜けんとする政策を採用し、二割乃至二割五分の範圍に於ける平價切下の權限を含む貨幣法案を議會に提案した處、三月三十日上下兩院を通過し同國政府は直に平價切下を實施した。



一九三六年九月、金「ブロック」が崩壊した時、白國政府は九月二十六日其の通貨政策を變更する意思なき旨の聲明を行ひ又十一月二十四日には英米佛金協定に参加せる旨を發表した。

### 三、貿易制度

(イ)關稅引上 白耳義政府は一九二七年以降左記の諸商品に付、關稅率又は増加係數の引上を爲したが、最近に於ては保護手段としては關稅引上よりも後記輸入許可制度に重きを置くやうになつた。

砂糖、「バター」、蔬菜、果實、自動車及部分品、蒸氣機關、鐵管、時計、眼鏡、或種綿織物及毛織物、「ゴム」靴及「カンパス」靴、絹及人絹織物、毛絲及毛織物、帽子、「フェルト」、「ゴム」製品、鑛油、「パラフィン」、「アスファルト」、「メチール」酒精、「オイレン」酸、「ステアリン」酸、石盤石、石綿製品、乾電池、藥味、填塞用屑布類等

右の内我方に最も關係深い絹及人絹織物に付ては、稅番の組方を變更し從價稅を從量稅に變更した結果羽二重、絹紬、富士絹、絹莫大小生地等著しく課稅率の引上を見た。

然るに最近に至つて稅番の組方の變更又は新品の追加等に依り保護せんとする傾向があつて、一九三六年中に於ても其の稅率の改正せられたもの左の十數品目によつた。

「リボン」、糸組、特に稅番なき木綿莫大小、純毛莫大小、混毛莫大小、純絹莫大小、靴下、下着、一切の纖維製の伸縮性ある莫大小、食卓用「ナイフ」、穀類、商品包装用品、鐵板製品、亞鉛製品、日傘雨傘の附屬品護謨布、「ゴム」性帶、管、筒、煙火。

### (ロ)輸入許可割當制度

(一)白耳義政府は一九三一年六月の「輸出入に關する特別權限委任法」に依り、輸入輸出及通過を制限する權限を得たが、更に一九三四年七月三十日右法律は改正せられ政府の權限は著しく擴張せられた。右法律に依り輸入許可制度の下に置かれてゐるものを列擧すれば左の通りである。

牛羊豚及同生肉、調味肉、容器入食肉、牛乳「クリーム」、「バター」、「チーズ」、或種蔬菜及果實、鶏卵、穀物及其の製品、石炭、砂糖、窒素含有製品、人絹、絹及人絹織物、羊毛「フェルト」、絹靴下、皮靴、護謨靴、絹及人絹製「メリヤス」地、男女用衣類、「ネクター」、「カラー」、鑛山用木材、海産及淡水産魚類、護謨輪、硝子類、石膏、鐵管、自動車及部分品、砂石、粘土、陶器製の被覆用板石、木綿布、重油「モーター」、重油「モーター」附自動車、重油「モーター」附車臺、重油「モーター」用圓筒、「ゴム」長靴、綿織物、家具類、陶磁器、布製の縫合せ品及既成品等

右の内我方に特に關係あるは護謨靴、絹織物、人絹、男女用被服類綿織物等であるが、我方より交渉の結果、護謨靴は一九三一及三二年度の平均輸入量、絹織物及人絹絲は一九三二年度輸入量、男女被服類は一九三三年度輸入量、綿織物は一九三三年度輸入量を許可せられることゝなつた。尤も「ゴム」長靴は一九三七年度より「ゴム」靴の稅番内に包含せられることゝなつた。

(二)輸入割當制を廢止せられたるものは左の通りである。

特に稅番なき木綿、莫大小、一切の纖維製の伸縮性ある莫大小、卓布(木綿)、天鵞絨、「ブラッシュ」、「パイル」、纖維、「セメント」製板「タイル」、厚紙包装紙等。

(ハ)輸出許可制度 平價切下に依る貿易事情變更の結果、輸出價格の統制原料確保等の見地より輸出に對して統制を加ふる必要を生じたので、前記「輸出入に關する特別權限法」に基き左記商品の輸出許可制を實施するに至つた(括弧内は勅令日附)。尙平價切下後に於ける輸出統制に關し佛國との間に協定を遂げた。

銻地、硝子器、煉瓦、「セメント」(以上四月六日)、酸性燐酸石灰、沈澱性酸鹽、硝子類、苛性曹達、重曹(以上五月二十三日)、硫化亞鉛、敷物、泥灰石、綿莫大小靴下、土管、土器、砂石製器物、「ストーブ」(以上九月十四日)

(ニ)移轉稅 白國政府は一九三六年四月十日より左記商品の輸入に際しては移轉稅を附加することゝした。  
燕麥粉、玉蜀黍粉、米粉、植物粘液素、澱粉、植物性「バター」、甲殼又は軟體魚類

### 四、對外通商政策



一九二九年の世界不況の影響を蒙り輸出不振に陥るや、白國政府は諸外國と個別的に適切な通商協定を締結して貿易の伸長を圖る一方、爲替管理國とは清算協定、支那協定を結んだ。他方、特殊の經濟關係を有する諸國との間の地方的協定に依る通商發展策を採り、一九三四年十月二十日の「ブラッセル」會議に於て、佛、伊、蘭、瑞西、波の金「ブロック」諸國と共に議定書に調印し、調印國相互間の貿易増進の方法を審議する委員會を設置することとし、間もなく佛蘭西と協定を結んだ。又一九三〇年十二月二十二日には瑞典、諾、丁、蘭の諸國と「オスロ」協定を締結し、相互に關稅の引上及び新設をしないことを約し、通商自由への復歸へ一步前進した。同協定は一九三二年二月七日より實施せられ、同年末には芬蘭國も之に加入したが、一九三七年五月二十八日新協定を締結し前協定に比し更に進んで具體的措置として締約國の原産に係る一定產品附屬表に列擧)に付輸入制限、關稅引上等をなさざる義務を約し、尙第三國の加入を認め、斯くして適用地域を漸次擴大せんとしてゐる。

白耳義は此の關稅引下運動と同一思想の下に、一九三二年六月十八日和蘭と所謂「ウーシー」協定を締結し、兩國は關稅の引上及新設をなさざることの他に現行關稅を毎年一〇%宛五ヶ年間引下げを約したが、同協定は批准せらるゝに至らなかつた。更に白耳義に於ては「コンゴ」盆地條約の定める通商自由の原則を全阿弗利加に擴張適用すべしとの主張もある。

五、貿易概況

(イ)白耳義の對外貿易の推移は左の通りである。

○白耳義の對外貿易額(單位、數量「キントル」、價額千法)

一九三六年		一九三五年	
數量	價額	數量	價額
輸入 三三八、五八〇、一八一	二、五〇五、六八二	三〇五、八九七、五四一	一七、四四四、七六一
輸出 二八、四二四、九六七	一九、九四四、二七五	三〇、〇〇一、三三三	一六、二二五、九五五

○國別輸入額(單位、數量「キントル」、價額千法)

一九三六年		一九三五年	
數量	價額	數量	價額
佛蘭西 二〇、六七二、〇九	二、八九五、六二五	二二、三四、五五五	二、七三五、三〇一
獨逸 五五、八三三、二七	二、四二二、六六五	五二、一〇一、二六	二、一三三、〇八六
英國 八、三六八、八七	一、九五五、七二二	八、六六九、三九	一、九五五、七二二
和蘭 四、四九、四六九	一、九三三、九五三	三、八六三、一九二	一、六三五、七七三
合衆國 七、三〇六、九四	一、五二二、七二四	六、八四四、八二五	一、二九六、〇三〇
日本 二五七、九四〇	一一、三五〇	一八二、三九七	七五、七二二

○國別輸出額(單位、數量「キントル」、價額千法)

一九三六年		一九三五年	
數量	價額	數量	價額
佛蘭西 六、三三五、六〇	三、六三五、一〇二	六、七、五〇〇、六四	二、九六〇、〇八六
英國 三、四二五、一〇	二、九〇七、八九九	三、二、一七、五六六	二、三九九、六四六
和蘭 三、〇三九、五三	二、三五四、八八九	三、二、一〇〇、六七	一、八四五、二八六
獨逸 三、二六八、六五	二、〇六四、三六九	三、二、六八、二五	二、〇六四、三六九
合衆國 七、八三八、五〇	一、五七二、〇五六	七、八三八、五〇	一、五七二、〇五六
日本 一、三五九、四六	一四五、九三〇	一、四四九、三三三	一五、二二二

(ロ)日本白耳義間の貿易狀況は左の通りで「バランス」は昭和十一年に始めて日本側の出超に轉じた。

○日本白耳義間の貿易額(單位千圓)

年 度	日本からの輸出	白國からの輸入	「バランス」
昭和七年	四、一六〇	六、一三三	(一)一、九七三
昭和八年	七、七三九	一四、六九三	(一)六、九五四
昭和九年	九、六七五	一七、三二六	(一)七、五五二
昭和十年	一五、三三三	一六、三三〇	一、〇〇三
昭和十一年	一六、〇一八	一四、〇一八	(一)二、〇〇〇

○日本から白耳義への主要輸出品(價額單位千圓)



品名	單位量	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
罐詰食品	百斤	三、四、四五	一、二、六八	七、九、〇七	二、〇、〇九	七、六、七五	二、四、六五
綿織物(生地)	千方碼	三、二、九〇	五〇九	三、六、六二	五、四、七	二、四、六四	四、三、五
同(晒)	同	六、九七	一一五	五、二六	九〇	九〇	一、四、七
同(其他)	同	三、八、七〇	七、七、六	二、五、三三	二、五、四七	一〇、四、九	二、〇、七九
屑綿及屑綿糸	百斤	二〇、〇、三六	三、四、八	二、六、八三	四、七、五		
絹織物	千方碼	二、七、一	一、四、五	三、六、九	二、六、三	二、八、三	三、三
人絹織物	同	三、三、六	一、二、五	一、〇、八七	三、二、八		
「メリヤスシャツ」	打	七、四、一、八九	二、六、六	二、二、四、四八	三、八、五		
模造「バナマ」帽子	同	三、一、八〇	一、七、九	二、八、五三	七、六		
「ゴム」靴	同	七、二、四三	五、二	八、二、二	六、七		
貝鈕	千哥	六、三	一、九、一	八、四、五	二、三、〇		五、九、六
陶磁器	同	一、三、〇	一、三、〇		二、一、〇		
木製材料	同	五、三、六	三、六	六、五	六、五		
麻製真田具	千束	一〇、一	三、八	二、六	三、三		

○白耳義から日本への主要輸入品(價額單位千圓)

品名	單位量	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
鐵類	百斤	一、八、〇、八三〇	一、九、四、〇	二、八、五、〇八六	一、六、九、〇	一、二、四、九、六	七、四、四、七
毛類	百斤	三、七、三、六	三、九、二	四、四、八〇一	三、六、一		
「ナフタリン」	百斤	一、一、〇、一一	一一	二、一、一、三三	二、四、一		

五、和 蘭

一、政治經濟事情

和蘭は金「ブロック」の一國として、他の同一政策を採つた諸國と同様に、産業不況、失業増大に苦んでゐたが、一九三六年の半ば頃より、其の植民地である蘭印産原料品の價格騰貴に依り、財界は漸次明朗化し、殊に九月末金「ブロック」が崩壊してからは、逃避資金は續々と還流し順調な経過を辿つてゐる。

二、幣 制

和蘭は一八七五年金本位を採用し、貨幣單位を「フロリン」又は「ギルダー」と定めたが、歐洲大戰勃發するや一九一四年八月三日兌換を停止し同月八日より金輸出を禁止した。戦後一九二五年四月二十九日より金輸出禁止を解き、金銀の輸出入は法制上全く自由になつたが、實際上は和蘭銀行を通して制限をしてゐた。後一九三三年、和蘭も亦金「ブロック」に加入して金本位を維持したが、白耳義が一九三五年に平價切下を行つて以來、金「ブロック」諸國中和蘭は其の最も弱い一環と看做され、「ギルダー」は屢々投機の目的となり、金は流出した。然し一九三六年下期に至り、漸次財界好轉し、佛蘭西金本位離脱と「フラン」切下が九月末に行はれたが、和蘭は切下を行はず單に金輸出を禁止するに止め、尙爲替安定の目的を以て爲替



平衡資金を設置し、十一月二十三日には英米佛三國間金協定に加入した。爾來「ギルダ」貨の爲替相場は安定し、資金は逆流し、金は累増したので一九三七年二月十六日には金買上値段を引上げ、更に同年六月十九日には再度金輸出禁止を解除し、一九三六年九月二十六日の金輸出禁止令前の状態に復歸した。

### 三、貿易制度

(イ)輸入割當 和蘭政府は一九三一年十二月二十四日公布の「非常時輸入法」並に一九三三年十月十七日公布の「改正非常時輸入法」に依り與へられたる權限に基き、織物類、穀物等を始め金屬製食器等の各種商品に對し、輸入割當をしてゐたが、他の金屬製食器は一九三七年三月末日迄にて、割當期間は大體に於て一九三六年末を以て終つたが、一九三六年に至り新に「ベンゾール」、砂糖に對し輸入割當を實施した。

### (ロ)和蘭一部輸入制限撤廢

和蘭政府は一九三六年九月の金輸出禁止後左記品目に對し輸入制限を撤廢した。

木製家具並に其の部分品(十月八日より撤廢實施)

靴底用革調帶、索具革、鞍革(右と同じ)

純毛及半毛製毛布(右と同じ)

亞鉛板(十月十三日より撤廢實施)

男子、女子並男女子供用護謨附上衣類(十一月四日より撤廢實施)

### 四、通商政策

和蘭は貿易伸長を目的として出来る限り通商協定、支拂協定を締結して通商障害の除去に努力する一方、關稅休戰を實現せんが爲「オスロー」協定、「ウーシー」協定(白身義の項参照)に調印してゐる。

### 五、貿易概況

(イ)日本和蘭國間貿易の推移は左の通りで日本側は常に出超状態を維持してゐる。

#### ○日本和蘭間の貿易額(單位千圓)

年 度	日本からの輸出	和蘭からの輸入	「バランス」
昭和九年	一七、八八二	三、六五三	(十)一四、二三〇
昭和十年	一八、三二六	五、八七三	(十)一二、四五三

年 度	日本からの輸出	和蘭からの輸出	「バランス」
昭和十一年	一五、三九五	四、五五六	(十)一〇、八三九

#### ○日本から和蘭への輸出品(單位千圓)

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
米 及 粳	五、五九二 (七、九七七萬斤)	三、三三八 (三、九〇〇萬斤)	—
罐 罎 詰 食 料 品	四、八九	九一	一、〇〇〇 (三、三萬斤)
魚 油 鯨 油	八二二 (二、四九萬斤)	八七二 (七、七三萬斤)	一、三〇〇 (七、二四萬斤)
樟 腦	六六 (三萬斤)	九五 (四萬斤)	七四 (三萬斤)
人 造 絹 織 物	一九〇	三七七 (七、四〇千方碼)	一〇六 (五、四五千方碼)
陶 磁 器	七六一	四九八	六〇二
鈕 釦	三九二	四八九	六七七
木 材	三三三	三三二	四六一

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
「ブラッシュ」具	三三	一九三	三三九
玩 具	一、一八四	一、〇六	九六二
晒 綿 布	三三	二六	—
生 地 綿 布	三二	一八〇	—
絹 織 物	六八八	一、四四七 (二、三〇千方碼)	四七九 (九〇千方碼)
毛 織 物	六一	一〇三	—
屑綿及屑綿糸	一三五	一六二	—
自轉車及同部分品	五〇〇	七四三	—
「ニッケル」鍍製品	一四九	三一九	—
檜 材	一五三	二五三	—
魚粉及其他肥料	八五九	六四	—



○和蘭から日本への主要輸入品 (單位千圓)

品名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
生「ゴム」	(三萬斤) 八五	—	(二萬斤) 三三
印刷用紙	(四萬斤) 三〇	(二六萬斤) 七七	(一九萬斤) 三二
「レール」及「フィッシュユブレート」	—	—	—
機械及同部分品	四一	五九	九〇
「コーヒー」	八三	一〇八	—
髓 甲	一一四	—	—
油脂蠟及同製品	三九六	三六六	—
品名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
「デキストリン」	三四	—	—
乳 糖	七五	—	—
「キニーネ」	三五	—	—
人 造 絹	八五	—	—
模造羊皮紙類	一一七	—	—
葉鐵及葉鋼	一、二四	—	—
特 殊 鋼	一七五	—	—
「クリオライト」	二〇	—	—
研磨用礦物材料	三七	—	—

(口)和蘭國の對外貿易狀況は左の通りである。(單位千「フロリン」)

國名	一九三三年		一九三四年		一九三五年	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
獨逸	三七八、四四四	一五六、二九	二九八、三三八	一七六、六四三	三三九、三三四	一一九、二五〇
英 國	一〇九、〇三二	一六、三三三	九七、一五五	一三四、二一六	八七、三三六	一四三、三一一
「ベルギー」及「リユクサンブル」	一三三、五五〇	一〇〇、一四三	一〇七、九八四	八一、五四〇	一〇三、二五九	七二、〇九八
「フランス」	五三、二二六	七、八七三	四四、八三六	五七、六六二	四四、〇九八	四七、〇九六
米 國	七七七、〇〇〇	三三、一八五	六九、二〇五	三二、四七四	六四、八〇六	三三、一五五
日 本	—	—	八、三八一	一、〇七	七、四八一	一一、一〇〇
蘭 領 印 度	—	—	五六、四三八	三〇、四八〇	五七、一三五	三二、八二四

六、西 班 牙

一、政治經濟事情

西班牙は一九三一年四月革命に依り共和制となつたが、爾後左右兩翼の抗争止まず動搖に動搖を重ねて來た。一九三六年二月の總選舉が人民戰線派の大勝に歸するや、左翼の示威に依り國內は騒然たるものがあつた。間もなく七月十八日遂に内亂勃發し、更に之は英佛蘇對獨伊の國際戰の様相を呈し、爾來一年に亘り西班牙は戰亂の巷と化し何時解決するかの見込もつかない有様である。

二、幣 制

西班牙は一八七六年一月一日より佛國「フラン」に擬して兩本位制を採り「ペセタ」を通貨單位として採用したが、一八七八年銀貨の自由鑄造は禁止せられた。歐洲大戰以來金本位制は回復せられず其の儘今日に及んでゐる。

一九三六年十月三日西班牙政府は大統領令を以て同令公布の日たる十月四日より七日以内に金貨、金塊並に凡ゆる種類の外國株券及有價證券を西班牙銀行に引渡すべき旨を公布した。又別に十月三日附公布の大統領令を以て國庫增收、叛亂に對する財政改善及將來經濟再建の爲、同令公布の日から金銀貨、金銀塊及金銀を包含する銅塊の輸出を禁止し、右輸出は大藏省の許可を必要とし、又旅行者は四「ペセタ」以上銀の國外搬出を禁止する旨を公布した。

三、貿易制度

(イ)「ダンピング」對抗命令—關稅引上 一九三四年三月十日内國勞働保護の目的を以て「ダンピング」對抗令を公布し、各種「ダンピング」の場合(一)新輸入税の設定又は輸入税引上、(二)輸入割當制の設定、(三)輸入禁止を爲し得ることとし、次で五月二十三日大統領令を以て、西國に於て「ダンピング」を構成せざる國の商品に付、例外を設け前記「ダンピング」對



抗令に依り引上げられた關稅の適用を免除し得ることを規定した。尙「ダンピング」對抗令に依り同年四月二十六日、手工具、鑪及大目鑪、三鹽化物、四鹽化物、熔解用「エチレン」派生物、各種刷子の關稅を引上げた。又十二月五日西國政府は絹業保護の爲の補助金に充當する目的を以て、輸入生糸及繭に對し關稅の外に一疋に付銀二十「ペセタ」を徵收し、輸入原料を以てする製品を輸出する場合は右附加税を拂戻すこととした。齒刷子に對する前記「ダンピング」税は佛、「チエッコ」、英、伊、瑞西等は免除せられたるを以て、我方に於ても免除方交渉の結果一九三五年二月十三日官報を以て本邦に對し右税免除の旨を公布した。

(ロ)輸入割當 西國政府は一九三一年十二月二十三日附勅令を以て國別輸入割當制を採用したが、最近に至り割當量を交渉の對償とし、割當制を通商政策上の武器として利用する方針を採り、一九三三年十二月二十六日附大統領令を以て商工大臣に割當數量を定むる權能を賦與し、右割當制の運用を自由ならしむる爲、外務及商工大臣に對し西國にとり貿易關係不利なる國より順次通商條約廢棄又は改訂の爲交渉を爲し得る權限を賦與し、更に一九三四年十月廿三日附大統領令を以て割當制適用品目に付輸入許可を申請する者に對し國產品購買の義務を課し得ることとして國內生業保護を計ると共に、十一月一日附大統領令を以て超割當制を定め特定國に對し西國品買付の代償として通常割當量以上に超割當を許與し、又は貿易關係を考慮して必要に應じ特定國に超割當量を一方的に許與し得ることとし、割當制に伸縮性を賦與した。殊に右制度に於ては、西國が輸入超過の關係にある相手國に對し、超割當數量許與の代償として、平常西國より輸出せざる商品の買付を要求し、其代金は超割當に依り生じたる支拂勘定に充當することを規定した點は注意に値する。更に十一月二十三日輸入割當制に關する統一法規を定むる大統領令を公布し、從來の關係法規を綜合統一すると共に割當制の目的を總括し國家經濟の必要及商業政策の擁護並に「ダンピング」對抗の爲なる旨を規定した。右法規に基き割當制度を適用せられて居る主なる商品は左の通りである。

未加工動物性脂肪、同油類、椰子油、「ココナツ」油、不純動物性油、肝油以外の動物性油、水素化せざる動物性脂肪、油性酸類、「コブラ」、「ココナツ」及類似品、「リンシード」、「カストール・オイル・シード」、油性種子、木炭、鐵道枕木、木栓、普通材の板、珈琲、「モーター」附自動車「チャシス」、幌自動車、箱自動車、板、梁材。

(ハ)輸入禁止 柳(一九三三年十二月八日)、冷凍肉(一九三四年一月二十日)、不純沃度及複昇華沃度(三月十四日)、粉狀及凍卵(四月五日)、硫黃(四月十八日)、組立て又は組立てざる粗製木箱(十一月七日)。

一九三六年中輸入を禁止せられたものは左の通りである。

乾菽及他に掲げざる乾野菜、飼料用「ココナツ」及落花生捏粉、大豆粉、飼料用「カサヴァ」根。

(二)關稅改正

(一)特殊 稅、

一九三六年中稅率の變更されたものは左の通りである。

生糸、絹糸

(二)輸入附加稅

西國政府は對外支拂調整の爲多數商品に對して輸入附加稅を課したが本邦に關係あるものは左の如くである。

- 二割 干鱈、葡萄酒、肉桂、胡椒、唐辛、茶、「マテ」茶、板材、革製靴、交織絹布、釧、「セルロイド」玩具、雜文房具。
- 一割五分 陶磁器。
- 一割 棉、綿布、交織毛織布。
- 五分 皮革製品、銅製板。

(ホ)債務決濟 西國に於ては一九三〇年以來爲替管理を施行して居るが、我國は西國との間に支拂協定を締結してゐないので、支拂決濟は著しく遅延し、その對本邦延滞債務は一萬磅を突破する状態で、之が爲日西貿易は振はず、新規輸出は



相當困難を來した。依つて當方より爲替管理の緩和方及延滞債務決済方を再三交渉してゐたが、偶々西國の内亂が突破した爲交渉を續行すること能はず問題の解決を後日に残してゐる。

四、對日貿易概況

日本西班牙間の貿易狀況は次の通りで貿易尻は毎年日本側の入超に終つてゐる。

○日本西班牙間の貿易額 (單位千圓)

年 度	日本からの輸出	西班牙からの輸入	「バランス」
昭和七年	九一〇	二、二七三	(一) 一、三六三
昭和八年	一、八四四	三、六三九	(一) 一、七九五
昭和九年	一、七四九	二、八五一	(一) 一、一〇二
昭和十年	三、五四六	四、五四八	(一) 一、〇〇二
昭和十一年	一、三三〇	二、一四七	(一) 七七七

○日本から西班牙への主要輸出品 (單位價額千圓)

品 名	數量	昭 和 九 年	昭 和 十 年	昭 和 十 一 年
生 糸	百斤	二四四	二二九	七五三
人絹羽二重	方碼	一三、九四	三七	—
「セルロイド」	百斤	五六	六四	四八五
鈕 釦	千哥	一、〇六	四七三	一、四三〇
				五七八
				六三六
				二七七

○西班牙から日本への主要輸入品 (單位價額千圓)

品 名	單位	昭 和 九 年	昭 和 十 年	昭 和 十 一 年
酒 類	千立	一、三四五	四三〇	一、二四五
粗製鹽化加里	百斤	二八、八二九	八二二	二二、三三〇
水 銀	同	二、元九五	七〇四	四、七九〇
				一、四六九

品 名	數量	昭 和 九 年	昭 和 十 年	昭 和 十 一 年
絹 製 着 物	斤	三	五五〇	一
陶 磁 器	千打	九四	一、三六〇	二二七
齒 用 具	哥	三、六七	八、七九九	九六
玩 具		五七		八〇

品 名	單位	昭 和 九 年	昭 和 十 年	昭 和 十 一 年
「コルク」樹皮	同	五〇九、六四三	四四一、八三二	一、〇九
鹽	同	二、〇二七	三	六、七六九
				一、五四

七、葡 萄 牙

一、政治經濟事情

葡萄牙は一九一〇年十月五日共和制を樹立した以後も引續き國內は不穩紊亂の状態であつたが、一九二六年軍事獨裁制を布き、内政の改革を行ひ、「サラザル」博士を迎へて内閣總理大臣兼大藏大臣に任じ、組合を基礎とする新國家建設を理想として内政、財政の整理を斷行し、一九三五年五月以來經濟復興十五ヶ年計畫を樹て十億圓以上の經費を支出して軍備の改善、産業の助成、教育施設の整備、植民地の開發、航空竝に商漁港の建設及び改築事業に力め國力充實の一途を辿つてゐる。

二、幣 制

葡萄牙國は一九三一年七月兌換制度を設け金本位となり、「エスクード」は品位千分の九百の金〇・〇七三九「グラム」と定めたが、一九三二年九月英國の金離脱に伴ひ兌換を停止して今日に至つてゐる。尙葡萄牙國は一九二二年十月二十一日附及一九二四年九月六月附大統領令に依り爲替管理を行ひ又金及銀の輸出に付許可制を執つてゐる。

三、貿易制度

(イ)關稅改正 葡國に於て一九三四年以降關稅の改正せられた目品は左の通りである。

- (一)一九三四年中 齒「ブラッシ」、人造寶石、人造眞珠、紐類等。
- (二)一九三五年中 護謨及同類似品(生のもの及層のもの)、大きさ一、二〇〇方糶以下の鏡等。
- (三)一九三六年中



冷蔵装置及製氷装置用壓搾機、凝汽機、蒸發機、「コークス」、石炭、塗用鑛油、染色「セメント」、人造織織、布地手袋、齒「ブラッシュ」、一部藥劑、一部糸組物、秤器、防毒用「マスク」及濾管、鐵若くは鋼滓又は屑、蓄電器及金屬性分離器、活動寫眞「フィルム」、漁網製造用撚糸、松丸太材等。

(ロ)輸出統制 葡國政府は一九三二年二月十六日附大統領令に依り輸入割當制を採用し得る權限を得たが、未だ之を實施するに至らなかつた處、一九三三年以來葡萄酒類の輸出統制を爲すと共に、或種外國品の輸入に付て統制を爲すこととし、一九三四年六月葡本國(「アソンス」、「マデイラ」の隣接諸島を含めて葡本國の關稅地域を構成してゐる)輸入小麥、米及鱈の三品目に對し許可制を實施し、唯小麥に關しては「マデイラ」島を除外してゐたが、一九三六年三月十七日附大統領令を以て政府は同島に於ては葡本國並に葡領阿弗利加産小麥のみの輸入を許可し、外國産小麥の輸入を禁止することとした。

(ハ)對日本品關稅 葡國政府は、我方に對し、一九三四年八月三十日附を以て、一九三二年三月二十三日調印の日本及葡萄牙間暫定通商航海取極を廢棄する旨通告して來た。仍て該取極は廢棄通告の三ヶ月後、即ち一九三四年十一月三十日より失効の筈であつたが、折衝の末、結局、葡國側は一九三五年三月三日迄有効期間延長を受諾した。爾來、日葡兩國は無條約關係にあるが、新條約締結交渉中なる關係もあり、葡國は我方の希望を容れ、暫定的に本邦品に對して最低稅率を課することとなり、其の後右に何等變更を見ずして現在に及んでゐる。

#### 四、貿易概況

(イ)葡本國の對外貿易の推移は左の通りである。

##### ○葡萄牙の對外貿易額(單位千英鎊)

年 度	輸 出	輸 入	「バランス」	年 度	輸 出	輸 入	「バランス」
一九二九年	九、七五七	三三、九七七	(一)二四、二二〇	一九三三年	七、三四六	一七、三六三	(一)一〇、〇一七
一九三〇年	八、五九三	三二、八七〇	(一)二四、二七七	一九三四年	七、七五三	一七、八二〇	(一)一〇、〇六七
一九三一年	七、三九九	一五、二二四	(一)七、八二五	一九三五年	八、三九七	二〇、八六三	(一)一二、四六六
一九三二年	七、一九八	一五、五二五	(一)八、三二七	一九三六年(四月迄)	二、二八三	五、一七二	(一)二、八八八

##### ○一九三五年主要國別貿易額(單位十萬「エスクード」)(「エスクード」は邦貨十六錢具當)

國 名	輸 出	輸 入	國 名	輸 出	輸 入
英 國	二九六	六四六	佛 國	九六八	二八二
獨 逸	一四六六	三三六	西 國	六六三	二九二
北米合衆國	六九三	二八八	和 國	二九二	八七三
白 國	六二六	一九九五	伯 國	三九三	六七二
			葡領植民地		三二六
			日 本		五四
					三二六

(ロ)日本葡萄牙間の貿易狀況は左の如くで毎年日本側は入超關係を續けてゐる。

##### ○日本葡萄牙間の貿易額(單位千圓)

年 度	日本からの輸出	葡國からの輸入	「バランス」	年 度	日本からの輸入	葡國からの輸入	「バランス」
昭和四年	一七	七二	七〇〇	昭和八年	五三九	一、五二五	(一)九八六
昭和五年	六九	八五三	七八〇	昭和九年	五七三	一、四四八	(一)八七六
昭和六年	五九	八七三	八一四	昭和十年	一、〇一〇	一、四七三	(一)四六三
昭和七年	三四四	一、三〇三	九五九	昭和十一年	一、四一一	一、六八二	(一)二七一

##### ○日本から葡萄牙への主要輸出品(價額單位千圓)



品名	數量單位	昭和九年		昭和十年	
		數量	價額	數量	價額
鈕	千哥	四	一六	一〇三	三三
人絹布	千方碼	二	一	一五	四
齒「ブラッシュ」	千哥	一	二	一	三

○葡萄牙から日本への主要輸入品（價額單位千圓）

品名	數量單位	昭和九年		昭和十年	
		數量	價額	數量	價額
「コルク樹皮」	百斤	七〇、九三	一、三七	七九、四八	一、三六
葡萄酒類	千立	一四	一三	一五	一九

品名	數量單位	昭和九年		昭和十年	
		數量	價額	數量	價額
品	數量				
魚網	百斤	一、三九	一九	二、五四	三五〇
電球	千哥	五	五	三	四九
硬化油	百斤	五、一六	五	七、五二	一〇八

品名	數量單位	昭和九年		昭和十年	
		數量	價額	數量	價額
生酒	百斤	一、三四	三	一	一
屑及故鐵	同	七、七三	一	一〇、七〇	五

### 八、瑞 西

#### 一、政治經濟事情

瑞西國は地域狭少にして、天然資源に乏しく、其の消費する製造原料及食糧の大部分は外國より輸入するを要し、之に對する支拂は輸入原料品を製造品として輸出し辨濟して居るものであるが、金「ブロック」の一環として「デフレーション」政策を執り來れる以來、貿易は萎縮し觀光客は減少し之が爲國際收支悪化して金は流出し、瑞西「フラン」は屢々投機的目標となつたが、昨一九三六年九月末佛蘭西の金本位拋棄に因る金「ブロック」崩壊に伴ひ、瑞西國も亦平價の切下をなして以來、資金は環流し、中央銀行の金準備は増加し、景氣は漸次好轉してゐる。

#### 二、幣 制

瑞西國は「ラテン」同盟の一國であつたが、歐洲大戰の勃發と共に一九一四年七月三十日兌換を停止し、翌一九一五年七月

十六日には金の輸出を禁止した。戰後一九二八年八月一日金輸出禁止を解除し、一九二九年の世界不況の影響に依る經濟不振時期も金「ブロック」の一國として金本位を維持して來たが、一九三六年秋金「ブロック」崩壊するや佛蘭西に追隨して九月二十八日約三〇％に當る切下をなし、「フラン」を純金一九〇乃至二一五「ミリグラム」と決定した。

#### 三、貿易制度

(イ)關稅引上 瑞西政府は一九三五年中金錢登錄器、瓦斯計器、計算器、砂糖、「ベンジン」、揮發油、食用油等の關稅引上を實施したが本邦品には大なる影響がなかつた。然し一九三六年中蜜柑、絹布、人絹布の關稅改正があつて相當の打撃を蒙つた。尙瑞西政府は、外國品輸入防遏の爲には、主として左記輸入許可及割當制度に依つてゐる。

(ロ)輸入許可及割當制度 瑞西は一九三一年十二月二十三日聯邦令を以て輸入制限許可制度を實施し、越えて一九三三年十月十四日「外國に對する經濟上の防禦手段に關する聯邦令」を公布し之に代へた。本令に基き政府は輸入を制限し又は之に許可條件を附すこと、外國と短期の協定を結ぶこと、或は經濟的財政的の特別措置を執ることの權限を得た。而して右聯邦令に基き實施せられた許可及割當制度は、同國輸入品の殆ど全部を網羅して居るが、本邦關係品は絹織物、人造絹織物、陶磁器、「フェルト」製及護謨製靴、「スリッパ」、綿織物、毛織物及衣類、鉛筆、自動車「タイヤ」、自轉車及同部成品、帽子、鐵製品、燐寸等である。

然るに一九三六年九月の平價切下の結果生じた經濟的變化に對應する爲め一九三六年十二月一日から多數商品に互り、輸入許可を要しないこととしたが、其の内本邦に關係あるものは園藝用球根、裝填品(寫眞帳以外の紙製「アルバム」)、裝填品(絹布、「レース」製以外の「アルバム」)、帶狀「ゴム」及び「グッタペルカ」類、別掲なき「ゴム」及「グッタペルカ」、蓄音器及活動寫眞器類等である。

(ハ)輸出入稅關領收書印紙稅 瑞西政府は非常時財政措置法として一九三六年二月四日から一切の輸出入稅關領收書に對



し領收金額の四%を印紙税として課徴することとした。但し百疋に付「フラン」以下を課税せられる二疋以上の商品は領收金額の二%のみを課し、又最少限度印紙税は一〇「サンチーム」とした。尙左記のものは本税を免除せられる。  
 免税品 通過貨物及通關免狀に依るもの、「ガソリン」、葉煙草。

四、貿易概況

(イ)日本瑞西間貿易の推移は左の通りで日本の輸出は増加してゐるが依然「バランス」は日本に不利である。

○日本瑞西間の貿易額 (單位千圓)

年 度	日本からの輸出		瑞西からの輸入		年 度	日本からの輸出		瑞西からの輸入	
	數量	價額	數量	價額		數量	價額	數量	價額
昭和七年	三二	一一、一〇四	(一) 一一、七九三		昭和十年	四七〇	一三、四四五	(一) 一二、九九五	
昭和八年	三三	九、八八五	(一) 八、八六二		昭和十一年	八三六	一四、〇〇〇	(一) 一三、一六一	
昭和九年	三〇七	一〇、九三五	(一) 一〇、六二八						

○日本から瑞西への主要輸出品 (價額單位千圓)

品 名	單 位	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
生 糸	百斤	一三〇	一〇一	三六〇	二四	一六〇	一四一
絹 織 物	方碼	三、九六	三	一三、二二	八		
陶 磁 器	打 方碼	二、一〇三	三	一、四一四	六		

○瑞西から日本への主要輸入品 (價額單位千圓)

品 名	單 位	昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
		數量	價額	數量	價額	數量	價額
合 成 塗 料	千 斤	二二	一、三三六	二六	一、七九〇	二五	一、六六四
綿 織 物	千 方碼	一七四	九六	一九〇	一三	七六	三九
「アルミニウム」	百 斤	一〇、八	六、四一八	二八、三〇八	二、五六五	二〇、九〇八	一、九五三
懐中時計及同部分品	千 個	七二	二、四六八	一三	三、一一	二、七六〇	二、七六〇
發電機及變壓機	千 斤	五	九六	八	三	四八	八二
機械及同部分品							
(前記品を除く)			三、四九九		二、六九九		三、七〇〇
藥材化學藥品及同調合			八五六		一、二六一		
品(別掲なきもの)			二二七		一九七		
貴 石							

(ロ)瑞西の對外貿易狀況は次の通りである。

○瑞西對外貿易額 (單位數量「キントル」、價額千法)

輸 入	一九三六年		一九三五年		一九三四年	
	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量
出	一、二六六、二六一	七五、七四八、八三九	一、一八三、三〇四	八一、二六、九七一	一、四三四、五〇六	八四、四、三三三
	八八一、六三三	四、三三三、七八八	八二二、九六〇	五、一九九、五三四	八四四、三三三	

○一九三四、五、六年度國別輸出額 (單位千法)

國 名	一九三六年	一九三五年	一九三四年
獨 逸	一七、四、四〇〇	一六、九、六六四	一八、二、四九三
佛 國	一四、五、二二	一三、七、七〇	一三、五、四四
英 國	九七、八、六五	七七、九、三四	八三、六、二二
合 衆 國	七〇、一〇三	四八、一〇八	四七、四八一
日 本			一一、一七〇
伊 太 利			六、五九八
「チエッコス ロヴァキア」			三九、三三六
日 本			一一、一七〇

○一九三四、五、六年度國別輸入額 (單位千法)

國 名	一九三六年	一九三五年	一九三四年
獨 逸	三三、四、四八	三三、八、三九二	三六、八、五七
佛 國			
英 國			
合 衆 國			
日 本			
伊 太 利			
「チエッコス ロヴァキア」			
日 本			



國名	一九三六年	一九三五年	一九三四年	國名	一九三六年	一九三五年	一九三四年
伊太利	八三、四七四	九一、二九六	一一六、〇四八	「ベルギー」	四六、七三四	四〇、二二三	五〇、七九六
英國	七七、三六九	七六、二五五	九〇、九四三	日本	七八、四〇〇	六、五三三	五、七六六
合衆國	七一、六九二	六九、五三一	七五、九三三				

九、諾威

一、政治經濟事情

諾威國は一九三一年英國に倣つて金本位制を拋棄し、低金利 低爲替政策を採つたが、爾後景氣は漸次回復し殊に一九三六年央ばから同國の主要産品である木材、「パルプ」、鐵は何れも活況を呈し失業は減少した。

二、幣制

諾威は「スカンヂナビア」貨幣協定國の一であつて「クローネ」は〇・四〇三二二六五の量目を有し、十八「クローネ」は一英磅に均しい。歐洲戰爭の勃發に依り一九一四年八月四日兌換を停止したが、戦後の通貨膨脹時代に低落した「クローネ」貨は一九二七年に至り安定し、一九二八年五月一日兌換を再開した後英國に追従して一九三一年九月二十九日金本位制を停止し爾來其の儘である。

三、貿易制度

(イ)關稅改正 諾威政府は一九三六年六月三十日附勅令を以て、一部品目に對し輸入關稅を改正すると共に、指定品目を除く一切の品目に對し五〇%の附加税の外二〇%の臨時附加税を設定し、殊に砂糖及茶に對しては二五%及六五%の高率の臨時附加税を定め、一九三六年六月一日から實施することとした。尙關稅改正のあつた主な品目は左の如くである。林

檜及梨、酵母、水深測量器、膠、扉及窓取付用金具、「ナイフ」、「スプーン」、馬具用「ベルト」、毛皮、「シロップ」、木製器  
物、亞鉛華、煙草點火器、油等。

(ロ)輸入許可割當 諾威に於ては市場の安定、國內生産者保護を目的とし一九三四年三月十二日以降護謨靴類及陶器の輸入に付輸入制限を實施し、右割當は本邦品に大打撃を與へ事實上輸入禁止の狀態となつた。依て我方は諾威政府に對し、貿易均衡求償互惠主義の下に本邦品の輸入緩和方を極力交渉した結果、陶器は一九三五年六月二十四日から、又「ゴム」靴は同七月十六日から、夫々輸入割當制を廢し、其の代り陶器に付ては〇・二〇冠の現行關稅を〇・二五冠に、「ゴム」底布靴に付ては一冠に付一・二〇冠を一・二五冠に夫々引上げを見たのみで本邦品の進出は有望となつた。

(ハ)商品の輸出入に對する特殊稅 諾威に於ては一般商品の輸出入に對し、關稅の外に現行關稅法の規定に従ひ、秤及燈臺料を稅關に於て徵收し、尙一九三五年五月三十一日附及同二十四日附法令に依り「シヨコラ」砂糖、炭酸水、煙草其の他の輸入に對し消費稅を稅關に於て徵收し、又外國製骨牌の輸入に對して一八六九年三月六日附法律により國產骨牌に對すると同率の骨牌印紙稅を稅關に於て徵收してゐるが、商品の輸入に對しては本件特殊稅に該當するものを徵收してゐない。尙商品の輸出に對しては左の如き特殊品の輸出に對し特殊稅を徵收する。

(一)廣告基金料

練及小形練罐詰の輸出に對し一〇〇函に付十五「オーレン」、藥用魚油の輸出に對し蒸溜せるもの一樽に付一・五〇冠、蒸溜せざるもの一樽に付〇・五〇冠を徵收する。

(二)魚港基金料

魚類の輸出に對し乾魚一〇〇疋に付四十二「オーレン」、開き鱈一〇〇疋に付二十八「オーレン」等の率で徵收する。

(三)評價料



鱈の輸出に對し二十疋に付十「オーレ」を徵收する。

(四) 検査料

鹽練の輸出に對し一噸に付二十五「オーレ」以下品種により差等ある検査料を徵收し、又藥用魚油の輸出に對し一〇〇疋に付一〇〇冠の検査料を徵收する。

(五) 其他

右の外從來「ウエストランド」地方に於て漁獲せられる大形鱈の輸出に對し、「ヘクトリットル」に付六「オーレ」を徵收し、一九三五年六月二十五日附法律を以て、本年一月一日より漁民の疾病保険料に資する目的を以て、或種魚類の輸出に對し一定の税を徵收することとなつた。

四、貿易概況

(イ) 日本諸威國間の貿易關係は常に日本側に不利であつて輸出品は殆ど雜貨であるが輸入品は「パルプ」許りである。

○日本諸威國間輸出入額 (單位千圓)

年 度	日本から		諸威から	
	の輸出	の輸入	「バランス」	
昭和九年	二、八三六	一四、二七九	(一) 一四、四五一	
昭和十年	四、四八二	一九、九四〇	(一) 一五、四五八	
昭和十一年			六、一七一	一七、八五三 (一) 一、六八二

○日本から諸威への主要輸出品 (單位千圓)

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
大豆	九五	七一	
菜子油	一三二	一八五	
鱈油	—	四七〇	五〇
蠶絲	—	—	—
苛性曹達	—	—	五五
毛織	—	—	—

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
生地綿布	二三八	七三三	
晒綿布	四八	二〇七	
襪	一九	三	
縮緬及壁織	一四三	一八一	

○諸威から日本への主要輸出品 (單位千圓)

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
製紙用「パルプ」	一〇、四六三 (六六九三萬斤)	二五五 (八三三萬斤)	一四、六三〇 (九四四萬斤)
「アルミニウム」	八六一 (八二萬斤)	三、〇〇五 (三〇四萬斤)	七五六 (八三萬斤)
硝酸曹達	五四	七七	
人絹用「パルプ」	—	—	一三、一四六
筆記用紙	四一	—	三六
模造革皮紙類	二〇三	—	一五五
屑及故鐵	三三	—	三三

(ロ) 諸威の對外貿易狀況は次の通りである。

○諸威の對外主要國別輸出入額 (單位千冠)

國 名	一九三四年		一九三五年	
	輸 入	輸 出	輸 入	輸 出
白耳義	二四、五九五	一八、一七九	三〇、〇六四	一九、七五三
丁抹	四一、九五六	三三、九五六	四三、三六六	二四、五五二
芬蘭	三、八八五	七、八七四	五、〇八〇	八、七七一
佛國	二二、四六九	二六、九九七	八、七二七	三八、二五四
伊國	一〇、七〇一	一九、一六	一一、六九〇	一一、七六〇
和蘭	二四、九一一	一九、三九一	一九、六五三	一四、三〇〇
波蘭	一三、四三〇	四、八二八	一八、八〇九	六、五九二
荷牙	一、〇九二	六、六四八	四、八二七	六、三六八
蘇聯邦	一四、七三三	八、四三五	九、三二七	四、七五五
日 本			四、七七八	一七、五七四
米 國			一七、五七四	八、四七四
獨逸			一四〇、六六六	七九、〇八九
露 國			七、〇五七	三、一四三
瑞 典			七六、九八一	四三、六二〇
瑞 西			四、一五九	三、一九六
英 國			一六八、七七〇	一四〇、三二二
西 牙			一、四三三	一五、四五八
國 名			一、四三三	一六、七六二



○諾威の主要輸入品 (單位千冠)

品名	一九三四年	一九三五年	品名	一九三四年	一九三五年
船舶車輛機械	二四、二六	一四、三六	織物	七四、五九	八〇、五五
鑛物	八六、〇三	八九、二六	穀物	五三、五七	六〇、〇九
			金屬加工品	五三、五五	六〇、三八
			油脂	五一、三七〇	五八、八九一

○諾威の主要輸出品 (單位千冠)

品名	一九三四年	一九三五年	品名	一九三四年	一九三五年
製紙原料及紙	二八、〇七六	一三、九四六	金屬	八六、四八六	一〇一、三六
動物性食料品	二二、九八	一六、三六八	鐵物製品	七四、九七四	六四、七七
			油		
			脂	四、九九五	四三、〇四六

一〇、瑞典

一、政治經濟事情

瑞典國は一九二九年の世界不況の影響を受け不景氣に苦んでゐたが、一九三一年九月二十九日英國に倣つて金本位を離脱し、翌一九三二年九月の労働黨内閣成立以來低金利政策を採用し、他方各種の公共事業を遂行し漸次景氣回復し殊に昨年頃よりは木材、「パルプ」、鐵等の重要商品の需要激増し經濟界は活況を呈してゐる。

二、幣制

瑞典國も亦諾威、丁抹同様「スカンデナヴィア」貨幣同盟に加入し、右他の二國と同じ「クローネ」を貨幣單位としてゐたが、歐洲大戰の開始と共に一九一四年十一月十九日金兌換を停止した。後一九三四年四月一日からは兌換を再開し金輸出禁止をも解除したが、英國の金本位停止に従ひ一九三一年九月二十九日より金本位制を抛棄し今日に及んでゐる。

三、貿易制度

(イ)關稅改正 瑞典國政府は一九二九年十月四日附關稅令附屬稅率に種々改正を加へたが、其の主要品目は左の如くである。

護謨、堅果製釘、或種の麻布、「トランク」、「スウィッチェス」等に使用の錠、絹製衣類、毛皮及軟皮、絹使用の護謨糸及「リボン」、同上の「ガーター」、「ベルト」類、編製「ジャムバー」、玉葱、胡瓜、櫻母、人造「バター」。

(ロ)農産物輸入特殊稅 瑞典國は一般商品の輸出入に對し特殊稅若は手數料を賦課してゐないが、農業保護の目的を以て農産物の輸入に對し左記の特殊稅を賦課してゐる。而して右特殊收入の豫算中に二個の特別會計を設け、専ら農産物市價改善を目的とする各種施設の經費支辨に充當せられるものであつて、何れも最近の設定に依り、收支は油糟輸入特殊稅が一九三四年收入四八六四八三冠である外は不明である。右の外貿易振興の施設費に供する爲政府の特に徴收し居る特殊稅又は手數料はない趣である。

油糟輸入特殊稅	肉類及肉類罐詰輸入許可稅
糖輸入特殊稅	小麥粉輸入特殊稅
燕麥玉蜀黍其他飼料輸入特殊稅	乳製品輸入特殊稅
鶏卵輸入許可稅	

(ハ)屑鐵輸出禁止 瑞典政府は一九三六年十二月十八日附法令を以て、商務院の許可のない亞鉛鍍金若は鉛鍍金のものでない可鍛性屑鐵の輸出を禁止した。

四、貿易概況

(イ)日本瑞典間の貿易狀況は左の通りであつて日本側の輸出は瑞典よりの輸入の三分の一にも足りない。

○日本瑞典間の貿易額 (單位千圓)



年 度	日本からの輸出	瑞典からの輸入	「バランス」
昭和九年	六、一三三	三、一四〇	(一)一五、〇七三
昭和十年	六、七八四	三、〇七四	(一)一六、二九〇

年 度	日本からの輸出	瑞典からの輸入	「バランス」
昭和十一年	八、八三〇	三、一〇八	(一)一四、二八八

○日本から瑞典への主要輸出品 (単位千圓)

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
綿織物(生地)	四三〇	七三〇	九二
(三、五九千方碼)			(五、六二千方碼)
同 (晒)	八一	一八四	二九〇
(三九一同)		(九三〇同)	(一、五九七同)
同 (其他)	三〇一	三九七	五五九
(一、二四四同)		(一、七二六同)	(三、二九六同)
寒 天	二九	六四	
罐詰食品	四四	九六	
油 脂	八一	二七	
樟 腦	三三	五〇	
蟻 酸	三三	四七	
薄 荷	一三	三六	
鉛 丹	三三	五	
毛 糸	一九	四八〇	
屑綿及綿糸	二九	二八六	
生地綿布	四三	八二九	
晒 布	七五	三八七	
其他の綿	三三	三九	

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
絹 織 物	八五	一五四	
毛 織 物	五三	四〇	
綿 織 物	八〇一	一、三一一	
襪 物	三七	三六	
手 巾(綿製)	一八一	七〇	
綿製「タオル」	六八	五八	
「シャツ」(上下共)	五二七	四五六	
帽 子	二四三	九四	
靴 下	一、〇三五	三三五	
靴 (「ゴム」製)	三三	一九	
鈕 釦	三三八	二五〇	
「メリヤスサルマタ」	四五四	一九六	
絹製きもの	一七	一六	
陶 磁 器	一三三	一四五	
眼 鏡	九	三六	
安知母尼製品	二八	二	
「ニッケル」鍍製品	一九	二	

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
「クローム」鍍製品	一六	三〇	
竹 材	三六	九	
花 材	五五	一五	
「アラッシュ」齒磨	八二〇	六三	
藥材化學藥及製藥	九五六	二六五	
包装紙及燐寸用紙	一、〇八〇	一、〇八〇	
模造日本紙及「テ	一三四	二三三	
ツシユペーパー」			

○瑞典から日本への主要輸出品 (単位千圓)

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
製紙用「バルプ」	七、四三六	七、七三四	九、七三五
(八、〇〇〇萬斤)		(八、五六〇萬斤)	(九、五〇〇萬斤)
銑 鐵	四一萬斤	六四	五
(四一萬斤)		(二〇二萬斤)	(八萬斤)
銑 鐵	四、七〇三	五、四二一	三、四七九
其他の鐵	(二、四一六萬斤)	(二、八三六萬斤)	(二、一七三萬斤)

(口)瑞典の對外貿易状況は左の通りである。

○主要國別輸出入額 (単位千圓)

國 別	一九三三年	輸 入	輸 出
英國及愛蘭	一九七、六八五	二九〇、二九九	
伯 逸 國	三〇、五七四	八、五四一	
獨 逸 邦	三九、七六〇	一一五、二六七	
蘇 聯 邦	二二、六四二	一三、二五三	

國 別	一九三四年	輸 入	輸 出
英國及愛蘭	二五五、五四六	三三四、〇六〇	
伯 逸 國	二七、六七四	九、一五〇	
獨 逸 邦	三五〇、四六九	一八六、一六七	
蘇 聯 邦	二二、六四五	一四、八一七	

國 別	一九三五年	輸 入	輸 出
英國及愛蘭	二八五、五七一	三三七、六一〇	
伯 逸 國	二九、二〇五	八、五三〇	
獨 逸 邦	三五七、五七六	一八七、〇九八	
蘇 聯 邦	一六、五一九	一〇、一一九	

品 名	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
模造羊皮紙類	二八二	四三三	
鐵 釘 類	一八六	一九五	
「ベアリングボール」	一五三	一九五	
「メーター」類	一七二	二八五	
製紙用「フェルト」	二七三	二七三	
電 球	六六	四四	
玩 具	一八六	二八	
「セロファン」紙		六五	
發電機類及變壓機	一五三	三	
(二八萬斤)		(三萬斤)	(二五萬斤)
其他の機械及部 分 品	五、二四三	五、九一九	四、六二